

第5次

# 岐阜県青少年健全育成計画



令和7年3月

岐阜県

# 目 次

|                             |     |
|-----------------------------|-----|
| 第1章 計画の策定にあたって              | 1   |
| 1 計画策定の趣旨                   | 1   |
| 2 計画の位置付け                   | 2   |
| 3 計画の期間                     | 2   |
| 4 計画の基本理念                   | 2   |
| 5 計画の対象者                    | 3   |
| 第2章 「第4次岐阜県青少年健全育成計画」の検証    | 4   |
| 1 第4次計画における取組               | 4   |
| 2 施策に係る数値目標と進捗状況            | 6   |
| 第3章 青少年を取り巻く現状              | 8   |
| 1 人口減少、少子高齢化                | 8   |
| 2 情報化社会の進展                  | 11  |
| 3 青少年が抱える困難な状況              | 18  |
| 4 少年非行の状況                   | 37  |
| 5 青少年と地域との関わり               | 43  |
| 6 青少年の意識、県民の意見              | 48  |
| 7 課題認識                      | 59  |
| 第4章 青少年育成支援施策の推進方針          | 60  |
| 第5章 青少年育成支援施策の展開            | 62  |
| 基本方針Ⅰ 全ての青少年の健やかな成長と自立への支援  | 62  |
| 1 自己形成のための支援                | 62  |
| 2 自己実現のための支援                | 68  |
| 3 青少年の社会的・職業的自立や就労等への支援     | 72  |
| 基本方針Ⅱ 困難を有する青少年とその家族への支援    | 75  |
| 1 総合的な支援体制の推進               | 75  |
| 2 困難な状況に応じた支援               | 77  |
| 3 犯罪等の被害・非行防止               | 91  |
| 基本方針Ⅲ 青少年の健やかな成長を支える社会環境の整備 | 95  |
| 1 安全・安心な社会環境の整備             | 95  |
| 2 家庭の教育力の向上                 | 101 |
| 3 地域での健全育成の推進               | 104 |
| 第6章 数値目標                    | 111 |
| 第7章 計画の推進体制                 | 113 |
| 関係法令等<br>岐阜県青少年健全育成条例       | 114 |

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

本県では、青少年の育成支援施策を総合的に進めるため、岐阜県青少年健全育成条例に基づき、平成18年度に「岐阜県青少年健全育成計画」を策定し、青少年の健全育成は、行政のほか家庭、地域社会、学校が連携してそれぞれの役割を果たす必要があるという基本理念のもとに、計画を推進してきました。

その後、平成22年4月に、「子ども・若者育成支援推進法」が施行されたことを受け、第2次計画からは、「岐阜県青少年健全育成計画」を、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく岐阜県の「子ども・若者計画」として位置付けてきました。

また、平成28年2月には、全てのこども・若者が健やかに成長し、全ての若者が持てる能力を生かし自立・活躍できる社会の実現をめざして「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されたことを受け、第3次、第4次計画では、第2次計画の基本的な施策に加えて、困難を有するこども・若者への支援とインターネットの安全・安心な利用の促進に力を入れて取り組んできました。

一方、令和5年4月に「こども家庭庁」が創設、「こども基本法」が施行され、12月にはこども政策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」が閣議決定されました。

これにより、当計画が依拠してきた「子供・若者育成支援推進大綱」は「少子化社会対策大綱」等とともに「こども大綱」に一本化されることとなりました。

これを受け、県では令和6年度中に「こども基本法」に基づき、新たに「岐阜県こども計画」を策定することとしたため、青少年健全育成計画は、「岐阜県こども計画」と一体的に策定する計画として位置付けられるとともに、引き続き、岐阜県青少年健全育成条例に基づく計画として、1年前倒しで策定することとなりました。

地域社会においては、つながりの希薄化や少子高齢化の進行、家庭環境の多様化に伴い、青少年の抱える課題は、いじめ、不登校、児童虐待等、依然として深刻な状況にあります。また、こどもの貧困やヤングケアラーの顕在化など、多様な要因が絡み合っています。さらに、情報通信技術（ICT）の進展は、社会生活を便利で効率的にする一方、青少年にとっては、有害情報への接触のリスクが高まり、幼少期から犯罪被害やトラブル、健康被害を及ぼすインターネットへの依存（以下、ネット依存という）等への対策は、スピード感を持って対応すべき課題となっています。

このような状況を踏まえ、本県では、第4次計画を継承しつつ、「清流の国ぎふ」創生総合戦略や「教育振興基本計画」など、県の関連計画との整合性を図りながら、「第5次岐阜県青少年健全育成計画」を新たに策定することとします。

## 2 計画の位置付け

- ◇ 「岐阜県青少年健全育成条例」第7条に基づく、青少年の健全な育成に関する総合的な計画として策定します。

※「岐阜県青少年健全育成条例」第7条第1項  
知事は、青少年の健全な育成に関する施策についての計画を定めなければならない。

- ◇ 「岐阜県こども計画」と一体的に策定する計画として位置付けます。
- ◇ 青少年育成支援施策は、本計画のほか、上位計画である「清流の国ぎふ」創生総合戦略、「岐阜県こども計画」や関連する県の様々な計画にまたがっており、一体的に施策を進めていきます。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。

## 4 計画の基本理念

本計画は、「清流の国ぎふ」創生総合戦略に掲げて取組を進める「清流の国ぎふを支える人づくり」「健やかで安らかな地域づくり」「地域にあふれる魅力と活力づくり」の3つの方向性と、「岐阜県こども計画」の目指す将来像「ぎふっこまんなか社会」の実現に一体的に取り組むこととします。

また、この計画の基本理念を、全ての青少年が夢や目標を持ち、心身ともに健やかに成長できるよう、県はもとより市町村、家庭、学校、地域社会、民間団体等が一体となり、社会全体で支援していくこととします。

## 5 計画の対象者

本計画の対象者は、基本的におおむね 30 歳未満とします。

ただし、社会生活を営む上で困難を抱え支援を必要とする若者が 30 代においても多数存在することから、雇用や自殺対策など一部の施策によっては、40 歳未満までを対象とします。

### ○本計画における用語の使い方

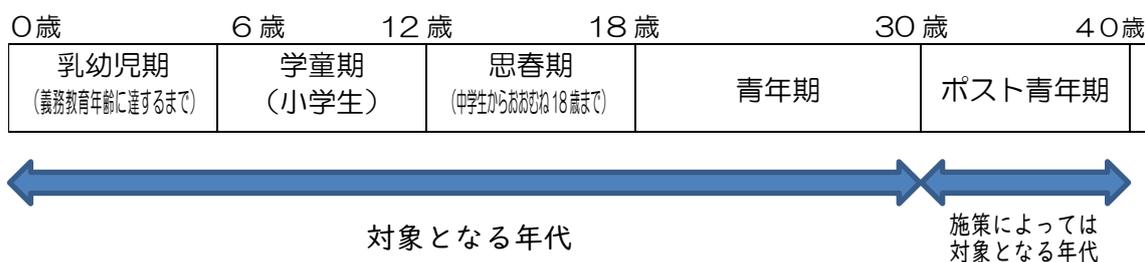
本計画においては、「こども大綱」の用語に準じ、次の区分により使用するものとします。また、ライフステージに応じて学童期から思春期を「こども」と総称することがあります。

◇「青少年」：乳幼児期から青年期までの者。当計画が対象とする年齢層。

（ただし、岐阜県青少年健全育成条例では 18 歳未満の者）

◇「若者」：思春期、青年期の者。

（施策によっては、40 歳未満までのポスト青年期の者も対象とします。）



## 第2章 「第4次岐阜県青少年健全育成計画」の検証

### 1 第4次計画における取組

令和2年度に策定した「第4次岐阜県青少年健全育成計画」では、「将来の岐阜県を担う子ども・若者の健やかな育成」と、「全ての子ども・若者が社会生活を円滑に営むための支援」を推進することをめざし、「1 全ての青少年の健やかな成長と自立への支援」、「2 困難を有する青少年とその家族への支援」、「3 青少年の健やかな成長を支える社会環境の整備」を基本的な方針として各施策に取り組んできました。

特に、「育成団体と支援団体の連携強化」、「ネット依存への対応」、「性被害から青少年を守る取組の推進」の三つを重点施策に掲げ、青少年が抱える様々な困難に対応するため、関係者間の連携強化やインターネットの適切な利用促進に力を入れて取り組んできました。

主な取組内容は、次のとおりです。

#### ○育成団体と支援団体の連携強化

「岐阜県青少年育成支援協議会」を開催し、関係機関・団体の顔の見える関係を築くことで連携を強化しました。また、各圏域においても構成団体の交流会を実施し、相互理解をより深め、互いの連携体制を整備しました。さらに、研修を実施し、早い段階から青少年の「困難な兆し」に気付き、支援機関へつなぐことができる人材の育成を進めました。

#### ○ネット依存への対応

ネット依存に関する理解を深め、予防につなげることを目的として、教員や相談窓口の担当者等を対象とした研修会や保護者を対象としたネット依存予防教室を開催しました。また、ネット依存傾向にある児童・生徒を対象として、ネット依存対策プログラム（キャンプ）を実施し、ネット依存の未然防止や早期対応を促進しました。さらに、高校一年生になる全ての生徒、保護者にネット依存予防啓発リーフレットを作成、配布しました。

#### ○性被害から青少年を守る取組の推進

岐阜県青少年健全育成条例を改正し、児童ポルノ等の提供を求める行為を禁止するとともに、JKビジネス営業に対する規制を強化しました。また、児童買春、児童ポルノ等の性被害根絶に向け、具体的な被害事例等を盛り込んだリーフレットを作成、配布することで、青少年や保護者に対する教育や啓発を行いました。さらに、岐阜県青少年健全育成条例に基づき、携帯電話販売店に立入調査を行い、未成

年者が利用する携帯電話等へのフィルタリング設定の説明義務等についての周知徹底を行いました。

こうした取組により、困難を有する青少年に対する支援体制の強化、インターネットの適正な利用の理解促進、性被害の防止対策が図られましたが、依然としていじめの認知件数や不登校児童・生徒数、児童虐待相談対応件数は増加傾向にあります。また、こどもの貧困やヤングケアラーの問題、低年齢層のインターネット利用拡大に伴うSNS等に起因する犯罪被害やトラブルの増加等、時代の変化に対応した対策が求められています。

## 2 施策に係る数値目標と進捗状況

第4次計画では、全ての施策の取組状況及び進捗状況を把握するため、各施策に数値目標を置き、毎年進捗状況をチェックしています。

計画に基づく様々な取組の結果、第4次計画策定時と比べ、「家庭での携帯電話利用に関するルールのある割合（高校1年生）」、「情報モラルなどを指導できる教職員の割合」が増加、「放課後児童クラブへ登録できなかった児童数（待機児童数）」が減少するなど、いくつかの指標において改善傾向がみられます。

一方で、「こどもの朝食欠食率」、「長期欠席者数における不登校児童生徒数（千人当たり）」、「携帯電話フィルタリング利用率（高校生）」など、改善されていない指標もあり、さらに取組を進めていく必要があります。



※進捗状況は、計画策定時に対する現況値の動向を示します。また、目標値の多くは令和7年度末時点の数値です。

## <施策に係る数値目標と進捗状況>

### I 全ての青少年の健やかな成長と自立への支援

#### 1 自己形成のための支援

| 指標名                            |       | 計画策定<br>(令和元年度末) | 目標値<br>(令和7年度末)   | 令和5年度<br>実績 | 進捗<br>状況 |
|--------------------------------|-------|------------------|-------------------|-------------|----------|
| 非行少年の検挙・補導人員(6-19歳人口千人あたり)     |       | 1.8人             | 1.5人              | 1.8人        | →        |
| こどもの朝食欠食率                      | 小学生   | 4.4%             | 0%                | 6.8%        | ↘        |
|                                | 中学生   | 9.3%             | 0%                | 11.0%       | ↘        |
|                                | 高校生   | 21.7%            | 15%以下             | 25.5%       | ↘        |
| 新体力テストにおける総合評価<br>D・Eの児童・生徒の割合 | 公立小学校 | 27.9%            | 20.0%<br>(令和5年度末) | 32.9%       | ↘        |
|                                | 公立中学校 | 19.3%            | 15.0%<br>(令和5年度末) | 24.9%       | ↘        |
| 運動が好きな児童・生徒の割合                 | 公立小学校 | 63.0%            | 65.0%<br>(令和5年度末) | 63.9%       | ↗        |
|                                | 公立中学校 | 52.7%            | 55.0%<br>(令和5年度末) | 50.9%       | ↘        |

#### 2 自己実現のための支援

| 指標名                            |  | 計画策定<br>(令和元年度末) | 目標値<br>(令和7年度末) | 令和5年度<br>実績 | 進捗<br>状況 |
|--------------------------------|--|------------------|-----------------|-------------|----------|
| クラブマネージャー又はアシスタントマネージャーの資格取得者数 |  | 175人             | 185人            | 191人        | ↗        |

#### 3 青少年の社会的・職業的自立や就労等への支援

| 指標名                    |  | 計画策定<br>(令和元年度末) | 目標値<br>(令和7年度末) | 令和5年度<br>実績 | 進捗<br>状況 |
|------------------------|--|------------------|-----------------|-------------|----------|
| 岐阜県内におけるインターンシップの参加学生数 |  | 3,356人           | 3,000人          | 3,046人      | ↘        |

### II 困難を有する青少年とその家族への支援

#### 1 総合的な支援体制の推進

| 指標名                     |  | 計画策定<br>(令和元年度末) | 目標値<br>(令和7年度末) | 令和5年度<br>実績 | 進捗<br>状況 |
|-------------------------|--|------------------|-----------------|-------------|----------|
| 複合的な困難に対する連携支援モデル事例の構築数 |  | 88事例             | 100事例           | 111事例       | ↗        |

#### 2 困難な状況に応じた支援

| 指標名  |     | 計画策定<br>(令和元年度末) | 目標値<br>(令和7年度末) | 令和5年度<br>実績 | 進捗<br>状況 |
|--|-----|------------------|-----------------|-------------|----------|
| 岐阜若者サポートステーション登録者の進路決定率                              |     | 64.3%            | 65.0%           | 60.2%       | ↘        |
| 長期欠席者数における不登校児童<br>生徒数(千人当たり)                        | 小学校 | 8.7人             | 7人              | 22.5人       | ↘        |
|  | 中学校 | 38.2人            | 36.5人           | 65.8人       | ↘        |
| 不登校の児童・生徒のうち学校内外の<br>機関等で相談・指導を受けていない割合              | 小学校 | 33.7%            | 20.0%           | 42.0%       | ↘        |
|  | 中学校 | 36.6%            | 20.0%           | 48.4%       | ↘        |
| 小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校の<br>いじめの解消率(いじめ行為が3か月以上止んでいる) |     | 78.5%            | 78.5%以上         | 74.6%       | ↘        |
| 特別支援学校高等部及び高等特別支援学校卒業生の<br>うち、就職を希望する生徒の就職率          |     | 98.6%            | 100%            | 92.4%       | ↘        |
| 刑法犯少年の再犯者率   |     | 26.3%            | 25.0%以下         | 28.3%       | ↘        |
| 情報モラルなどを指導できる教職員の割合                                  |     | 85.5%            | 100%            | 89.2%       | ↗        |
| SNS等に起因する「少年の福祉を害する犯罪」の被害<br>少年数                     |     | 31人              | 0人              | 24人         | ↗        |

### Ⅲ 青少年の健やかな成長を支える社会環境の整備

#### 1 安全・安心な社会環境の整備

| 指標名                                       | 計画策定<br>(令和元年度末) | 目標値<br>(令和7年度末) | 令和5年度<br>実績 | 進捗<br>状況 |
|---|------------------|-----------------|-------------|----------|
| 携帯電話フィルタリング利用率（高校生）                       | 69.0%            | 85.0%以上         | 64.9%       | ↘        |
| 家庭での携帯電話利用に関するルールのある割合<br>（高校1年生）         | 52.5%            | 70.0%           | 53.9%       | ↗        |
| 情報モラルなどを指導できる教職員の割合（再掲）                   | 85.5%            | 100%            | 89.2%       | ↗        |
| 立入調査における有害図書区分陳列の遵守率（遵守店舗数／調査店舗数）         | 85.7%            | 95.0%           | 87.4%       | ↗        |
| 異なる危険を想定した「命を守る訓練」を年3回以上実施する学校の割合         | 97.0%            | 100%            | 96.2%       | ↘        |
| 自転車安全運転チェックシートを活用して年2回以上の交通安全教育を実施した学校の割合 | 56.5%            | 80.0%           | 61.9%       | ↗        |

#### 2 家庭の教育力の向上

| 指標名                                |       | 計画策定<br>(令和元年度末) | 目標値<br>(令和7年度末)      | 令和5年度<br>実績 | 進捗<br>状況 |
|------------------------------------|-------|------------------|----------------------|-------------|----------|
| 公立小・中学校において家庭教育<br>学級に参加した保護者の割合   | 公立小学校 | 71.6%            | 80.0%                | 69.7%       | ↘        |
|                                    | 公立中学校 | 58.4%            | 80.0%                | 51.7%       | ↘        |
| こどもの朝食欠食率【再掲】                      | 小学生   | 4.4%             | 0%                   | 6.8%        | ↘        |
|                                    | 中学生   | 9.3%             | 0%                   | 11.0%       | ↘        |
|                                    | 高校生   | 21.7%            | 15%以下                | 25.5%       | ↘        |
| 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数            |       | 7.04 回           | 8 回                  | 7.4 回       | ↗        |
| 早く家庭に帰る日を実施している企業等数<br>（ノー残業デーを含む） |       | 2,282 企業         | 3,000 企業<br>(令和6年度末) | 1,727 企業    | ↘        |
| 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント<br>企業の数    |       | 147 企業           | 250 企業<br>(令和5年度末)   | 198 企業      | ↗        |

#### 3 地域での健全育成の推進

| 指標名                                | 計画策定<br>(令和元年度末)    | 目標値<br>(令和7年度末) | 令和5年度<br>実績        | 進捗<br>状況 |
|------------------------------------|---------------------|-----------------|--------------------|----------|
| 地域のおじさん・おばさん年間新規登録者数               | 1,057 人             | 1,200 人         | 252 人              | ↘        |
| 副読本等を活用し環境問題を探究した小学校の割合            | 85.4%               | 100%            | 98.3%              | ↗        |
| 1年間で川を題材とした総合的な学習の時間に取り<br>組んだ延べ人数 | 約 3,900 人           | 4,000 人         | 2,389 人            | ↘        |
| 放課後児童クラブへ登録できなかった児童数（待機<br>児童数）    | 104 人<br>(令和元年5月1日) | 0 人             | 91 人<br>(令和5年5月1日) | ↗        |

## 第3章 青少年を取り巻く現状

### 1 人口減少、少子高齢化

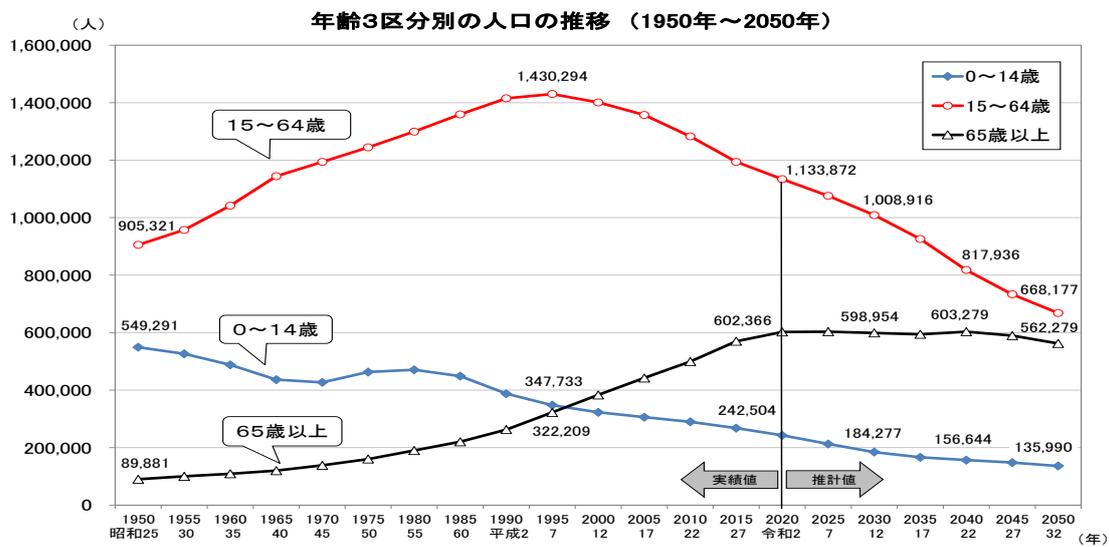
#### (1) 岐阜県人口の推移

- ◇ 本県の人口は2020年と比較し、2050年に約60万人（31%）減少。
- ◇ 年少人口・生産年齢人口（0～64歳）は4割以上減少する見込み。

本県の人口は、平成12年（2000年）の約211万人をピークに減少に転じ、平成30年（2018年）には、35年ぶりに200万人を割り込みました。

岐阜県政策研究会人口動向研究部会の調査によると、本県の人口は令和32年（2050年）には、約137万人まで減少する見込みであり、2020年と比較すると、年少人口（0～14歳）は約44%、労働力人口（15～64歳）は約41%減少する見込みです。一方で、高齢人口（65歳以上）は6.7%と減少幅は小さく、更なる少子高齢化の進展が予想されています。【図表1】

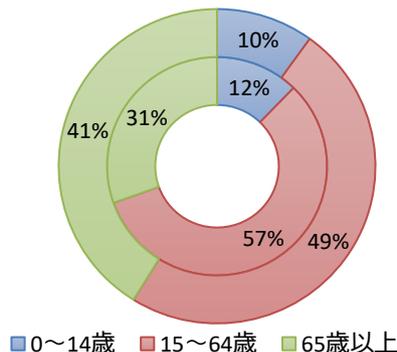
【図表1】 将来人口の見通し・人口比率（岐阜県）



出典：国勢調査、岐阜県政策研究会人口動向研究部会（2022年3月）

注：2020年（令和2年）の年齢3区分人口は、年齢不詳をあん分した不詳補充値による。

<人口比率>  
内円 2020年  
外円 2050年  
※上記グラフから作成



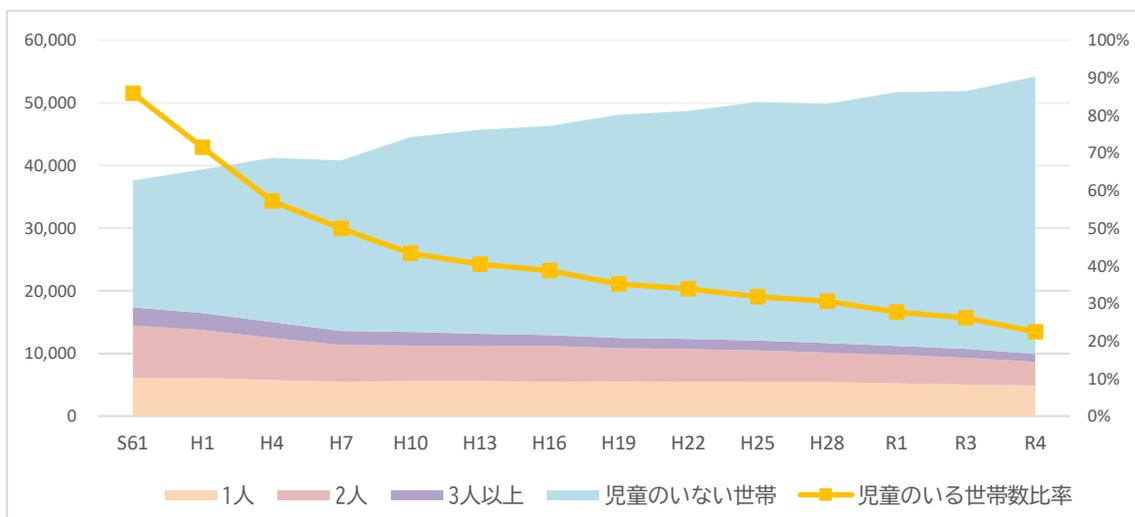
## (2) 核家族化の進展

- ◇ 世帯数は増加する一方、児童のいる世帯数は減少。
- ◇ 児童のいる三世代世帯は大きく減少、核家族世帯の比率は増加。

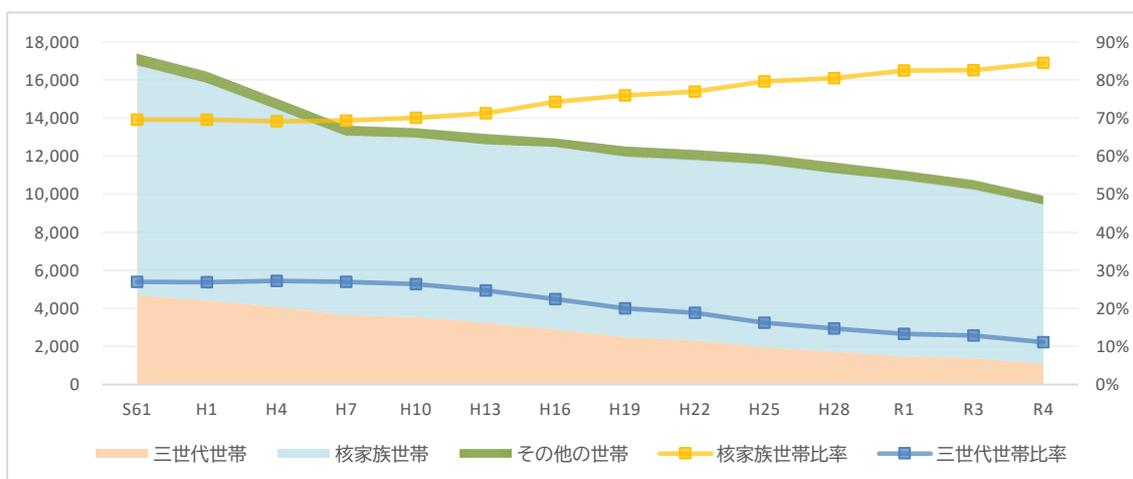
厚生労働省の「国民生活基礎調査」(令和4年)によると、世帯数は増加しているもののこのこどもがいる世帯は減少、令和4年の時点で全世帯の22.4%となり、昭和61年の85.9%から大きく減少するとともに、減少が続いています。【図表2】

また、親とこどものみの核家族は、昭和61年の69.6%から令和4年には84.4%に増加している反面、親とこども、祖父母からなる三世代世帯は27.0%から11.1%に減少しており、核家族化が進行しています。【図表3】

【図表2】 児童のいる世帯に占める核家族世帯、三世代世帯の割合の推移(全国)



【図表3】 世帯数と児童のいる世帯数の推移(全国)



出典：国民生活基礎調査(厚生労働省)

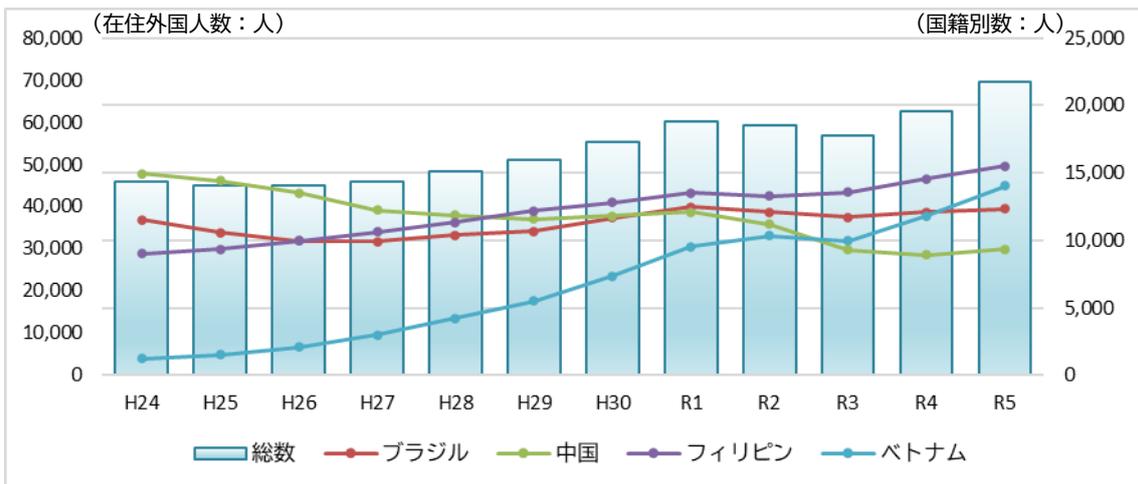
### (3) 在住外国人の増加

- ◇ 岐阜県の在住外国人数は過去最高の69,477人。
- ◇ 労働力不足を背景に外国人労働者、雇用事業者とも増加。

本県の在住外国人数は増加傾向にあり、令和5年末には過去最高の約7万人に達し、総人口の3.6%を占めています。主な国籍はフィリピン、ベトナム、ブラジル、中国の順で多く、言葉や文化も多様化しています。【図表4】

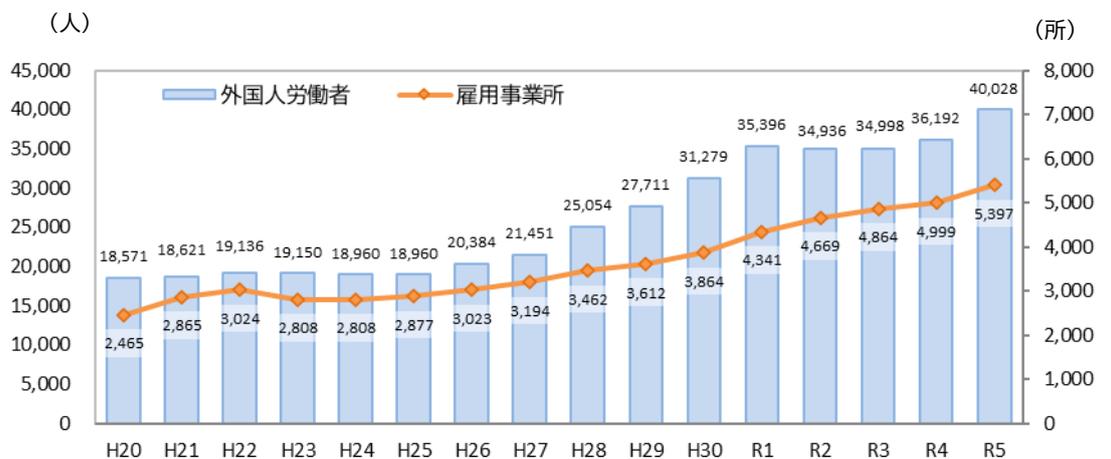
また、労働力不足を背景に外国人労働者も増え続け、過去最高の約4万人、雇用事業所は約5,400所となり、県内産業を支える重要な人材として存在感を増しています。【図表5】

【図表4】 在住外国人数（岐阜県）



出典：在留外国人統計（法務省）

【図表5】 外国人労働者数、雇用事業所数（岐阜県）



出典：外国人雇用の届出状況（岐阜労働局）

## 2 情報化社会の進展

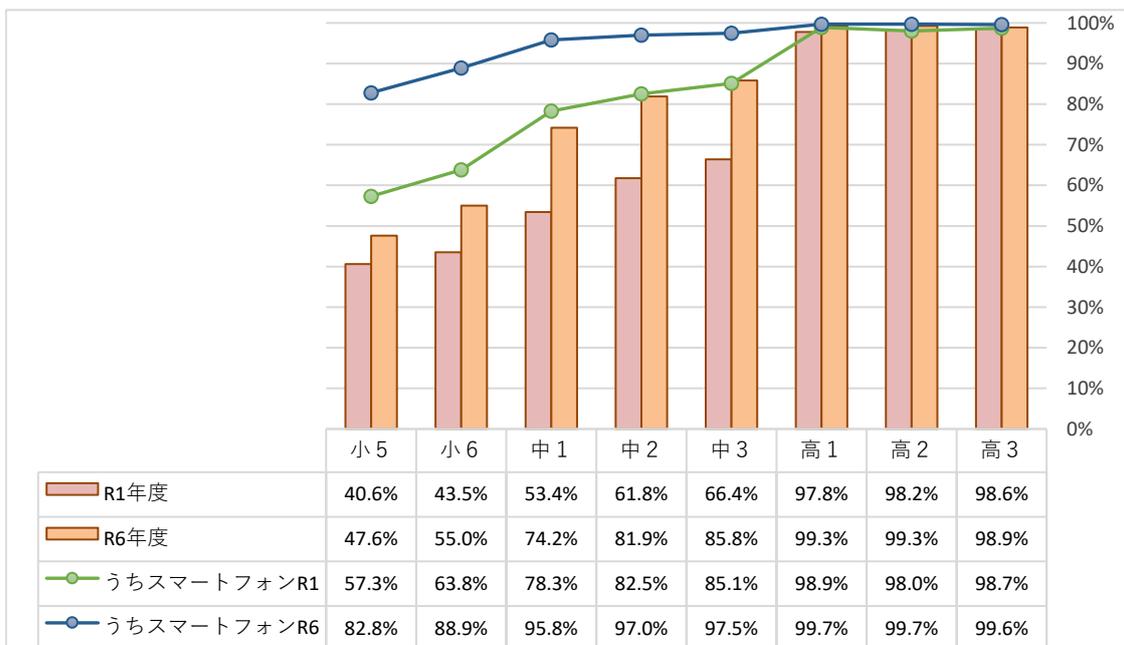
### (1) 携帯電話・スマートフォンの普及

- ◇ 小・中学生の携帯電話の保有率が年々上昇。
- ◇ 高校生では、ほぼ全員が携帯電話を保有し、そのほとんどがスマートフォンを保有。
- ◇ 携帯電話の使用頻度や使用時間も増加。

県教育委員会の「情報モラル調査」（令和6年度）によると、児童・生徒の携帯電話保有率は、小学校高学年（小5，6年）が51.3%、うちスマートフォン保有率は85.9%、中学生が80.6%（同96.8%）、高校生が99.2%（同99.7%）となっており、特に小・中学生のスマートフォンの保有率は令和元年度と比べ、大幅に増加しています。【図表6】

また、携帯電話やスマートフォンをほぼ毎日使用する児童・生徒の割合は、学年が上がるにつれて増加しており、スマートフォンをほぼ毎日使用する児童・生徒のうち、1日の使用時間が3時間を超える児童・生徒は、小学校高学年（5，6年生）で31.8%、中学生で38.8%、高校生で50.8%となっており、令和元年度と比較し、いずれも10%以上増加しています。【図表7】

【図表6】児童・生徒の携帯電話保有率（岐阜県）

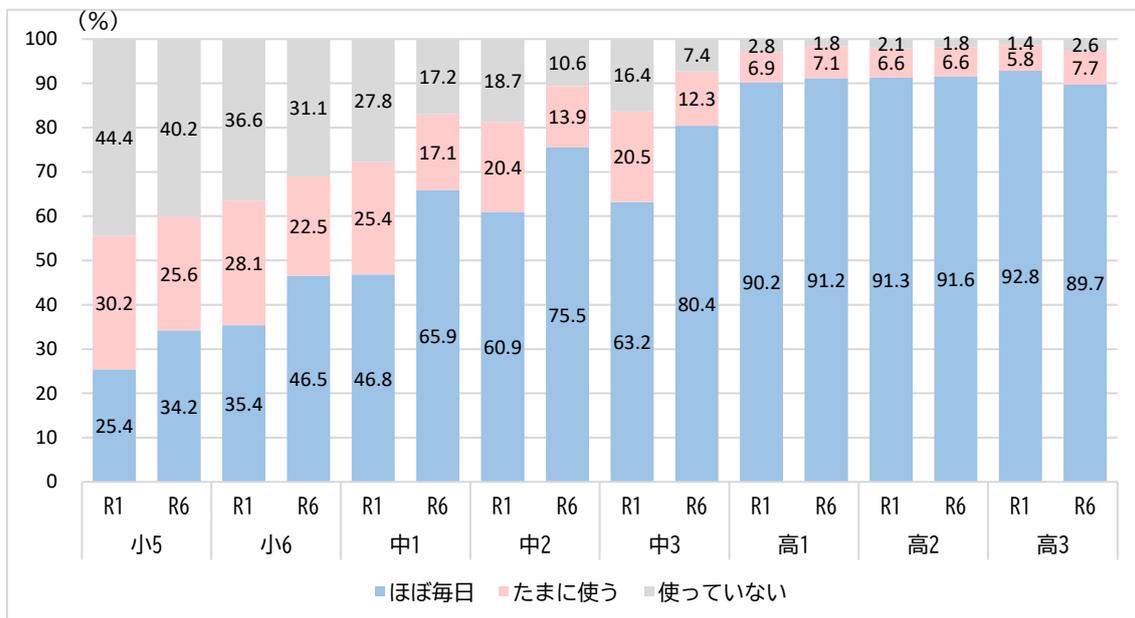


出典：情報モラル調査（岐阜県教育委員会）

【図表 7】 携帯電話を使用する頻度と1日あたりの携帯電話・スマートフォンの使用時間（岐阜県）

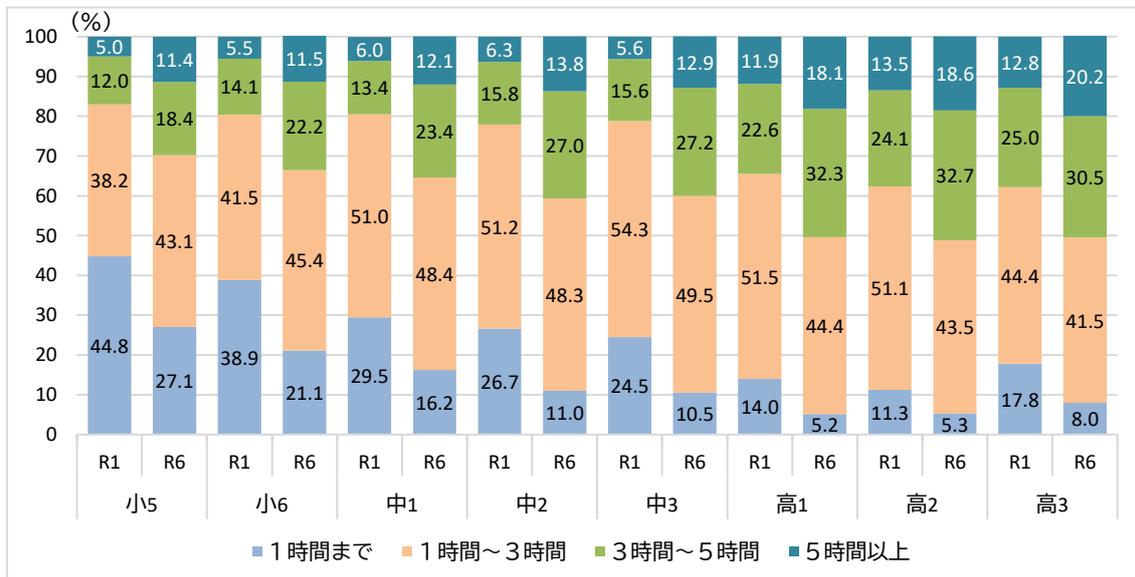
※端数処理の関係上合計が100にならない場合もある。

<携帯電話を使用する頻度>



出典：情報モラル調査（岐阜県教育委員会）

<携帯電話を使用する頻度が「ほぼ毎日」と答えた者の1日あたりの使用時間>



出典：情報モラル調査（岐阜県教育委員会）

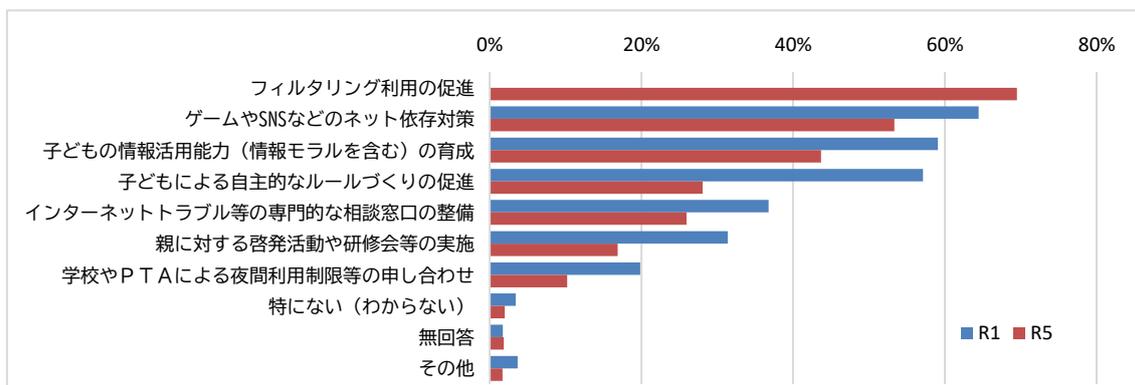
## (2) インターネット利用に必要な対策

- ◇ 最も必要な対策は「フィルタリングの利用促進」。
- ◇ 携帯電話のフィルタリング利用率は小学生で向上、高校生は低下。

県政モニターアンケート（令和5年度）によると、こどもの安全・安心なインターネット利用を進めるために必要な対策について、「フィルタリングの利用の促進」が最も多くなっています。一方で、令和元年度調査と比較すると、「子どもによる自主的なルールづくりの促進」、「親に対する啓発活動や研修会等の実施」、「学校やPTAによる夜間利用制限等の申し合わせ」の項目については、約半分に減少しています。【図表8】

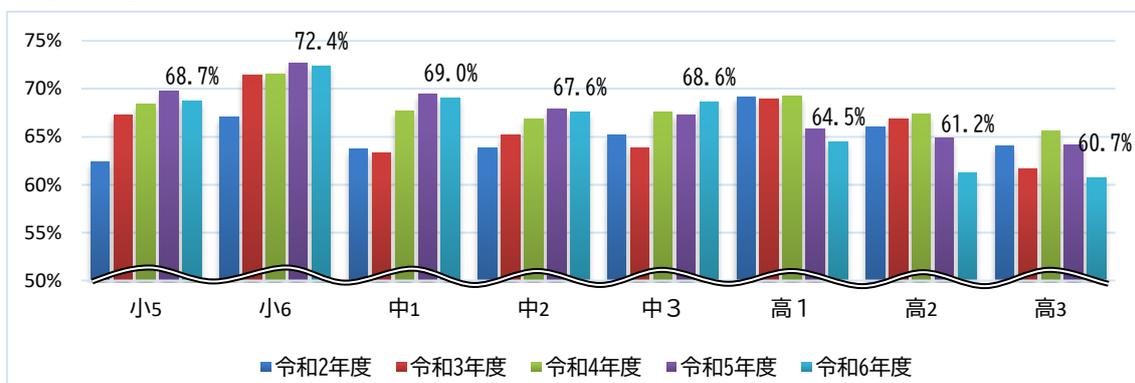
携帯電話のフィルタリング利用率は、小学生（5、6年生）は70.6%、中学生は68.4%、高校生は62.1%であり、学年が上がるにつれて低下しています。近年、小・中学生のスマートフォン利用が拡大し、フィルタリング利用の啓発効果もあり、増加傾向にある一方、高校生については低下傾向にあります。【図表9】

【図表8】安全・安心なインターネット利用を進めるために必要な対策



※「フィルタリングの利用促進」は R5 に追加した項目 出典：県政モニターアンケート（R1、R5）

【図表9】フィルタリングの利用状況（岐阜県）



出典：情報モラル調査（岐阜県教育委員会）

### (3) ネット依存、ネットいじめの状況

- ◇ ネット依存（傾向）※の可能性が高い児童生徒の割合が増加。
- ◇ ネットいじめは増加の一途。

本県の「情報モラル調査」（令和6年度）によると、本県におけるネット依存（傾向）の可能性が高い中学生の割合は、14.7%であり、令和元年度（8%）より6.7ポイント増加、高校生の割合は、16.7%であり、令和元年度（10.5%）より6.2ポイント増加しています。また小学生の割合は最も高く18.7%であり、令和3年度（12.5%）より6.2ポイント増加しています。【図表10】

文部科学省の調査によると、ネットいじめは年々増加傾向にあり、令和5年度に24,678人となり、5年前と比較して1.5倍以上増加しています。【図表11】

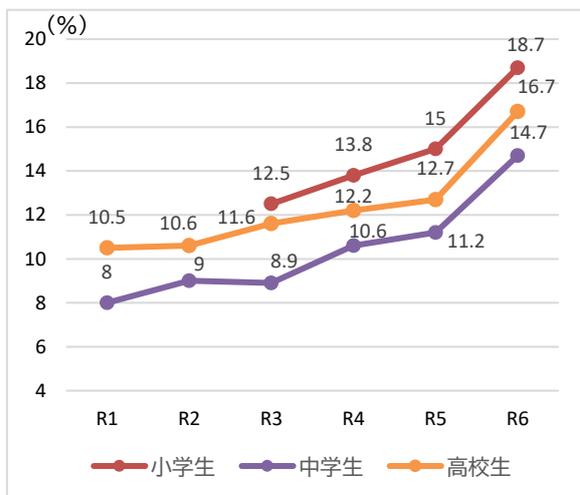
#### ※ ネット依存（傾向）

岐阜県教育委員会が行っている「情報モラル調査」において、ネット依存傾向を尋ねた次の8項目のうち、「はい」と答えた数が合計5つ以上あった生徒の割合

- ① インターネットに夢中になっていると感じていますか。
- ② 満足を得るために、インターネットを使う時間をだんだん長くしていかなければならないと感じていますか。
- ③ インターネット使用を制限したり、時間を減らしたり、完全にやめようとしたが、うまくいかなかったことがたびたびありましたか。
- ④ インターネットの使用時間を短くしたり、完全にやめようとしたとき、落ち着かなかったり、不機嫌や落ち込み、またはイライラなどを感じましたか。
- ⑤ 使いはじめに意図したよりも長い時間インターネットに接続した状態ですか。
- ⑥ インターネットのために大切な人間関係、学校のことや、部活動のことを台無しにしたり、危くするようなことがありましたか。
- ⑦ インターネットへの熱中のしすぎを隠すために、家族、学校の先生やその他の人たちにうそをついたことがありましたか。
- ⑧ 問題から逃げるために、または、絶望的な気持ち、罪悪感、不安、落ち込みなどといったいやな気持ちから逃げるために、インターネットを使いますか。

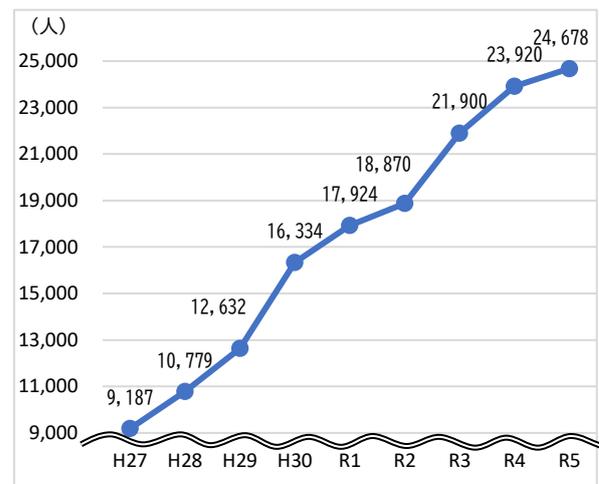
（調査項目は Young K. Cyber Psychology and Behavior 1998, 独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター翻訳を元に作成）

【図表10】 ネット依存（傾向）の可能性が高い児童生徒の割合（岐阜県）



出典：情報モラル調査（岐阜県）

【図表11】 ネットいじめの推移（全国）



「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」と回答した児童生徒数

出典：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）

#### (4) SNS等に起因する犯罪被害等の状況

- ◇ SNSに起因する犯罪被害が増加。
- ◇ 児童ポルノ被害は自らを撮影した画像に伴う被害が多い。

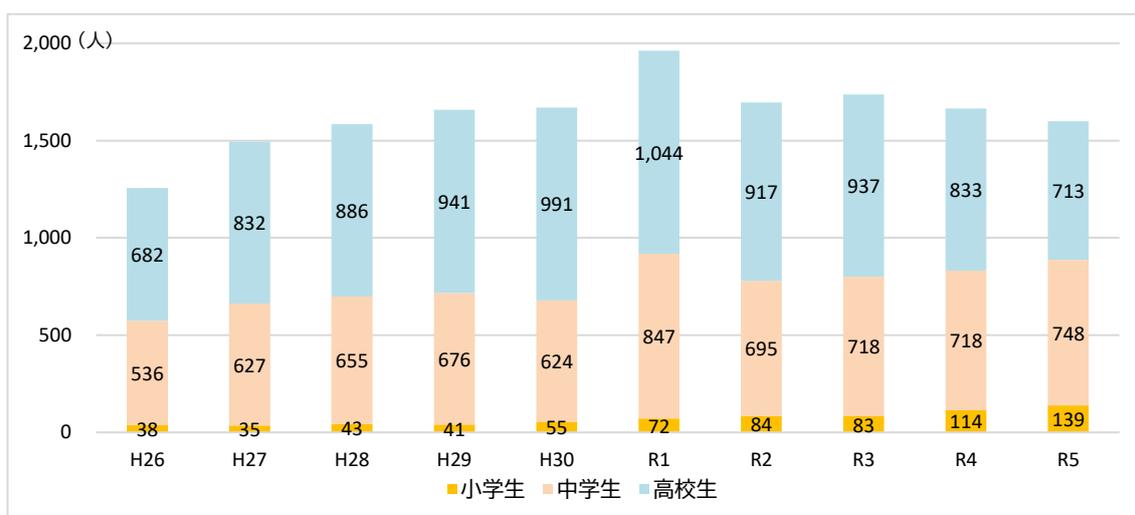
警察庁の「令和5年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」によると、SNSに起因する事犯の被害を受けた児童・生徒数は、令和元年をピークに減少傾向にあります。小・中学生の被害者数は増加しています。また、被害児童がフィルタリングを利用していない割合は9割程度で推移しており、被害のリスクを高めていることが分かります。【図表12】 【図表13】

一方、被害児童のSNSの投稿内容の50%以上がプロフィールや趣味・嗜好、友達募集といった内容であることから、予期せぬきっかけで犯罪に巻き込まれる可能性があることを示唆しています。【図表14】

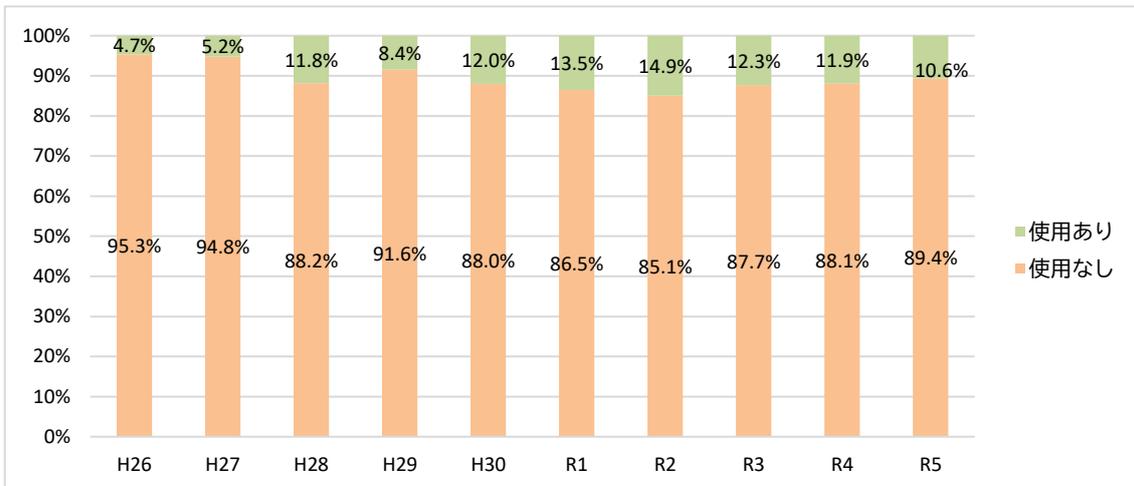
SNSに起因する重要犯罪等被害児童は、令和元年に比べて「不同意性交」や「略取誘拐」などが倍増しています。オンラインゲームなどを通じて面識がない者同士が知り合い、SNSを交換して被害に遭うケースが増えています。【図表15】

児童ポルノの被害児童数、検挙人員は、毎年高い水準で推移しており、その多くがだまされたり、脅されたりした児童が自分の裸体を撮影させられた上、SNS等で送られる形態の被害で、特に中学生の割合が多くなっています。また、検挙された者は10代が最も多く、高校生が過半数を占めています。【図表16】

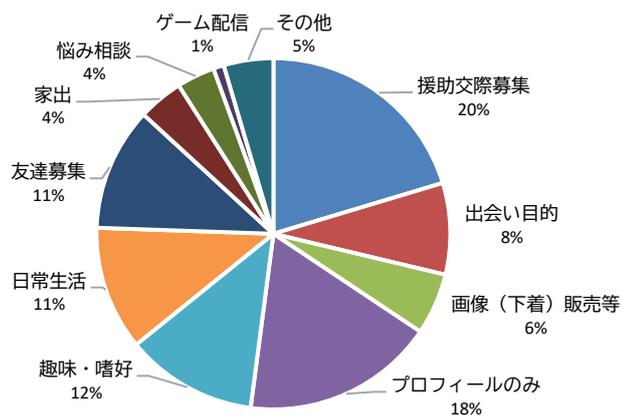
【図表12】 SNSに起因する事犯の被害児童数の推移（全国）



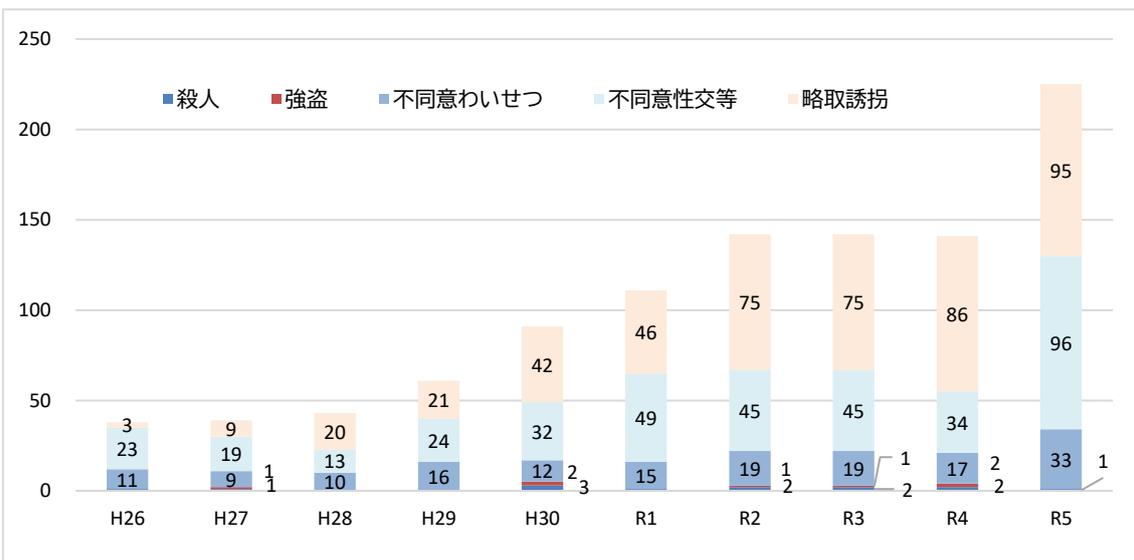
【図表 13】 被害児童のフィルタリング利用率



【図表 14】 SNSに起因する事犯 被害児童の投稿内容

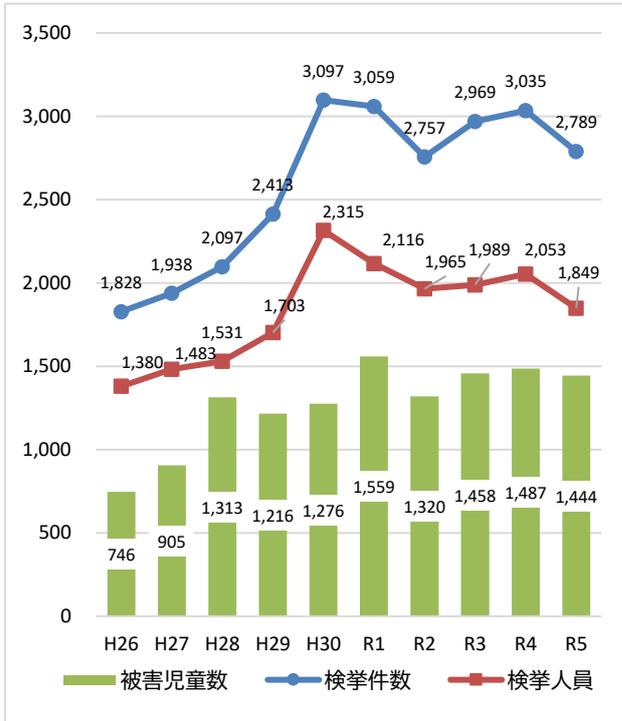


【図表 15】 SNSに起因する重要犯罪等被害児童の内訳

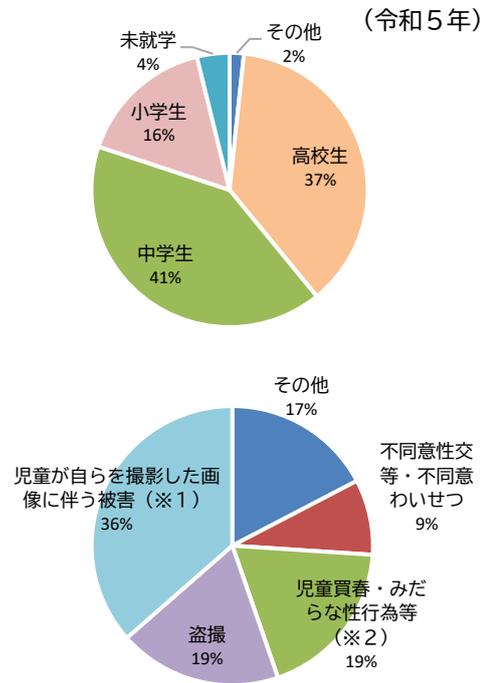


【図表 16】 児童ポルノ事犯

< 検挙人数・被害児童数の推移 >

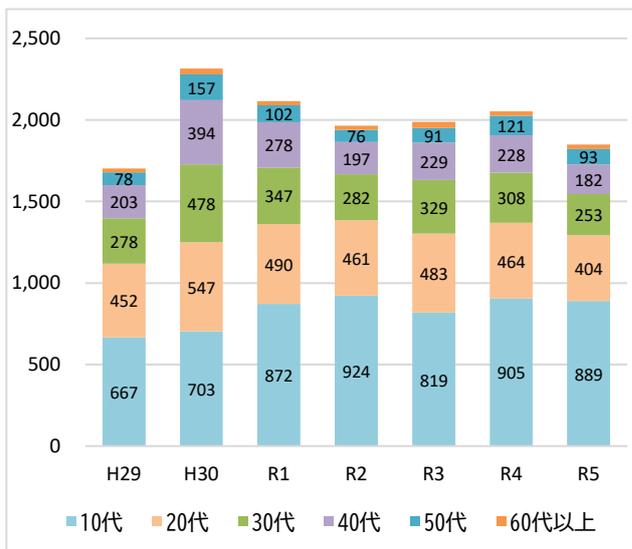


< 被害児童学識別・被害態様別内訳 >

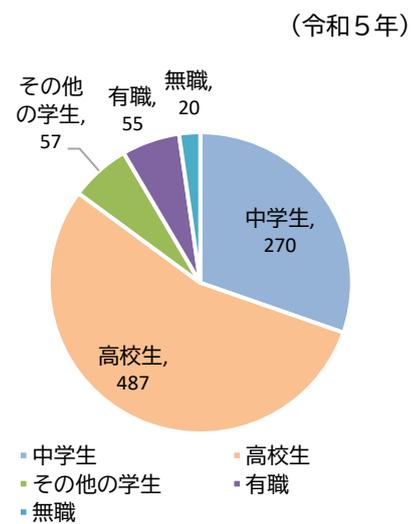


※1 「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」は、だまされたり、脅されたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送られる形態の被害をいう。  
 ※2 「みだらな性行為等」は、青少年保護育成条例に規定する罪をいう。

< 年代別検挙人員の推移 >



< 10代で検挙された者の学識別内訳 >



出典：令和5年における少年非行及び子供の性被害の状況（警察庁）

### 3 青少年が抱える困難な状況

#### (1) 青少年の相談内容の状況

◇ 青少年が抱える悩みは心身の悩みや人間関係が多い。

「岐阜県青少年SOSセンター」では、39歳までの青少年やその保護者らの悩みごと相談を受け付けています。令和5年度の相談内容で多いのは、「不安」、「家族関係」、「人間関係」、「身体関係」となっており、この4つで55%を占めています。また、同じ相談者であっても複数の悩みを抱えているケースもあります。【図表17】

【図表17】 青少年SOSセンターにおける相談内容の件数・割合の推移

| (年度)  | いじめ | 不登校 | 非行  | 人間関係 | 犯罪被害 | 家族関係 | 身体関係 | 性   | 不安   | 引きこもり | 虐待  | 就労  | 雇用・職場 | 障がい | 貧困  | 学習・就学 | 問い合わせ | 情報提供 | 主訴不明 | ワン切り | 合計    |
|-------|-----|-----|-----|------|------|------|------|-----|------|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-------|-------|------|------|------|-------|
| R4(件) | 20  | 37  | 14  | 95   | 0    | 122  | 186  | 2   | 136  | 18    | 4   | 26  | 16    | 23  | 8   | 26    | 22    | 5    | 30   | 349  | 1,139 |
| R4(%) | 1.8 | 3.2 | 1.2 | 8.3  | 0.0  | 10.7 | 16.3 | 0.2 | 11.9 | 1.6   | 0.4 | 2.3 | 1.4   | 2.0 | 0.7 | 2.3   | 1.9   | 0.4  | 2.6  | 30.6 |       |
| R5(件) | 31  | 18  | 16  | 114  | 3    | 235  | 106  | 6   | 240  | 15    | 3   | 16  | 2     | 16  | 4   | 40    | 25    | 9    | 140  | 222  | 1,261 |
| R5(%) | 2.5 | 1.4 | 1.3 | 9.0  | 0.2  | 18.6 | 8.4  | 0.5 | 19.0 | 1.2   | 0.2 | 1.3 | 0.2   | 1.3 | 0.3 | 3.2   | 2.0   | 0.7  | 11.1 | 17.6 |       |

出典：岐阜県私学振興・青少年課調べ

## (2) ひきこもりの状況

- ◇ 岐阜県の15～39歳の若者でひきこもり状態にある人は約9,000人（R4）と推定され、7年前（H27）と比較し19%増加。
- ◇ ひきこもりになったきっかけは、「不登校」や「人間関係」のほか、「新型コロナウイルス感染症の流行」を挙げる人も多い。
- ◇ 家族や知り合い以外の相談先に求めることは「同じ悩みを持っている」が最も多い。

内閣府の「子ども・若者の意識と生活に関する調査」（令和4年度）では、15歳から39歳の若者でひきこもり状態※にある若者の数は全国で62万人と推計され、これに基づき県が算定した推計では、県内は約9,000人となります。【図表18】

令和元年度に県が行った調査によると、ひきこもりになったきっかけは、「大学・短大等で不適応・中退」が17.3%と最も多く、次いで「職場での不適応」が14.7%、「高校で不登校・不適応・中退」が12.9%、「小中学校で不登校」が11.1%となっています。【図表19】

内閣府の調査（令和4年度）では、「退職したこと」（14.9%）、「人間関係がうまくいかなかったこと」（14%）に次いで、「新型コロナウイルス感染症が流行したこと」（12.3%）の順で多くなっています。

相談先に求めることは、「相手が同じ悩みを持っている、持っていたことがある」（36.8%）、「無料で相談できる」（36.1%）、「相手がカウンセラーなど心理学の専門家である」（31.9%）などとなっています。【図表20】

※ ひきこもり状態

ここでは下記2つのケースを含めた「広義のひきこもり」を対象としている。

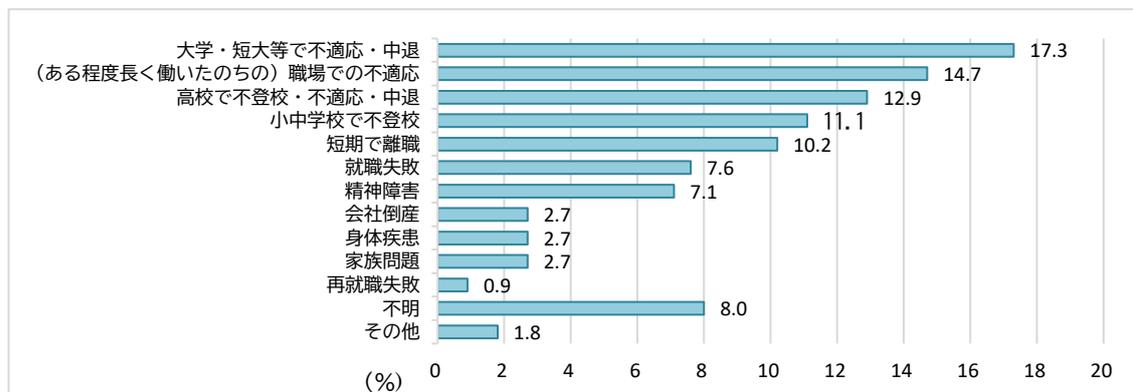
- ・狭義のひきこもり：自室からはほとんど出ない、家から出ない、近所のコンビニなどには出かける
- ・準ひきこもり：普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する

【図表18】 「ひきこもり状態にある人」の推計値（全国・岐阜県）

|     | 調査年                        | 15～39歳 | 40～64歳  | 合計      |
|-----|----------------------------|--------|---------|---------|
| 岐阜県 | H27(15～39歳)<br>H30(40～64歳) | 7,600人 | 9,400人  | 17,000人 |
|     | R4                         | 9,000人 | 13,000人 | 22,000人 |
| 全国  | H27(15～39歳)<br>H30(40～64歳) | 54.1万人 | 61.3万人  | 115.4万人 |
|     | R4                         | 62万人   | 84万人    | 146万人   |

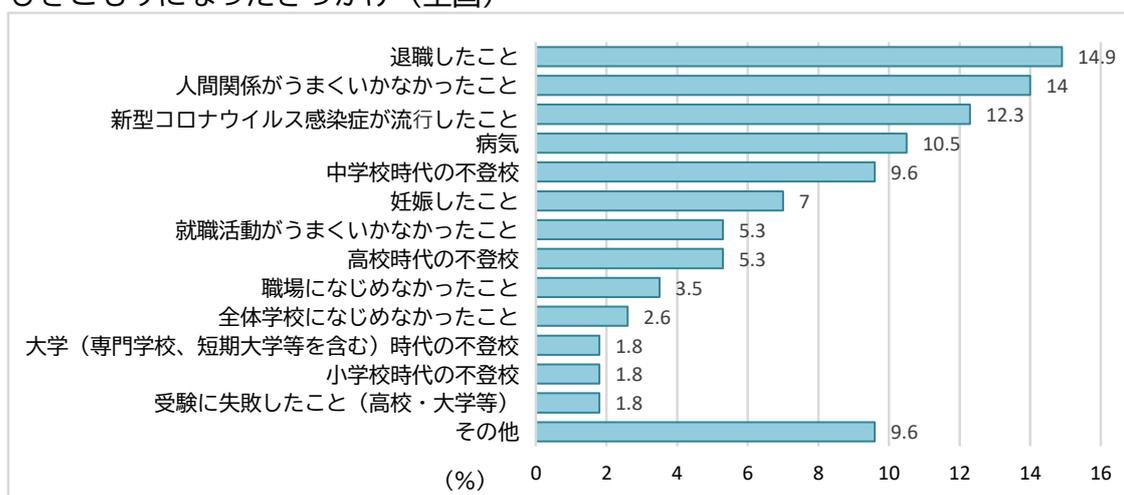
出典：子ども・若者の意識と生活に関する調査（内閣府）

【図表 19】 ひきこもりになったきっかけ（岐阜県）



出典：岐阜県ひきこもり等に関する状況調査（岐阜県精神保健福祉センター）

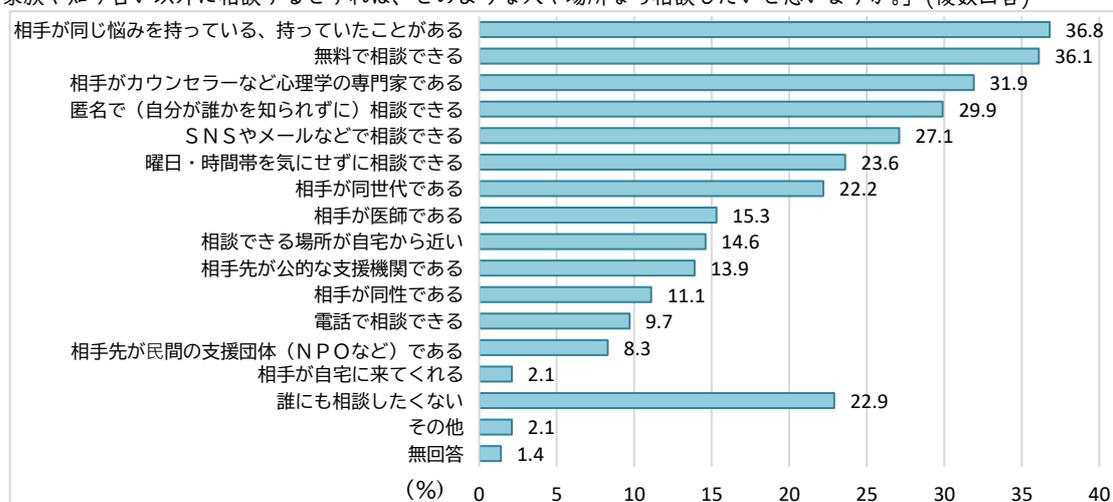
ひきこもりになったきっかけ（全国）



出典：子ども・若者の意識と生活に関する調査（内閣府）

【図表 20】 相談先に求めること（全国）

「家族や知り合い以外に相談するとすれば、どのような人や場所なら相談したいと思いますか。」（複数回答）



出典：子ども・若者の意識と生活に関する調査（内閣府）

### (3) 若年無業者の状況

◇ 本県の若年無業者は約 7,200 人で若年者に占める割合は 2.0%。

総務省の「労働力調査」（令和 5 年）によると、全国の若年無業者<sup>※</sup>は、令和 5 年平均で約 58 万人と、令和元年に比べ約 2 万人の増加となりました。15～34 歳人口に占める割合は 2.4%であり、コロナ下の令和 2 年に 2.7%まで上昇して以降、おおむね横ばいとなっています。【図表 21】

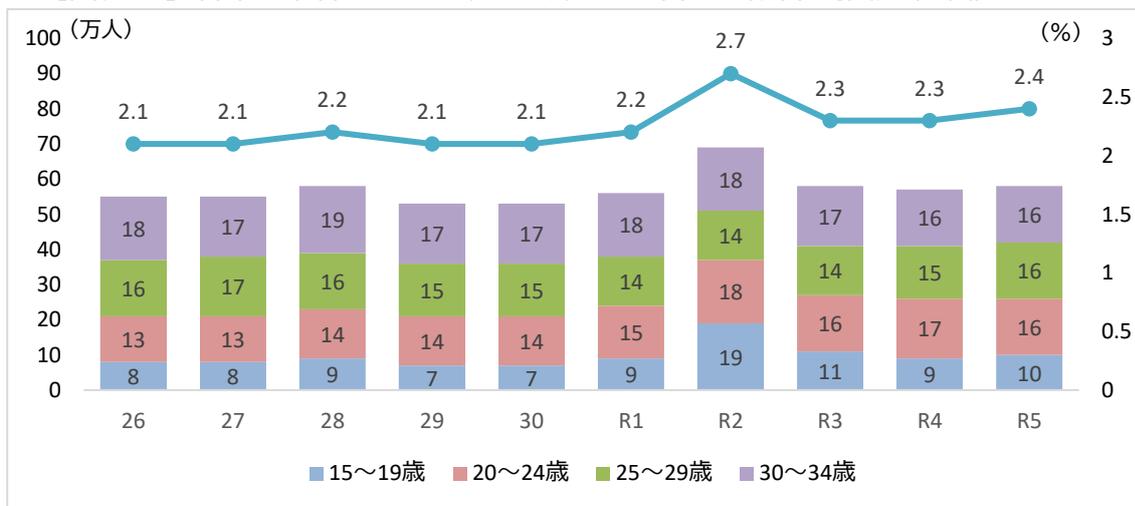
また、総務省の「就業構造基本調査」（令和 4 年）によると、本県の若年無業者数は 7,200 人で前回調査（平成 29 年）よりも約 300 人増加しています。また、15～34 歳人口に占める割合は 2.0%となり、全国の 2.5%と比較して低いものの、前回調査（平成 29 年）よりも 0.2 ポイント増加（全国も同様）しています。

※ 若年無業者

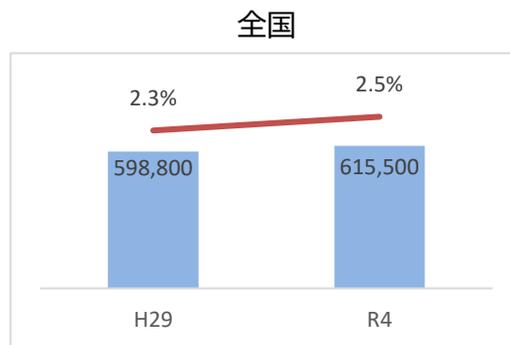
15～34 歳の無業者で家事も通学もしていない者のうち、以下（①及び②）の者をいう。

- ① 就業を希望している者のうち、求職活動をしていない者（非求職者）
- ② 就業を希望していない者（非就業希望者）

【図表 21】若年無業者数と 15 歳～34 歳人口に占める割合の推移（全国）



出典：労働力調査(総務省)



出典：就業構造基本調査(総務省)

#### (4) 非正規雇用の状況

- ◇ 雇用者総数に占める非正規職員の割合は25～34歳で減少傾向。
- ◇ 非正規職員である理由は、男女ともに「自分の都合のよい時間に働きたいから」が最多。

総務省の「労働力調査」（令和5年）によると、雇用者総数に占める非正規職員（パート、アルバイト、派遣社員、契約社員など）の割合は、15～24歳では50%程度（約半数）で推移する一方、25～34歳では平成26年の28%をピークに減少傾向にあり、22%程度に低下しています。【図表22】

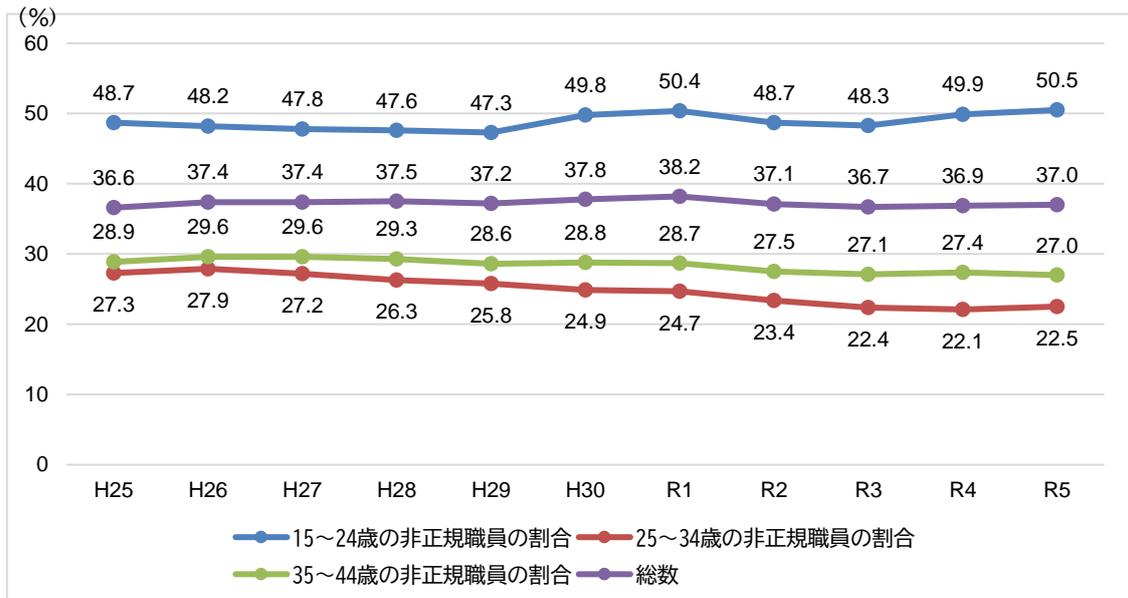
現職の雇用形態※についての主な理由は男・女（25～34歳）とも「自分の都合のよい時間に働きたいから」が最も多く、次いで男性は「正規の職員・従業員の仕事がないから」、女性は「家事・育児・介護等と両立しやすいから」が多くなっています。また、全体と比較すると、男性は理由順に変化が見られない一方、女性は「家事・育児・介護等と両立しやすいから」と「家計の補助・学費等を得たいから」の順序が入れ替わり、25～34歳女性の家事等との両立が非正規雇用を選択する大きな理由となっていることが分かります。【図表23】

※ 雇用形態

企業とそこで働く従業員が雇用契約を締結するときの雇用契約の採用種別のこと。

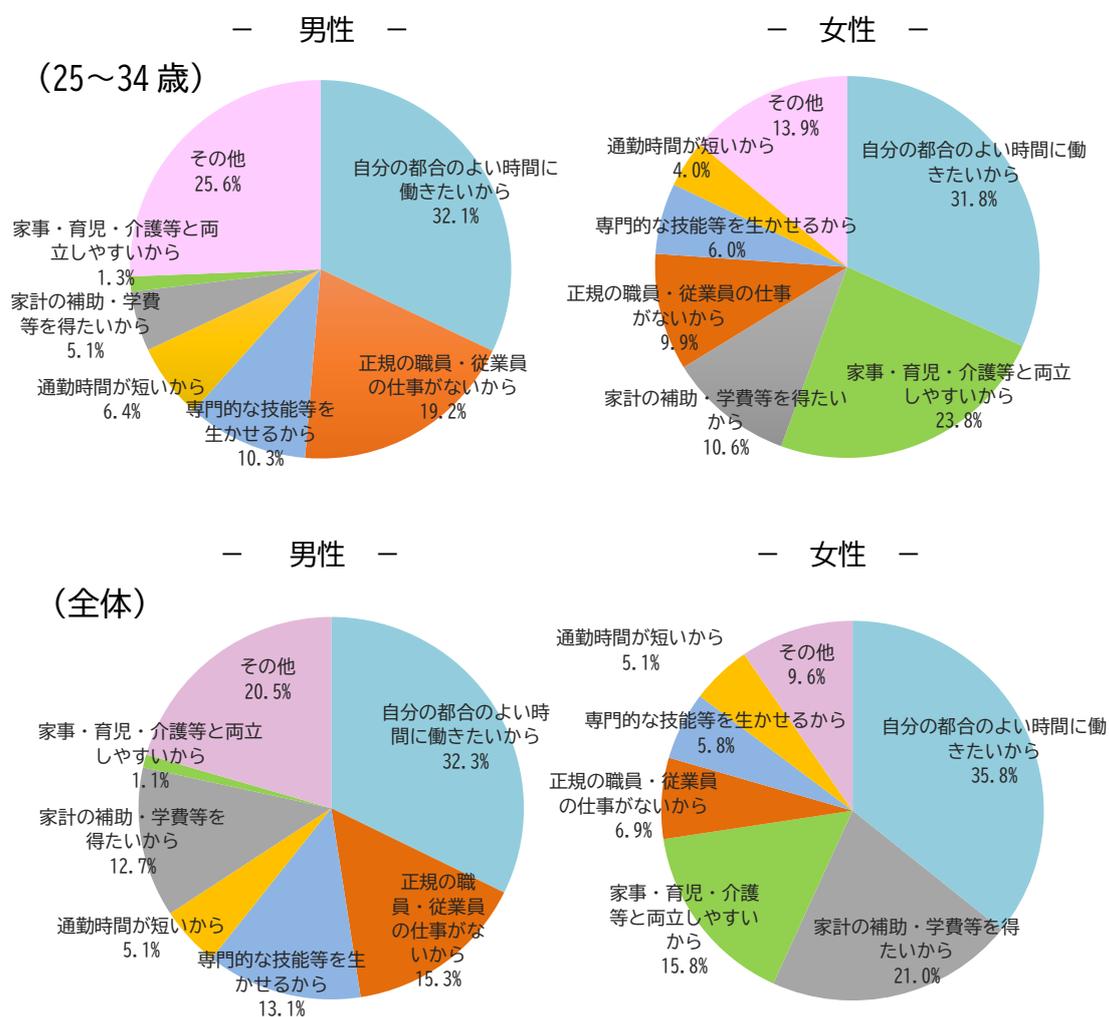
「正社員」「派遣労働者」「契約社員」「パートタイム労働者」「短時間正社員」「業務委託（請負）契約」「家内労働者」「自営型テレワーカー」などがある。

【図表22】 非正規職員の割合の推移（全国）



出典：労働力調査（総務省）

【図表 23】 現職の雇用形態について主な理由別非正規の職員・従業員の内訳（全国）



出典：労働力調査（総務省）

## (5) 不登校の状況

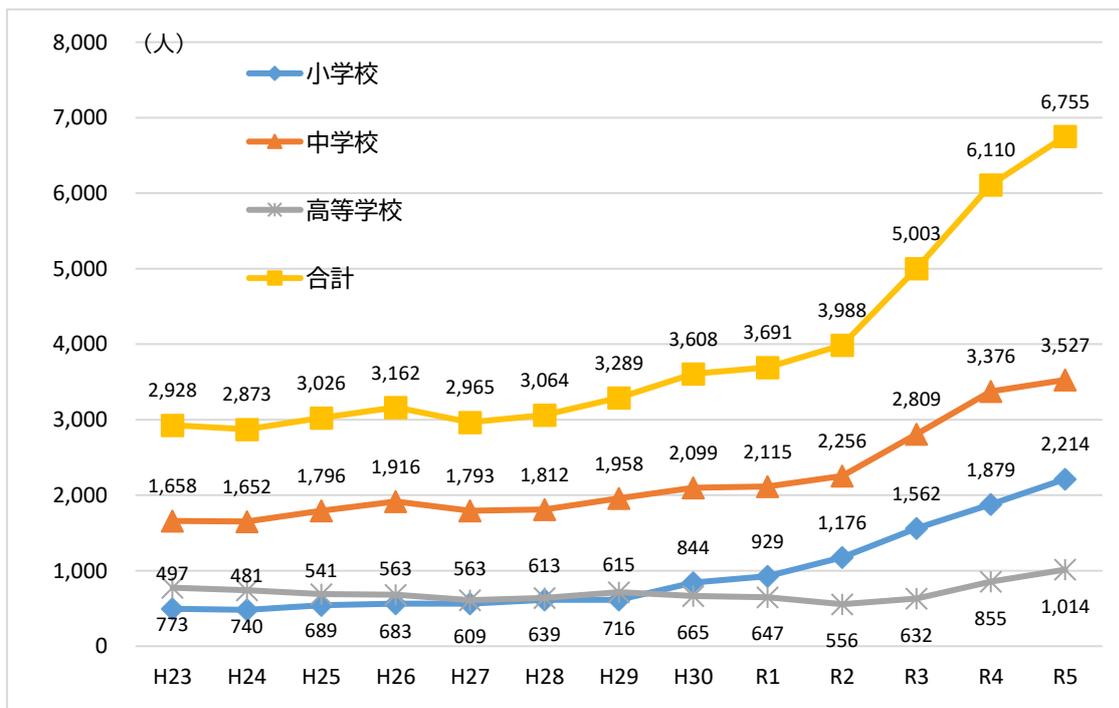
- ◇ 本県の小・中・義務教育学校を合計した 1,000 人当たりの不登校児童生徒数は、全国値を上回っている。
- ◇ 不登校児童生徒について把握した事実は「学校生活に対してやる気がでない」や「不安・抑うつ」の割合が高い。

文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（令和 5 年度）によると、本県における県内の国公私立小・中・義務教育学校、高等学校の不登校（年間 30 日以上欠席）児童生徒数は 6,755 人とコロナ禍以降急激に増加し、令和元年度の約 1.8 倍強となっており、特に小学校（義務教育学校前期課程含む。以下同じ）の増加率が高くなっています。【図表 24】

一方、1,000 人当たりの不登校児童生徒数については、令和 2 年度以降、小・中・高いずれも増加傾向にあるものの、特に中学生が急増しています。

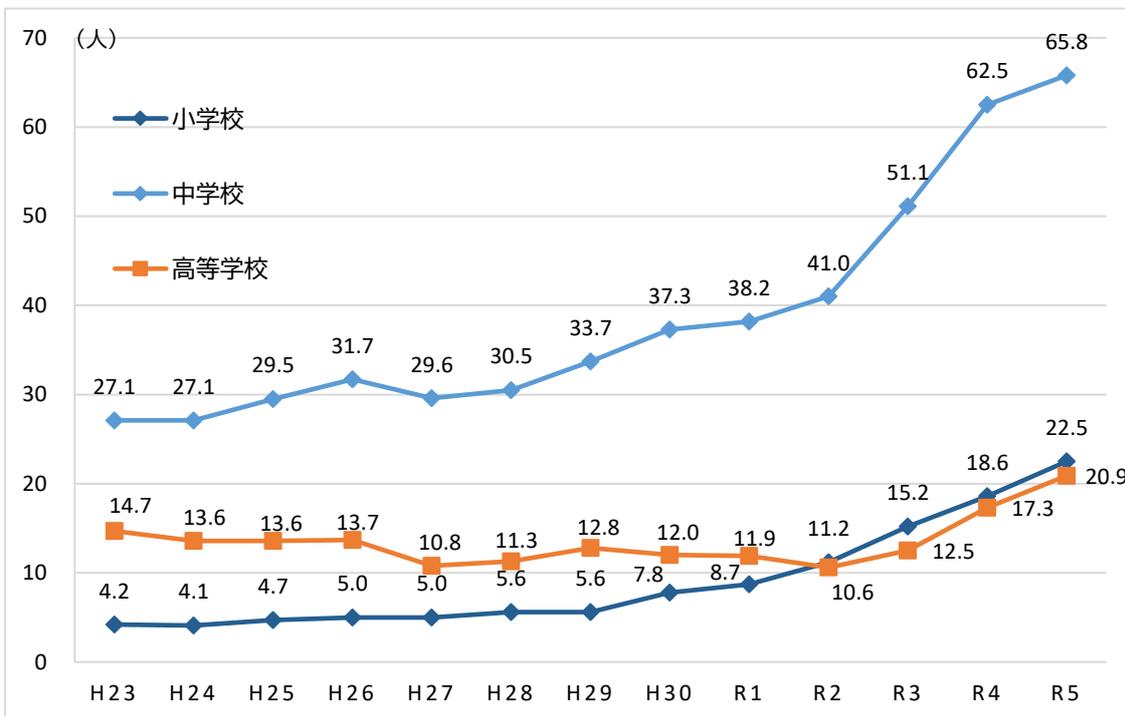
不登校児童生徒について把握した事実（全国）としては、小・中では「学校生活に対してやる気が出ない等の相談」、「不安・抑うつ」の相談、「生活リズムの不調に関する相談」、「学業不振や頻繁な宿題の未提出」が多く、高校では、「学校生活に対してやる気が出ない等の相談」「生活リズムの不調に関する相談」「不安・抑うつ」の相談「学業不振や頻繁な宿題の未提出」が多くほぼ同傾向でした。【図表 25】

【図表 24】 不登校児童生徒数の推移（岐阜県）



出典：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)

<千人当たりの数>



【図表 25】 不登校児童生徒について把握した事実（全国）

|           | た。いじめの被害の情報や相談があった。 | いじめの被害を除く友人関係をめぐ<br>る問題の情報や相談があった。 | 教職員との関係をめぐる問題の情<br>報や相談があった。 | 学業の不振や頻繁な宿題の未提出<br>が見られた。 | 学校のきまり等に関する相談があ<br>った。 | 転編入学、進級時の不適應による相<br>談があった。 | 家庭生活の変化に関する情報や相<br>談があった。 | 親子の関わり方に関する問題の情<br>報や相談があった。 | 生活リズムの不調に関する相談が<br>あった。 | あそび、非行に関する情報や相談が<br>あった。 | 学校生活に対してやる気が出ない<br>等の相談があった。 | 不安・抑うつ等の相談があった。 | 障害（疑い含む）に起因する特別な<br>教育的支援の求めや相談があった。 | 個別の配慮（障害（疑い含む）以外）<br>についての求めや相談があった。 |
|-----------|---------------------|------------------------------------|------------------------------|---------------------------|------------------------|----------------------------|---------------------------|------------------------------|-------------------------|--------------------------|------------------------------|-----------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 小・中学校 (%) | 1.3                 | 13.3                               | 3.0                          | 15.2                      | 2.0                    | 4.0                        | 7.2                       | 12.4                         | 23.0                    | 3.4                      | 32.2                         | 23.1            | 7.0                                  | 6.6                                  |
| 高等学校 (%)  | 0.9                 | 11.0                               | 1.6                          | 15.4                      | 2.0                    | 6.0                        | 5.0                       | 6.8                          | 26.7                    | 5.0                      | 32.8                         | 16.7            | 2.5                                  | 2.9                                  |

※複数回答有（不登校者数に対する回答者数の割合）

※ 調査対象は国公立小・中・義務教育学校、高等学校

出典：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)

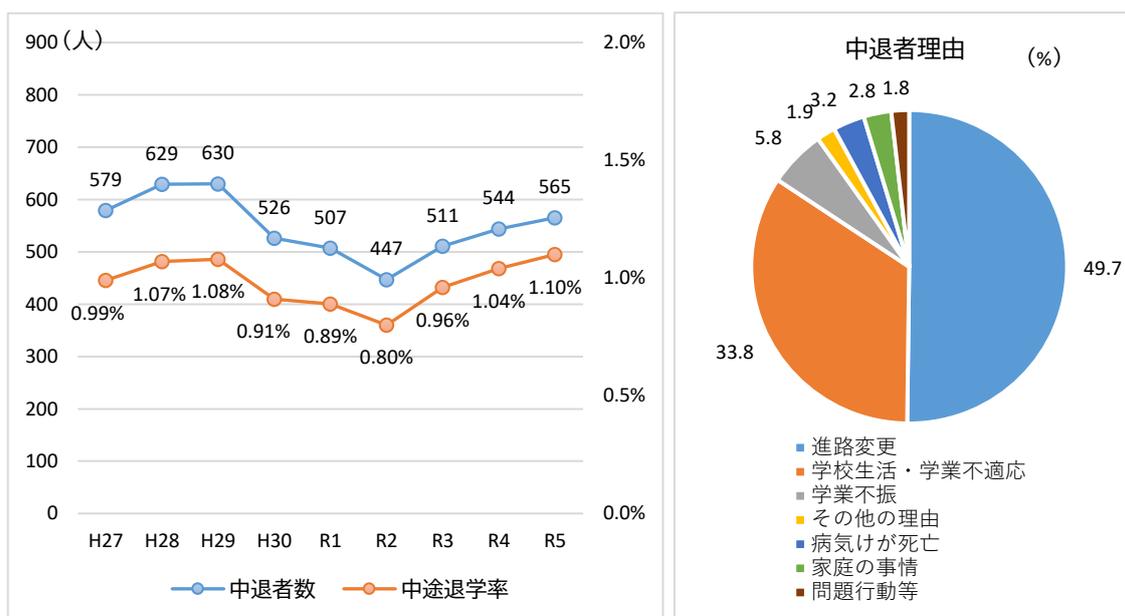
## (6) 高等学校における中途退学者の状況

- ◇ 本県の高等学校の中途退学者数は増加傾向。
- ◇ 中途退学の理由は「進路変更」が最も多い。

文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、令和5年度の本県における公立高等学校の中途退学者数は565人、中途退学率は1.10%で令和2年度以降、増加傾向にあります。

また、中途退学の理由としては、「進路変更」が49.7%と最も多く、次いで「学校生活・学業不適応」が33.8%、「学業不振」が5.8%となっています。【図表26】

【図表26】 高等学校の中途退学者数と中途退学率の推移（岐阜県）



※ 調査対象は国公立高等学校

出典：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)

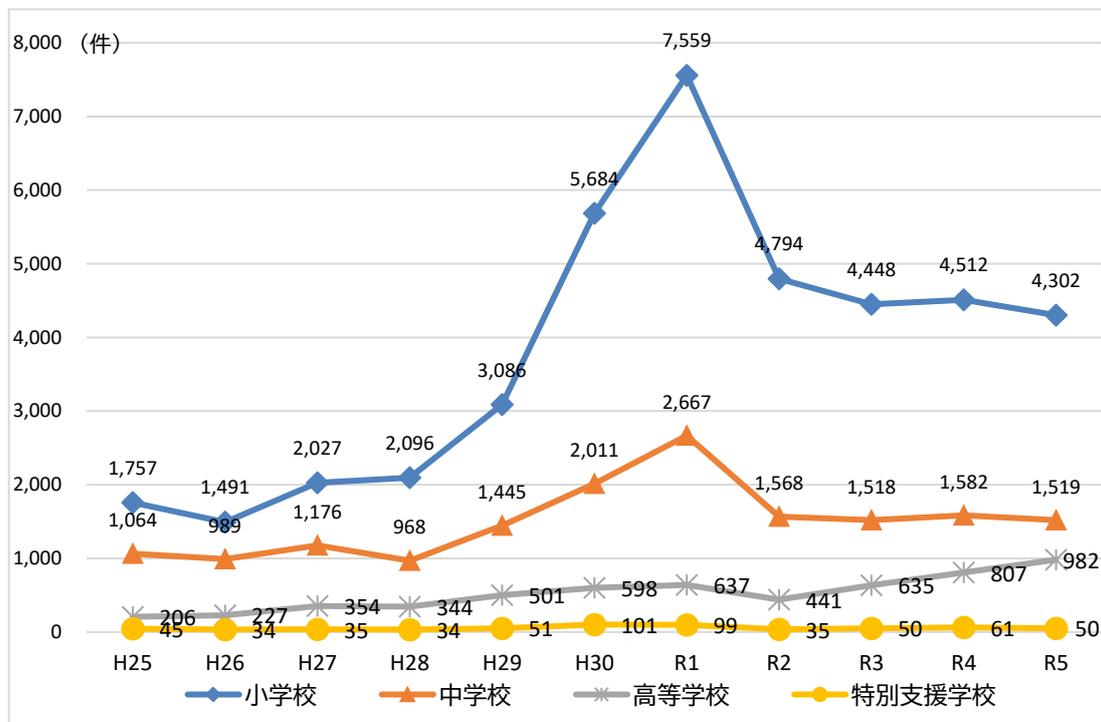
## (7) いじめの状況

- ◇ いじめの認知件数は小・中学校で減少し、高等学校で増加（全国は増加）。
- ◇ いじめ発見のきっかけで、アンケート調査など学校の取組による発見が減少（本人、保護者からの訴えが増加）。

文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（令和5年度）によると、本県における国公立の小・中・義務教育学校、高等学校及び特別支援学校における児童・生徒のいじめの認知件数は6,853件で令和元年度の10,962件より4,000件以上減少しています。コロナ前に大幅な増加傾向にあった小・中学校ではコロナ期間中減少、横ばい傾向にある一方で、昨年度に引き続き高校については増加傾向にあり、全国では小・中学校ともコロナ前を上回っています。【図表27】

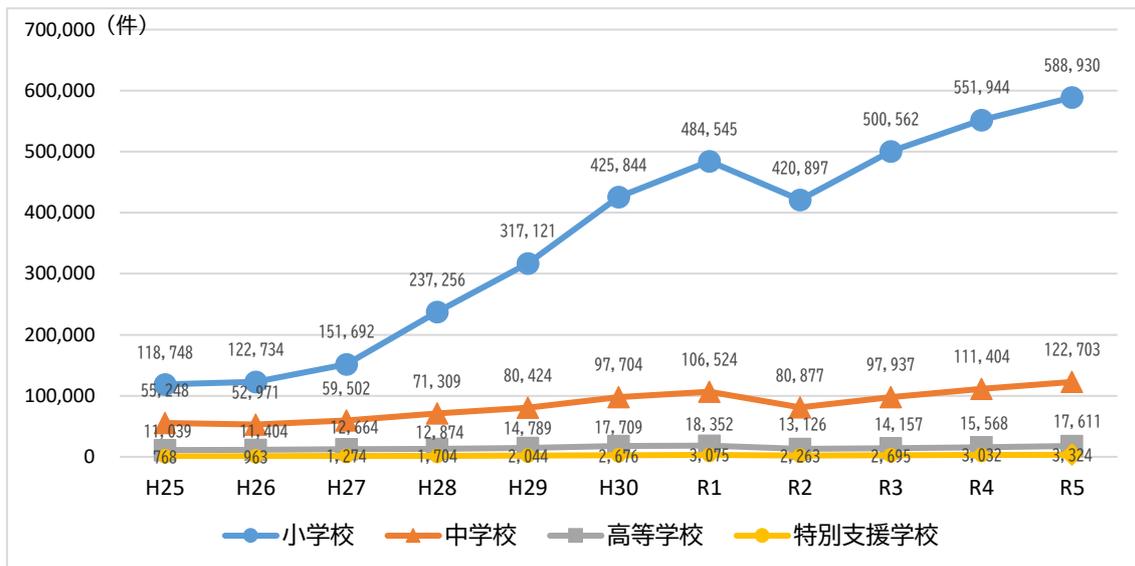
また、同調査によると、全国の公立小・中・義務教育学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめられた児童・生徒の相談状況では、「学級担任に相談」が81.9%、「保護者や家族等に相談」が23.8%の順で多かった一方、「誰にも相談していない」という回答が4.0%を占めました。

【図表27】 いじめの認知件数の推移（岐阜県）



出典：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)

## いじめの認知件数の推移（全国）



出典：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)

## <いじめられた児童生徒の相談状況（全国）>

| 相談先                                    | 件数（件）   | 構成比（％） |
|--|---------|--------|
| 学級担任に相談                                | 599,632 | 81.9   |
| 学級担任以外の教職員に相談（養護教諭，スクールカウンセラー等の相談員を除く） | 57,721  | 7.9    |
| 養護教諭に相談                                | 16,571  | 2.3    |
| スクールカウンセラー等の相談員に相談                     | 11,484  | 1.6    |
| 学校以外の相談機関に相談（電話相談やメール等も含む）             | 3,700   | 0.5    |
| 保護者や家族等に相談                             | 174,102 | 23.8   |
| 友人に相談                                  | 40,384  | 5.5    |
| その他の人（地域の人など）に相談                       | 2,762   | 0.4    |
| 誰にも相談していない                             | 29,379  | 4.0    |
| 認知件数合計                                 | 732,568 |        |

## <いじめ発見のきっかけ（岐阜県）> ※上位5項目（12項目中）

| いじめ発見のきっかけ           | 件数（件） | R4からの増減（件） |
|----------------------|-------|------------|
| ①当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え | 1,836 | +114       |
| ②アンケート調査など学校の取組により発見 | 1,734 | -269       |
| ③本人からの訴え             | 1,699 | -40        |
| ④学級担任が発見             | 519   | -77        |
| ⑤児童生徒（本人を除く）からの情報    | 485   | -42        |

\*調査対象は国公立小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校

\*小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程を含む

出典：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)

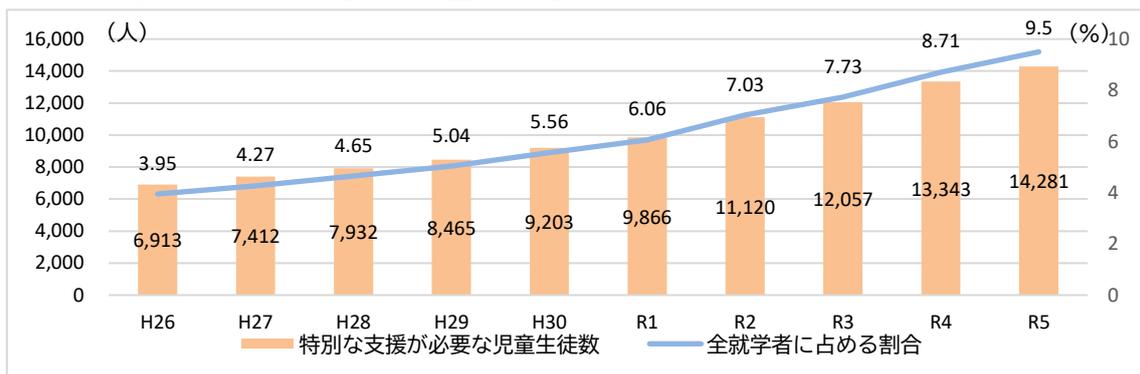
(8) 義務教育段階における特別な支援が必要な児童・生徒数の推移及び民間企業における障がい者の雇用状況

◇ 義務教育段階における特別な支援が必要な児童・生徒数や全就学者に占める割合は、ともに年々増加。

県教育委員会の「岐阜県の特別支援教育」によると、令和5年度の県内における義務教育段階の特別支援学校及び特別支援学級、通級による指導の対象となる児童生徒数は14,281人であり、全就学者に占める割合は9.5%で過去10年で2倍以上に増加しています。【図表28】

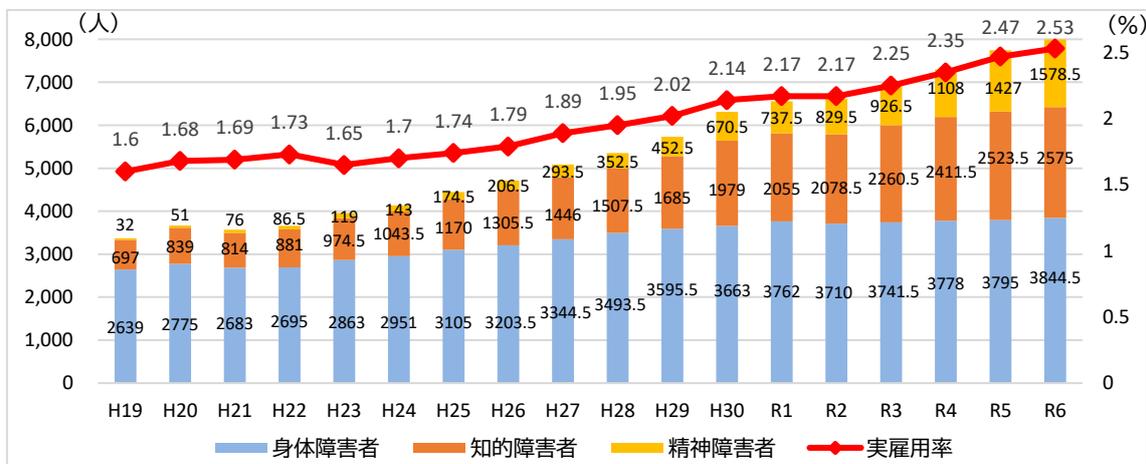
障がい者雇用について、岐阜労働局の「障害者雇用状況の集計結果」（令和6年）によると、県内の民間企業における雇用障害者数、実雇用率とも過去最高を更新しています。【図表29】

【図表28】 特別な支援が必要な児童・生徒数及び全就学者に占める割合の推移（岐阜県）



※ 「特別な支援が必要な児童・生徒数」は、義務教育段階において、特別支援学校もしくは特別支援学級に在籍し、または、通級による指導を受ける児童・生徒数の合計  
 ※ 平成14年度から国立小・中学校の児童・生徒数を含む  
 出典：県教育委員会調べ

【図表29】 民間企業における障害者の雇用状況（実雇用率と雇用されている障害者の数の推移）



※雇用障害者数の算定における障害者のカウント方法等の詳細は岐阜労働局の公表資料を参照ください。  
 出典：障害者雇用状況の集計結果（岐阜労働局）

## (9) こどもの貧困の状況

### ① 貧困率

- ◇ 岐阜県におけるこどもの貧困率は6.7%。
- ◇ 全国の相対的貧困率\* は近年、15.5%前後で推移。

本県の「岐阜県子ども調査」(令和5年)によると、本県におけるこどもの貧困率は6.7%です。また、家庭の所得により、こどもが受ける教育の機会に格差が生じており、所得が低いほど学習理解度や自己肯定度が低くなる傾向があります。【図表30】厚生労働省の「国民生活基礎調査」(令和3年)によると、全国のこどもの貧困率は11.5%で、こどものおよそ9人に1人が貧困状態となっています。【図表31】

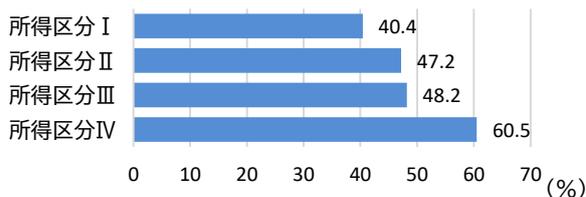
【図表30】 所得階層別格差の内容(岐阜県)

| 区分    | 定義              |
|-------|-----------------|
| ↓ 貧困線 |                 |
| 所得区分Ⅰ | 137万円(貧困線)未満    |
| 所得区分Ⅱ | 205万円(Ⅰの1.5倍)未満 |
| 所得区分Ⅲ | 274万円(Ⅰの2倍)未満   |
| ↑ 中央値 |                 |
| 所得区分Ⅳ | 274万円(Ⅰの2倍)以上   |

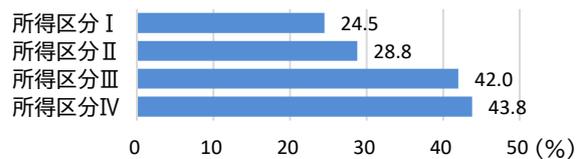
※岐阜県子ども調査貧困線の定義

#### < 所得階層別の学習理解度 >

##### < 小5 >

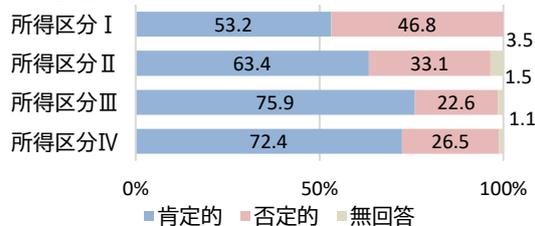


##### < 中2 >

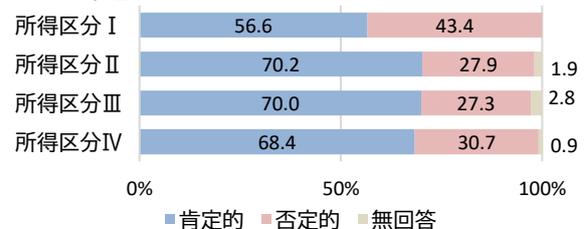


#### < 所得階層別の自己肯定度 >

##### < 小5 >

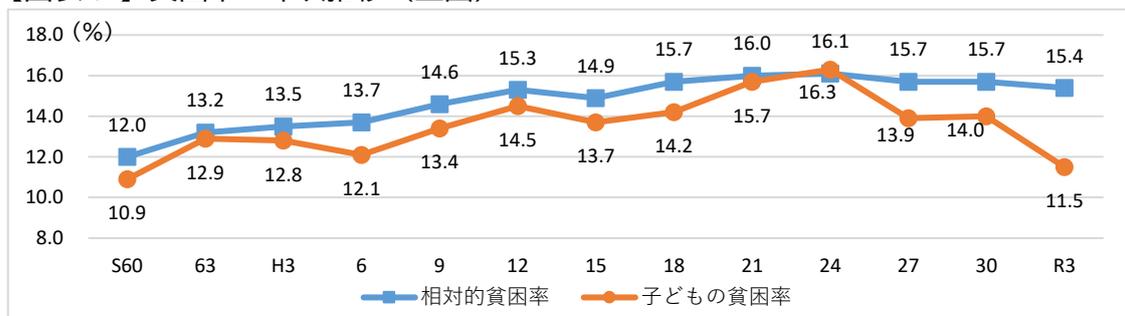


##### < 中2 >



【図表31】 貧困率の年次推移(全国)

出典：岐阜県子ども調査



出典：国民生活基礎調査(厚生労働省)

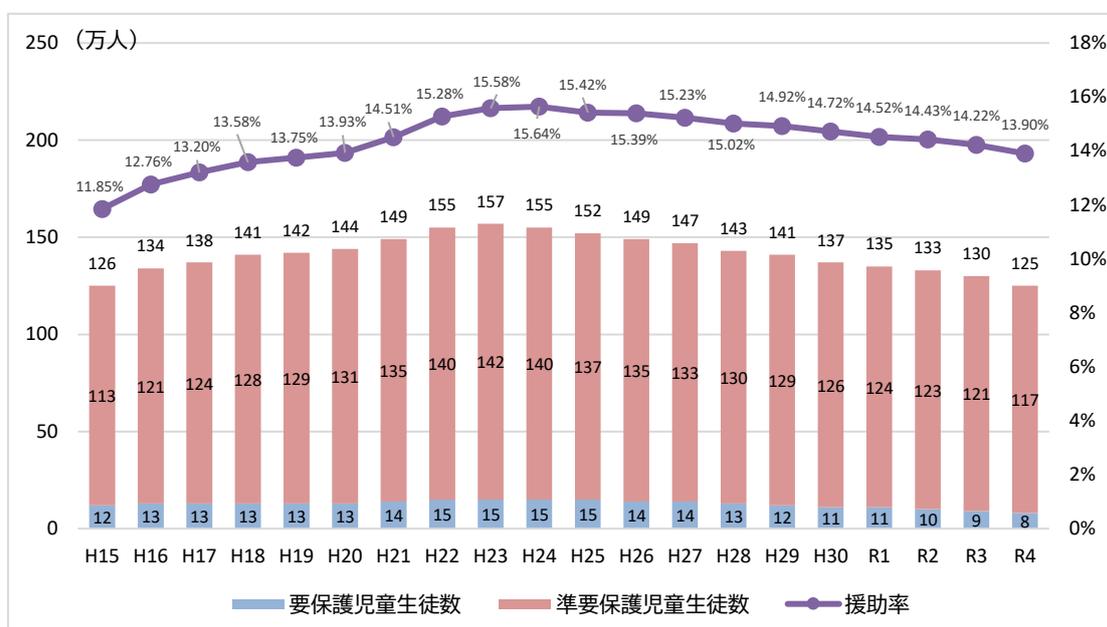
※ 相対的貧困率：等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の貧困線(中央値の半分)に満たない世帯員の割合。可処分所得とは、所得から所得税、住民税、社会保険料及び固定資産税を差し引いたものをいう。

## ②就学援助の状況

◇ 就学援助を受けている小・中学生は、7年連続で減少。

文部科学省の「就学援助実施状況等調査」（令和4年）によると、経済的理由により就学困難と認められ就学援助を受けている小・中学生は、令和4年度には約125万人となり11年連続で減少し、就学援助率も13.9%となり10年連続で減少しています。就学援助対象人数の主な減少要因として、「児童・生徒数全体の減少」に加え、「経済状況の変化」などが挙げられます。【図表32】

【図表32】 要保護及び準要保護児童・生徒数の推移（全国）



出典：就学援助実施状況等調査（文部科学省）

## (10) 児童虐待

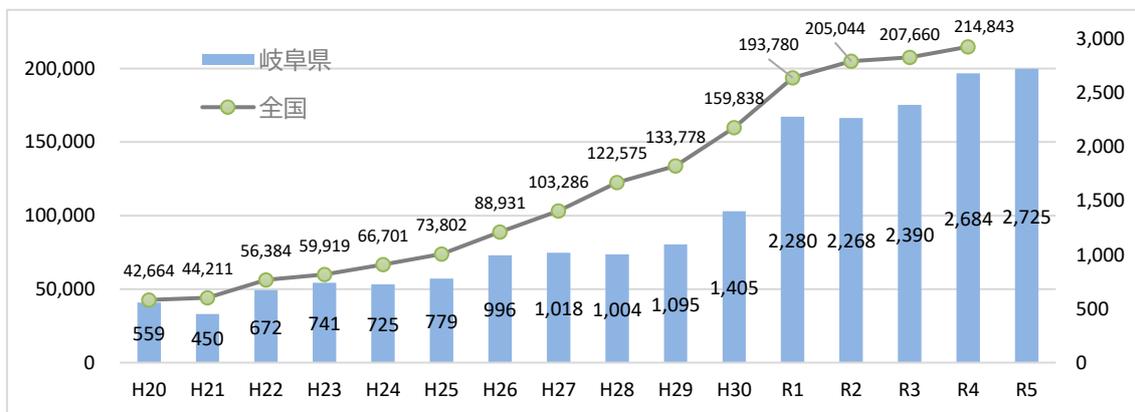
◇ 県子ども相談センターの児童虐待相談対応件数は令和5年度に過去最多を更新。

県子ども相談センターの児童虐待相談対応件数は、コロナ下において一旦横ばいであったものの、令和4年度には再び増加に転じ、3年続けて過去最多を更新しました。全国でも同様の傾向がみられますが、増加の一因として、関係機関の啓発活動や連携強化、事件報道等による国民の関心の高まりも考えられます。【図表33】

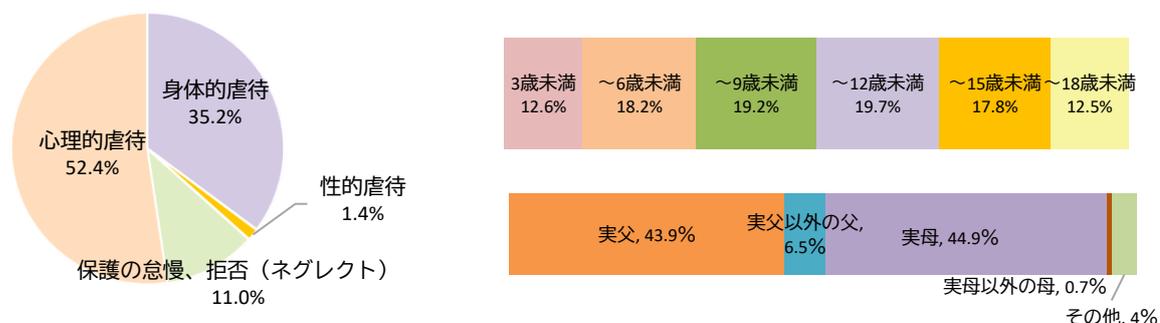
児童虐待の種別では、「心理的虐待」が52.4%と最も多く、次いで「身体的虐待」(35.2%)、「保護の怠慢・拒否(ネグレクト)」(11%)となっています。

被害児童の年齢構成は、「9～12歳」が19.7%と最も多く、次いで「6～9歳」(19.2%)、「3～6歳未満」(18.2%)となっています。主な虐待者は、「実母」が44.9%と最も多く、次いで「実父」が43.9%となっています。【図表34】

【図表33】 児童虐待相談対応件数の推移（全国、岐阜県）



【図表34】 虐待種別、年齢構成、虐待者（岐阜県：令和5年度）



出典：岐阜県子ども家庭課調べ

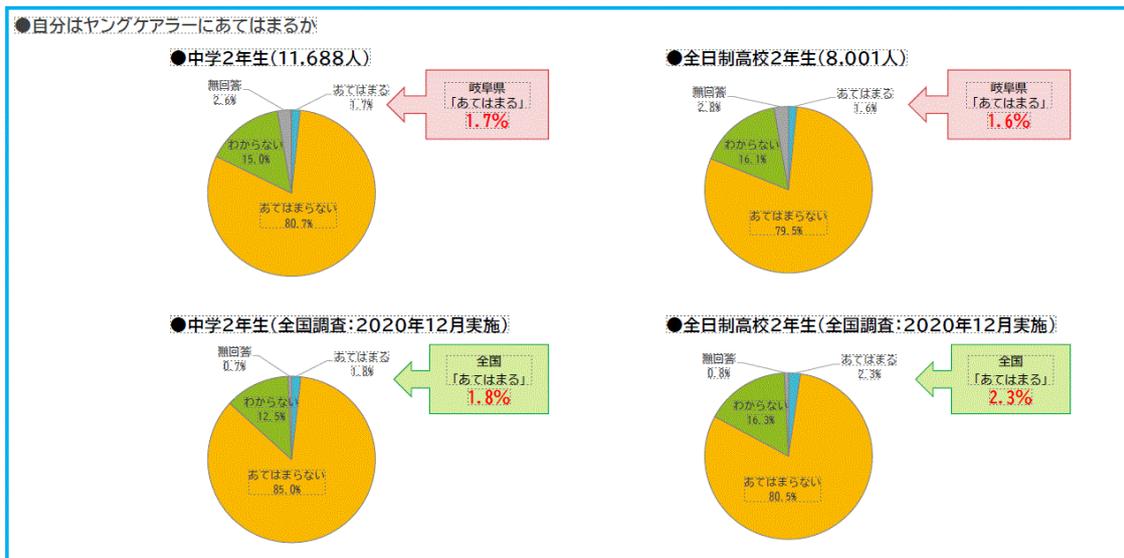
## (11) ヤングケアラー

◇ 家事・家族の世話等により、子ども自身の権利が守られていないヤングケアラーが顕在化。

県が実施したヤングケアラー実態調査（令和4年度）によると、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、子ども自身がやりたいことができないなど、子ども自身の権利が守られていないと思われる子ども、いわゆる「ヤングケアラー」について、自身が「当てはまる」と回答した中学2年生が1.7%、全日制高校2年生が1.6%でした。全国調査（令和2年12月）との比較では若干少なくなっています。【図表35】

また、ヤングケアラーは本人に自覚がない、家庭内のことで周りに相談しにくいなど潜在化している可能性もあります。

【図表35】 ヤングケアラーの状況（全国、岐阜県）



※ 調査では、ヤングケアラーを「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、子ども自身がやりたいことができないなど、子ども自身の権利が守られていないと思われる子どものことをいいます。」と説明したうえで、「あなた自身はヤングケアラーに当てはまると思いますか」と聞いています。

出典：岐阜県ヤングケアラー実態調査報告書（概要版）

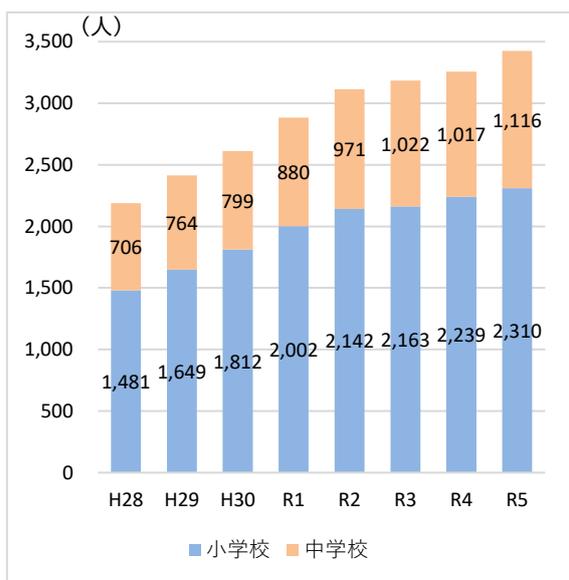
## (12) 外国人児童・生徒の状況

- ◇ 県内の外国人児童生徒数は、年々増加。
- ◇ 県内の日本語指導が必要な外国人児童生徒数も増加傾向にある。

文部科学省の「学校基本調査」（令和5年度）によると、県内小・中学校の外国人児童・生徒数は年々増加しており、令和5年度は3,426人と、前年度より170人増加しました。【図表36】

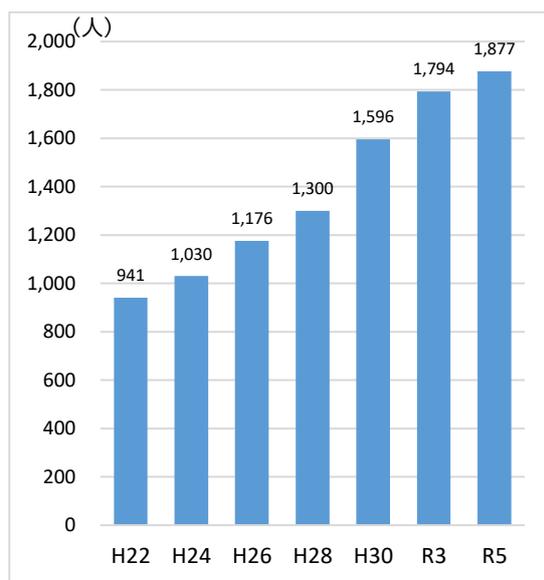
また、文部科学省の「日本語指導が必要な児童・生徒の受入状況等に関する調査」（令和5年度）によると、令和5年度の本県における日本語指導が必要な外国人児童・生徒数は1,877人であり、平成22年以降、増加の一途をたどっています。【図表37】

【図表36】外国人児童・生徒数の推移（岐阜県）



出典：学校基本調査（文部科学省）

【図表37】日本語指導が必要な外国人児童・生徒数（岐阜県）



出典：日本語指導が必要な児童・生徒の受入状況等に関する調査（文部科学省）



### (13) 青少年の自殺の状況

- ◇ 自殺が、15～39歳の死因の第1位。
- ◇ 原因・動機の第1位は、19歳までは学校問題、20～39歳は健康問題。

県の「令和4年衛生年報」によると、15歳から39歳までの死因の第1位が「自殺」となっています。【図表38】

また、厚生労働省の「人口動態統計」によると、本県では20歳代の自殺者数がほぼ横ばいで推移している中で、30歳代は令和元年度以降、減少から増加傾向に転じています。全国では30歳代がほぼ横ばいで推移している中で、10歳から29歳までは増加傾向にあります。【図表39】

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、各年代において自殺者数の増加が懸念されていましたが、総数は横ばいでした。

厚生労働省と警察庁の「令和5年中における自殺の状況」によると、自殺の原因・動機については、19歳までは「学校問題」が33.2%で最も多く、20～29歳は「健康問題」が31.6%、30～39歳も「健康問題」が33.0%で最も多くなっています。

【図表40】

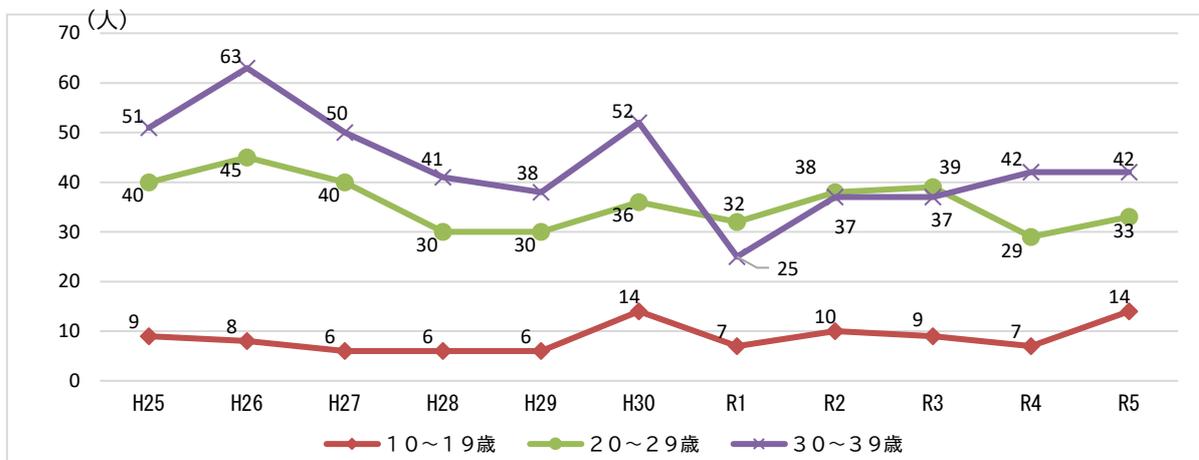
【図表38】若者の死因（岐阜県）

| 年齢    | 第1位        |     |      | 第2位   |     |      | 第3位   |     |     |
|-------|------------|-----|------|-------|-----|------|-------|-----|-----|
|       | 死因         | 死亡数 | 死亡率  | 死因    | 死亡数 | 死亡率  | 死因    | 死亡数 | 死亡率 |
| 10～14 | 周産期に発生した病態 | 1   | 1.1  | 不慮の事故 | 1   | 1.1  | —     | 0   | 0.0 |
| 15～19 | 自殺         | 7   | 7.6  | 悪性新生物 | 4   | 4.3  | 不慮の事故 | 4   | 4.3 |
| 20～24 | 自殺         | 19  | 21.7 | 心疾患   | 3   | 3.4  | 悪性新生物 | 2   | 2.3 |
| 25～29 | 自殺         | 10  | 12.4 | 悪性新生物 | 3   | 3.7  | 不慮の事故 | 3   | 3.7 |
| 30～34 | 自殺         | 13  | 15.2 | 悪性新生物 | 6   | 7.0  | 不慮の事故 | 4   | 4.7 |
| 35～39 | 自殺         | 29  | 29.1 | 悪性新生物 | 19  | 19.0 | 心疾患   | 6   | 6.0 |

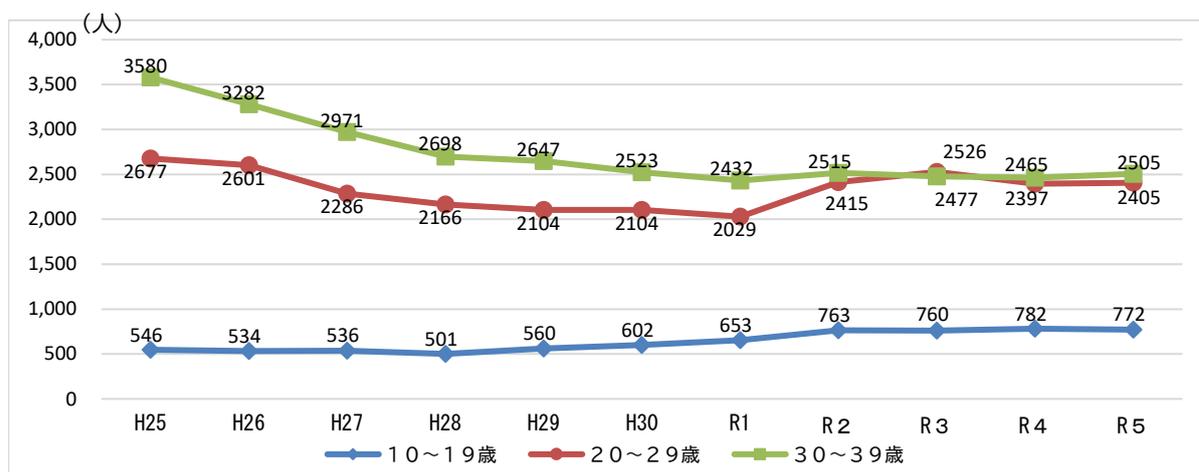
出典：令和4年衛生年報（岐阜県）

【図表 39】年齢階級別自殺者数の推移

<岐阜県>



<全国>



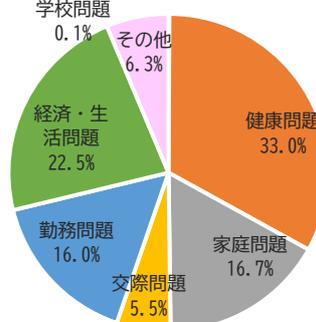
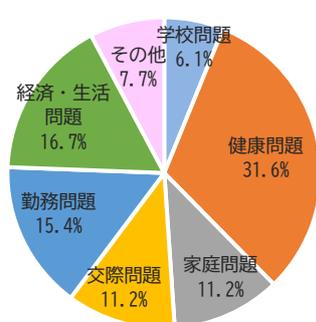
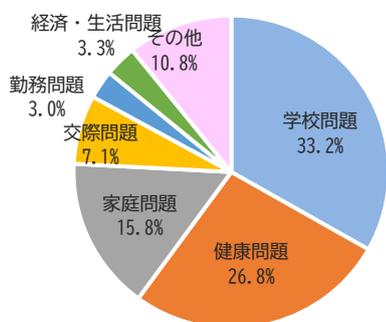
出典：人口動態統計（厚生労働省）

【図表 40】年齢階級別、原因・動機別自殺者数の割合（全国）

<~19歳>

<20~29歳>

<30~39歳>



出典：令和5年中における自殺の状況（厚生労働省・警察庁）

## 4 少年非行の状況

### (1) 刑法犯少年\*の推移

◇ 刑法犯少年の検挙数は増加傾向にあり、再犯率も高い。

岐阜県警察本部の「少年非行の概況」（令和5年）によると、本県における令和5年の刑法犯少年は350人と、前年に比べ、59人（20.2%）増え、コロナ禍を終えて増加しています。令和5年の人口千人あたりの刑法犯少年数は平成26年の2.50人と比べほぼ半減していますが、同様に増加傾向にあります。

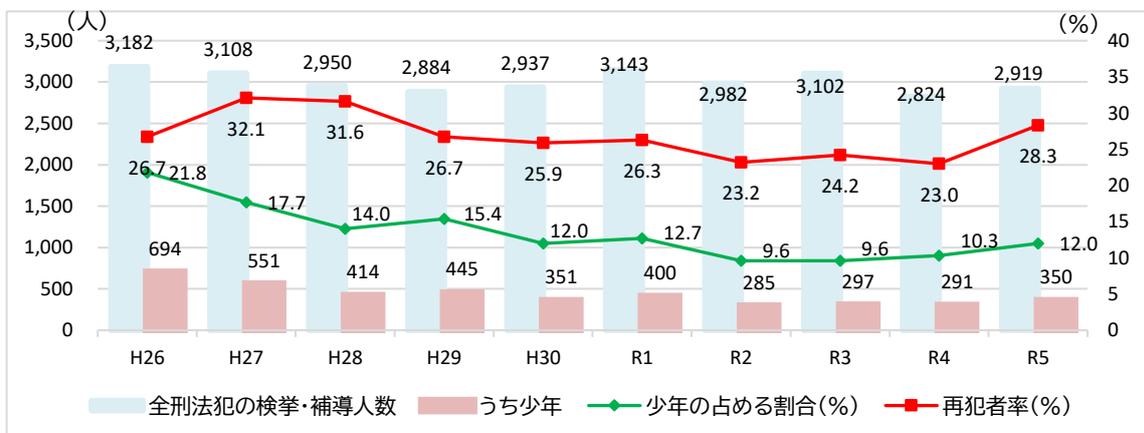
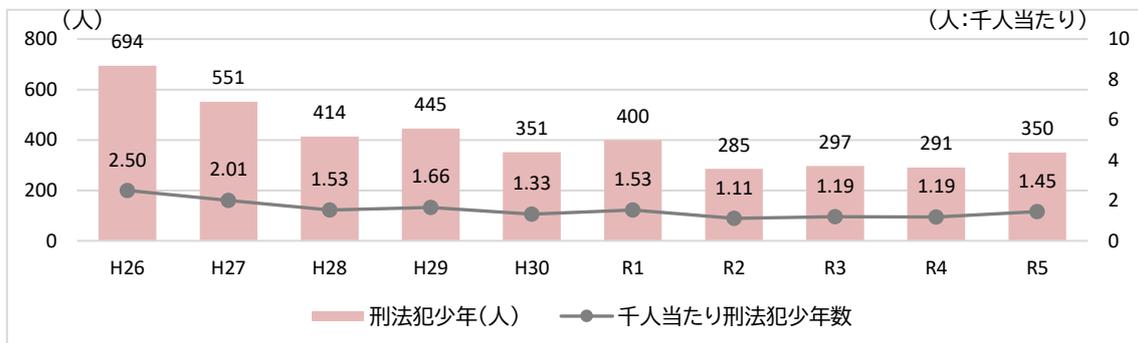
#### 【図表41】

本県の成人を含めた全刑法犯の検挙・補導人員（2,919人）に占める少年の割合は12.0%と、前年に比べ、1.7ポイント増加しました。刑法犯少年の再犯者率は28.3%と、前年より5.3ポイント増加するなど、依然高い数値となっています。

※ 刑法犯少年

刑法犯で警察に検挙・補導された少年（犯罪少年・触法少年）をいう。

【図表41】 刑法犯少年の年別推移（岐阜県）（上）と全刑法犯検挙・補導人員に占める少年の割合（岐阜県）（下）



\* 県外居住者、住居不定者の少年を除外して算出

出典：少年非行の概況（岐阜県警察）

## (2) 非行の内容

- ◇ 非行の中心は、万引き、自転車盗、オートバイ盗等の「初発型非行」。
- ◇ 不良行為の8割以上が「喫煙」、「深夜はいかい」。

岐阜県警察本部の「少年非行の概況」（令和5年）によると、刑法犯少年の犯罪を罪種別に見ると、本格的な非行の端緒となりやすい初発型非行（万引き、自転車盗、オートバイ盗等）での検挙・補導人員は、前年に比べ52.6%増加し、刑法犯少年の50.6%を占めています。【図表42】

刑法犯少年の犯罪行為の原因・動機については、「所有・消費目的」が52.9%と最も多く、次いで「憤怒」が16.6%、「遊び・好奇心・スリル」が8.3%、「遊興費充当」が7.1%となっています。

学職別では、中学生が30.6%と最も多く、次いで高校生が28.0%、有職少年が17.7%となっており、中学生・高校生が非行の中心となっています。【図表43】

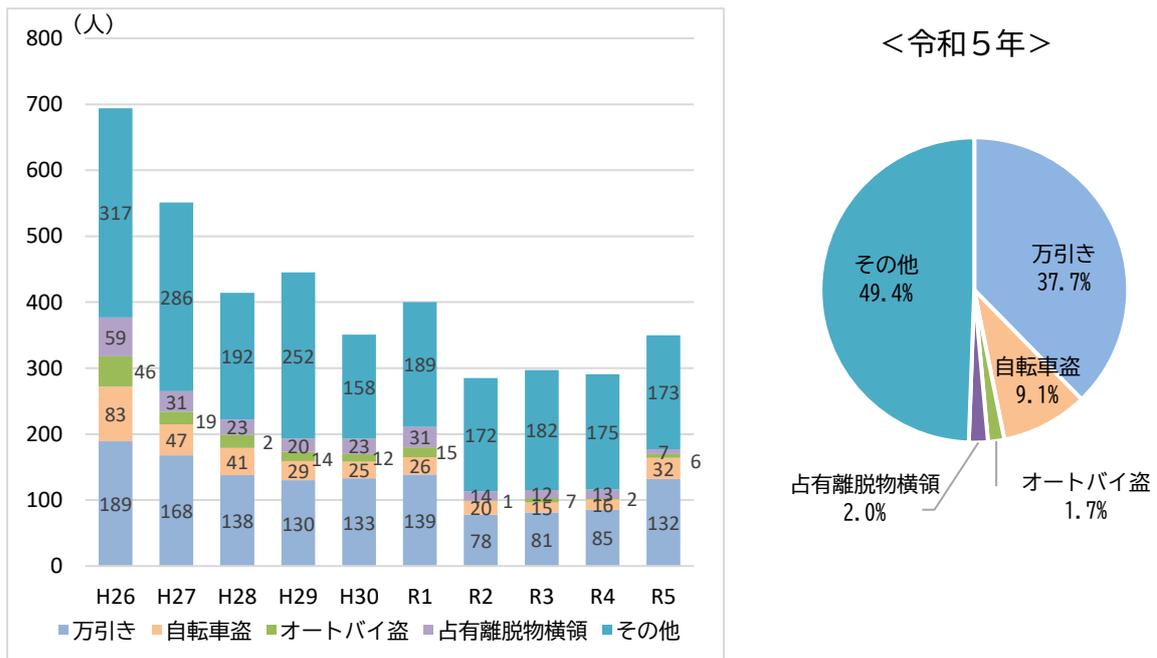
また、喫煙、深夜はいかい、暴走行為など、不良行為少年<sup>\*</sup>として補導された少年は、令和5年は9,818人となり、前年より394人増加しました。内訳は、「深夜はいかい」が40.5%と最も多く、次いで「喫煙」が37.7%、「飲酒」が3.1%となっています。【図表44】

※ 不良行為少年

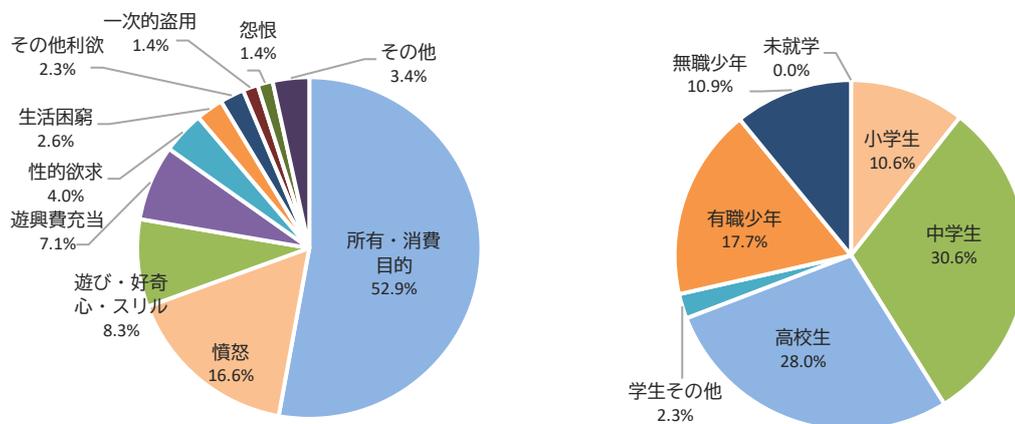
非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、けんかその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。

【図表42】 刑法犯少年に占める初発型非行の状況（岐阜県）

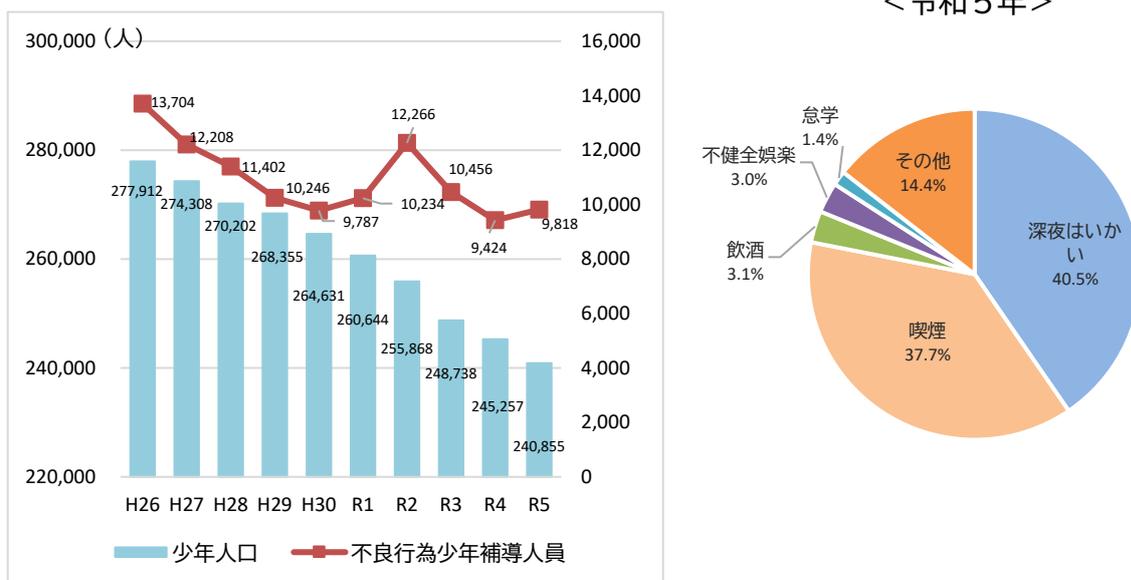
<罪種別刑法犯少年検挙状況>



【図表 43】 令和5年中の刑法犯少年の原因・動機別状況（左）と学職別状況（右）（岐阜県）



【図表 44】 不良行為少年の補導人員と行為別状況（岐阜県）



出典：令和5年少年非行の概況（岐阜県警察）

### (3) 暴力行為の状況

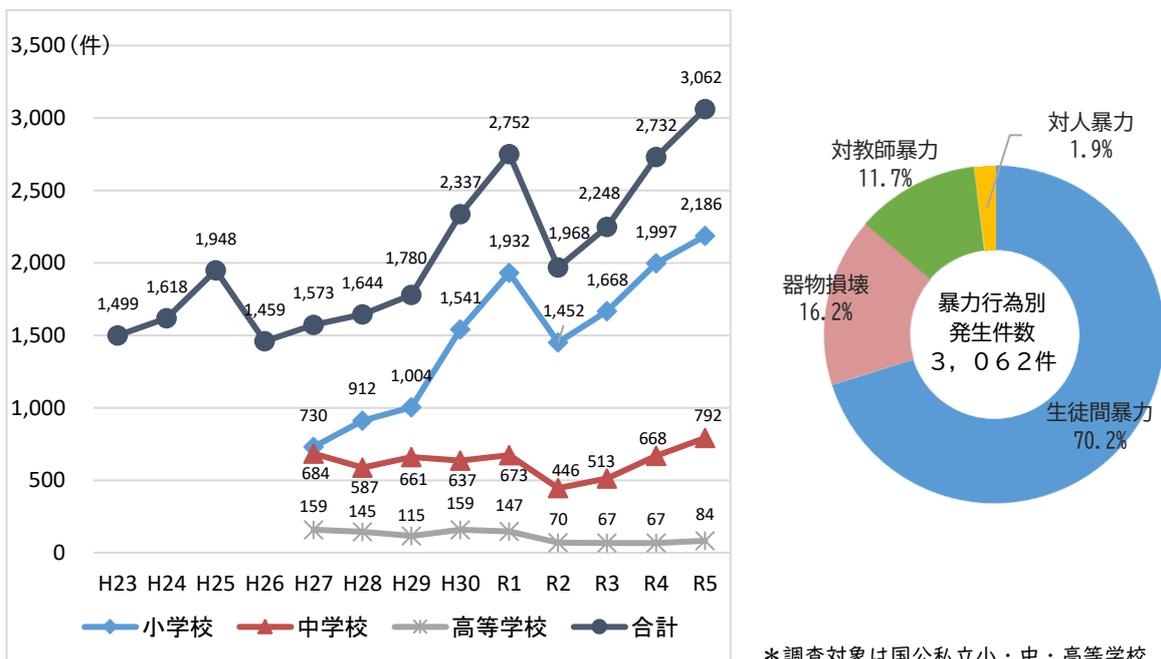
- ◇ 県内の小・中学校、高等学校における暴力行為発生件数は増加傾向。
- ◇ 暴力行為の低年齢化が顕著。

文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査」（令和5年度）によると、県内の国公私立小・中学校、高等学校における暴力行為の発生件数はコロナ下の令和2年度に減少したものの、その後、年々増加傾向にあり、令和5年度は3,062件となり、令和元年を超えて過去最多となっています。

校種別では、小学校が2,186件と最も多く、また、発生件数の増加率が高く、暴力行為の低年齢化が顕著になっています。

暴力行為別件数としては、生徒間暴力が70.2%と最も高く、次いで器物損壊が16.2%、対教師暴力が11.7%となっています。【図表45】

【図表45】暴力行為発生件数の推移（左）と暴力行為別発生件数の割合（右）（岐阜県）



出典：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)

#### (4) 薬物乱用の状況

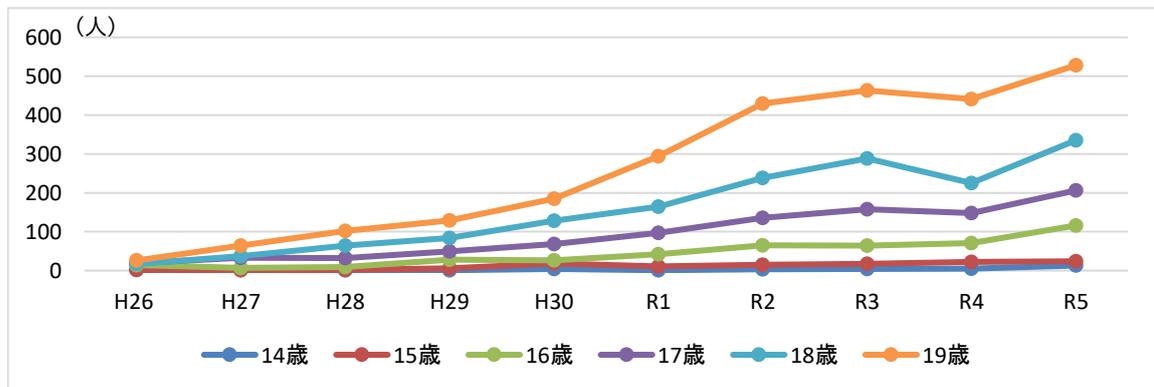
- ◇ 少年の大麻事犯検挙が急増しており、学職別では高校生が約4割。
- ◇ 市販薬の多量摂取を原因とする薬物関連精神疾患が増加。

警察庁の「少年からのシグナル」(令和6年)によると、大麻事犯で検挙された少年を年齢別で見ると、16歳を境に検挙人数が急増し、16歳及び17歳では高校生が約4割を占めている実態があります。【図表46】

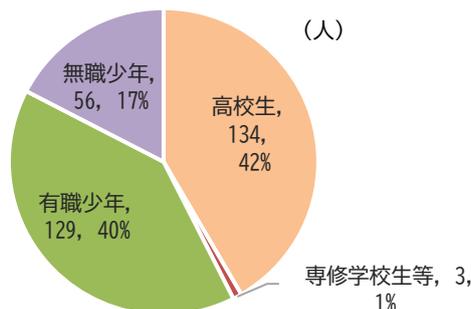
大麻を初めて使用した経緯は、「誘われて」が79.1%と最も多く、次いで「自分から求めて」が18.9%となっています。また、大麻を初めて使用した動機は、「好奇心・興味本位」が57.9%と最も多く、次いで「その場の雰囲気」が21.2%、「ストレス発散・現実逃避」が8.4%となっています。【図表47】

令和4年度厚生労働行政推進調査事業費補助金分担研究報告書の「全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査」によると、1年以内に薬物の使用があった症例のうち、主たる薬物が「市販薬」であった比率は、平成28年(2016年)から増加傾向にあります。また、10代の主たる薬物の比率は令和4年(2022年)には「市販薬」が65.2%を占めています。【図表48】

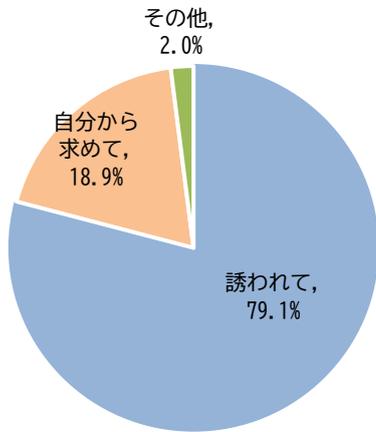
【図表46】 大麻事犯に係る20歳未満の年齢別検挙人員



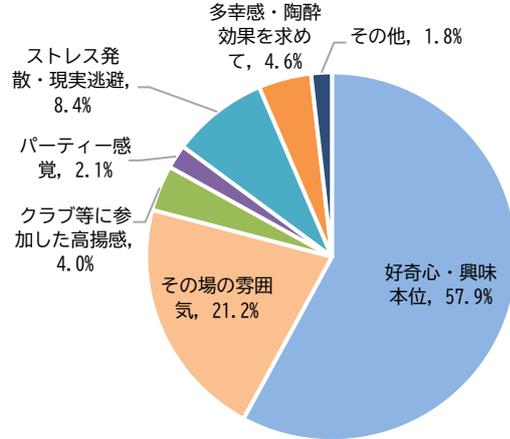
<16歳及び17歳の学職別検挙人員>



【図表 47】大麻を初めて使用した経緯



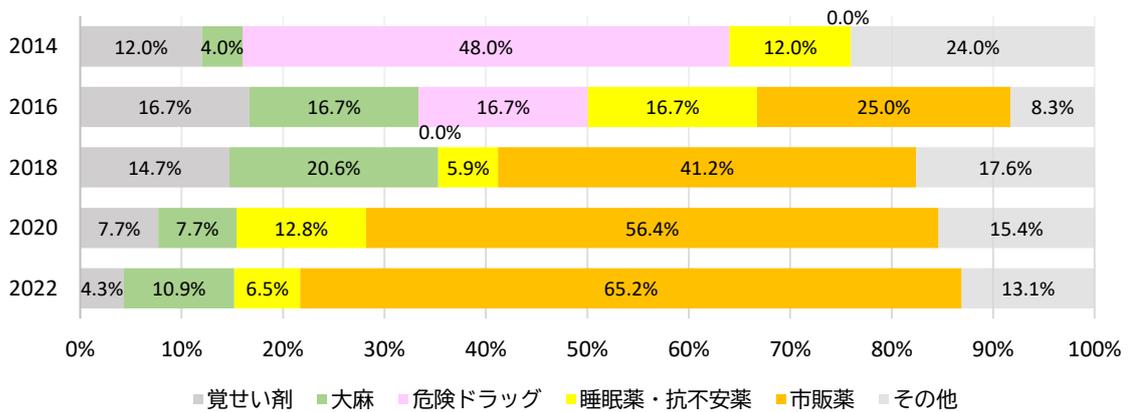
大麻を初めて使用した動機



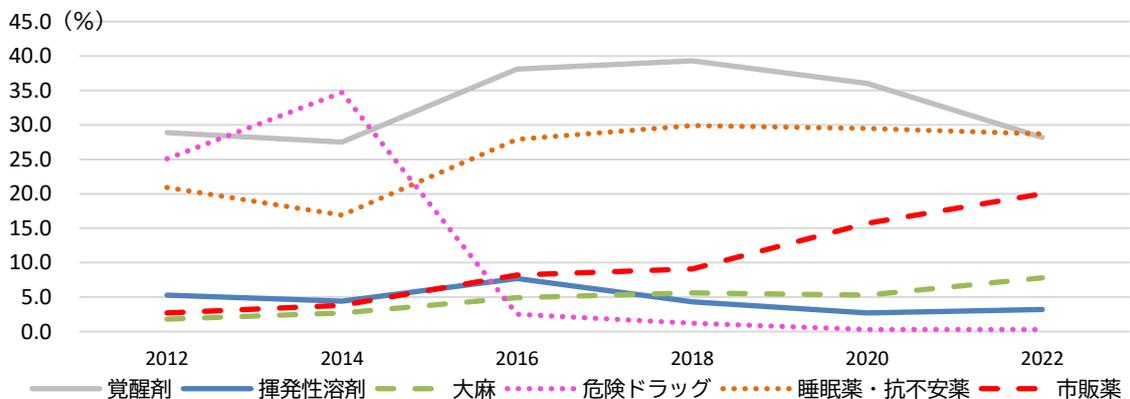
出典：令和6年少年からのシグナル「大麻乱用者の実態」（警察庁）

【図表 48】1年以内に主たる薬物<sup>※</sup>の使用が認められた症例のうち、10代の主たる薬物の推移

※主たる薬物（＝現在の精神科的症状に関して臨床的に最も関連が深いと思われる薬物）



<1年以内に主たる薬物の使用が認められた症例のうち、「主たる薬物」の比率に関する経年的推移>



出典：「全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査」より図3、図8

[令和4年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業）分担研究報告書]

## 5 青少年と地域との関わり

### (1) こどもの意識と生活習慣・学習習慣

◇ 基本的な生活習慣や自己肯定感は全国平均を上回っている。

文部科学省の「全国学力・学習状況調査」によると、「朝食を毎日食べているか」や「家で、自分で計画を立てて勉強しているか」の問いに対し、肯定回答の児童・生徒は、小・中学生ともに全国平均を上回っており、基本的な生活習慣や学習習慣が比較的身に付いていると考えられます。また、「自分にはよいところがあると思うか」の問いに対しての肯定回答も、小・中学生ともに全国平均を上回っており、自尊感情を持つ児童・生徒の割合が高くなっています。一方で、「将来の夢や目標を持っているか」の問いに対しては、小学生が全国平均を下回っています。令和元年度と5年度との比較では、小・中学生とも「自分にはよいところがあると思うか」の問いに対して全国・県とも増加しており、自尊感情が高まっているといえます。【図表 49】

【図表 49】「全国学力・学習状況調査」(令和1、5年度)の結果

| 質問事項               | 調査年度 | 小学校  |      |     | 中学校  |      |     |
|--------------------|------|------|------|-----|------|------|-----|
|                    |      | 岐阜県  | 全国   | 県動向 | 岐阜県  | 全国   | 県動向 |
| 朝食を毎日食べている         | R1   | 96.3 | 95.3 | ↓   | 94.1 | 93.1 | ↓   |
|                    | R5   | 95.4 | 93.9 |     | 92.5 | 91.2 |     |
| 家で、自分で計画を立てて勉強している | R1   | 78.4 | 71.5 | ↓   | 54.6 | 50.4 | ↑   |
|                    | R5   | 75.9 | 70.7 |     | 59.7 | 55.0 |     |
| 自分には、よいところがあると思う   | R1   | 82.5 | 81.2 | ↑   | 75.9 | 74.1 | ↑   |
|                    | R5   | 84.5 | 83.5 |     | 81.4 | 80.0 |     |
| 将来の夢や目標を持っている      | R1   | 82.8 | 83.8 | ↓   | 68.8 | 70.5 | ↓   |
|                    | R5   | 80.5 | 81.5 |     | 66.6 | 66.3 |     |

※数値は肯定回答（「している（当てはまる）」、「どちらかといえばしている（当てはまる）」）の計

出典：全国学力・学習状況調査（文部科学省）

## (2) 家庭、地域の教育力

◇ 保護者や家庭での教育、青少年の考え方や行動について気になる点は、「規範意識・モラルの低下」が最も多い。

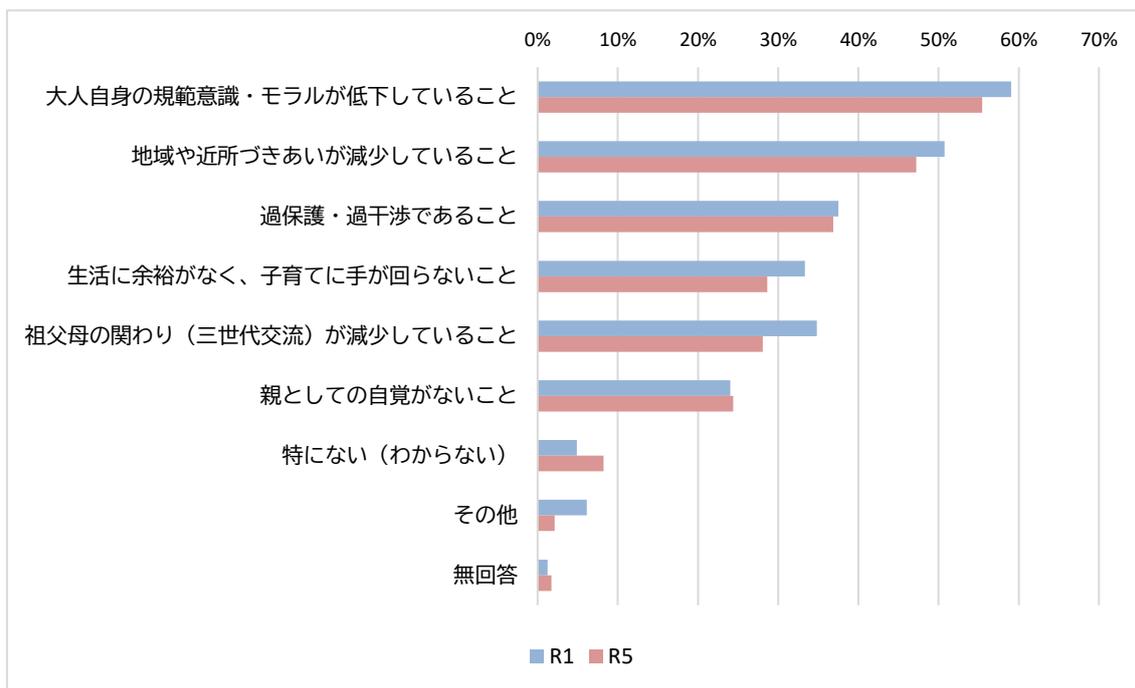
県政モニターアンケート調査（令和5年度）によると、「現在の保護者や家庭での教育について気になる点」について、「大人自身の規範意識・モラルが低下していること」が最も多くなっています。令和元年度調査との比較では、「親としての自覚がないこと」の回答が増加しています。【図表50】

また、「現在の青少年の考え方や行動などについて気になる点」は、「規範意識、モラルが低下していること」が最も多くなっています。令和元年度調査との比較では、「基本的な生活習慣が十分に身につけていないこと」の回答が増加しています。

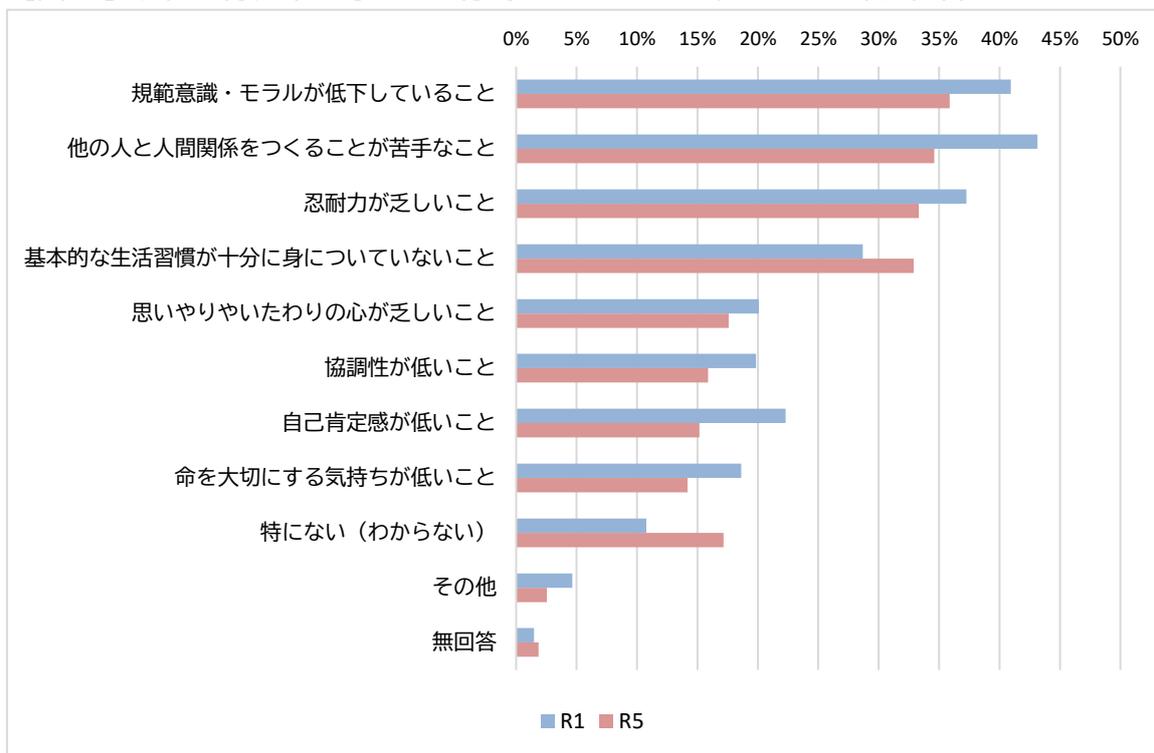
【図表51】

どちらの質問項目についても、「特にない（分からない）」の回答が増加しています。

【図表 50】 現在の保護者や家庭での教育について気になる点（岐阜県）



【図 51】現在の青少年の考え方や行動などについて気になる点（岐阜県）



※ 複数回答

出典：県政モニターアンケート調査（岐阜県私学振興・青少年課）

### (3) 青少年の地域との関わり

◇ コロナウイルス感染拡大を契機に、地域行事への参加状況は大幅に低下。

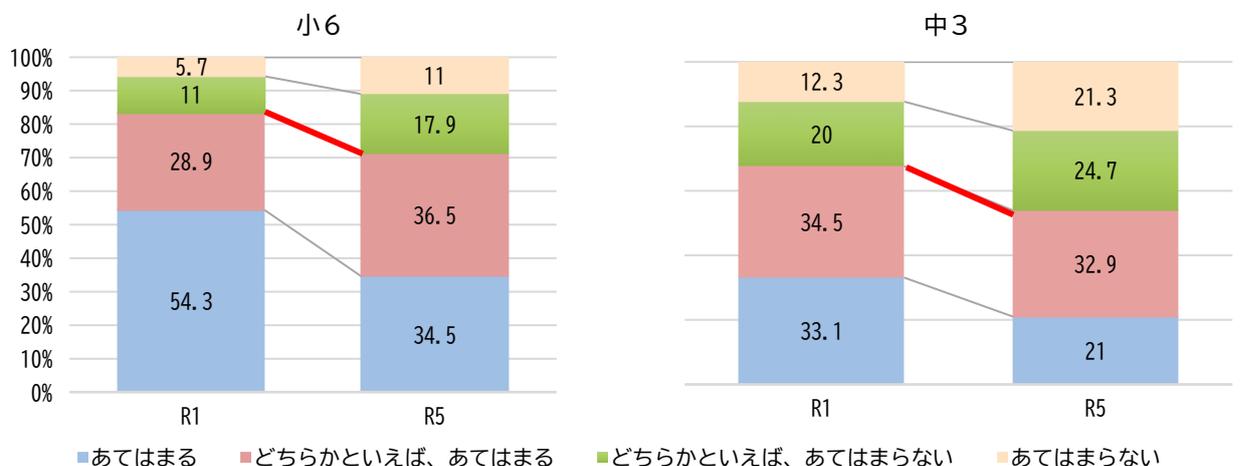
文部科学省の「全国学力・学習状況調査」（令和5年度）によると、「地域の行事に参加している」と回答した児童・生徒は、コロナ前は横ばい、あるいは向上していましたが、コロナ後は減少し、小学6年生では71%と令和元年度から12ポイント以上減少し、中学3年生では53.9%と13ポイント以上低下しています。【図表52】

また、県政モニターアンケート調査（令和5年度）によると、地域の青少年との関わり方について、令和元年度と比較して、「声をかけたり、あいさつをしたりしている」という回答が減少する一方、「地域の青少年との関わりはない」という回答が増加しています。また、廃品回収などの地域活動は大幅に減少し、地域とのつながりの希薄化が進んでいます。【図表53】

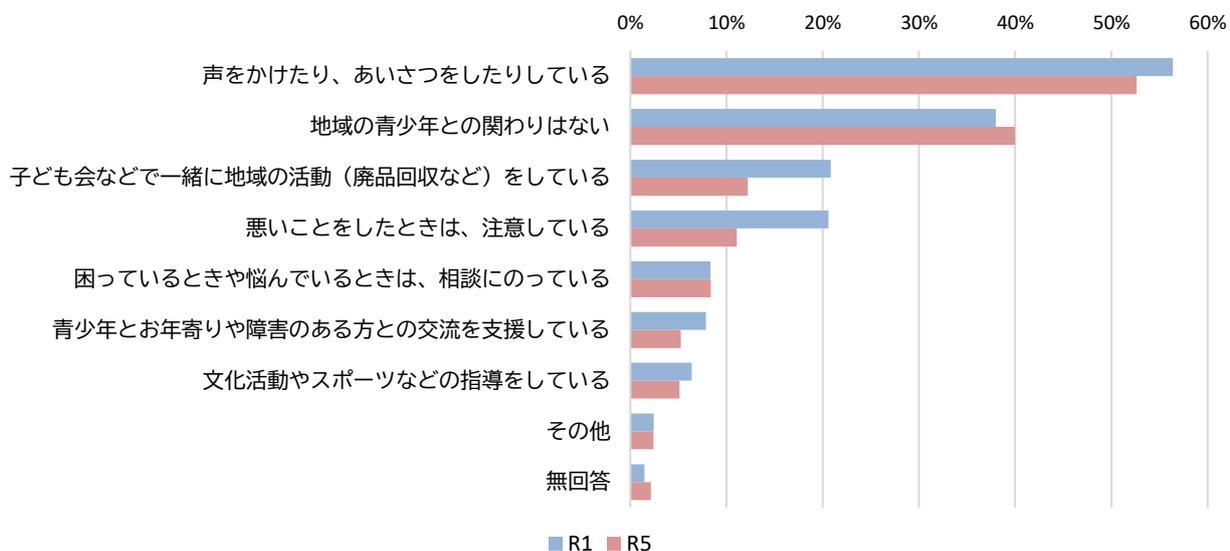
また、このような地域環境の変化が進む中、中学生以下の子どもに対する声掛け事業は令和元年をピークに減少したものの、令和5年になって増加に転じています。

【図表54】

【図表52】 地域行事への参加状況（岐阜県）



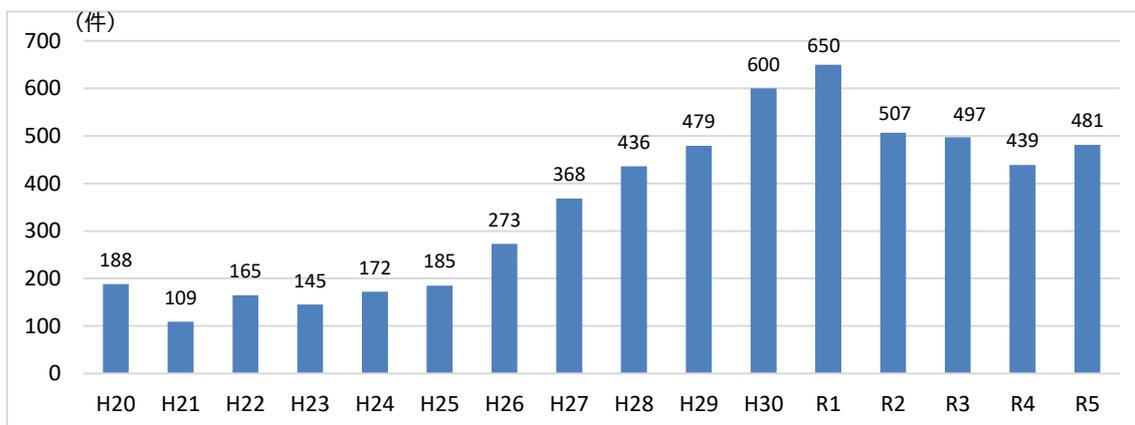
【図表 53】地域の青少年との関わり方（岐阜県）



※複数回答

出典：県政モニターアンケート調査（岐阜県私学振興・青少年課）

【図表 54】中学生以下の子どもに対する声掛け事案等の認知件数（岐阜県）



出典：岐阜県警察調べ

## 6 青少年の意識、県民の意見

計画の策定にあたり、県内青少年の意識と行動調査※を実施しました。また、県内青少年育成に携わる関係者、中高生から広く意見をいただきました。

※ 令和5年度実施。県内在住の満15歳以上40歳未満の男女2,000人（男女各1,000人）対象。有効回答数645人（32.3%）。

### （1）青少年の意識について（県内青少年の意識と行動調査から）

#### ① 自己認識について

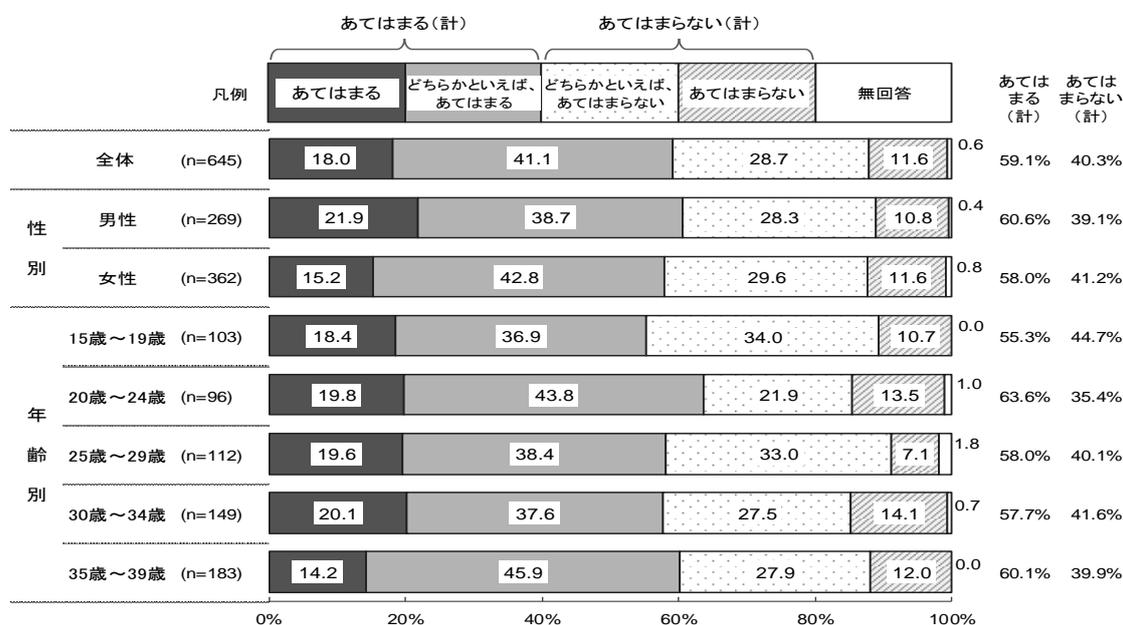
- ◇ 15歳～19歳で自己肯定感が低い傾向にある
- ◇ 全国調査との比較ではほとんど差がない。

自身に関する意識について、【今の自分が好きだ】の回答は、全体では、『あてはまる（計）』が59.1%、『あてはまらない（計）』が40.3%となっています。

性別でみると、『あてはまる（計）』の割合は、男性60.6%、女性58.0%で、大きな男女差はみられません。

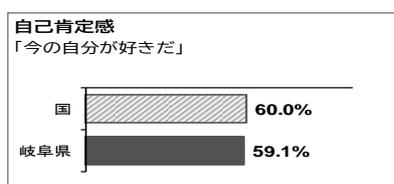
年齢別でみると、『あてはまる（計）』の割合は、いずれの年齢層でも概ね6割前後となっていますが、そのうち15歳～19歳が55.3%で最も低くなっています。【図表55】

【図表55】自身に関する意識【今の自分が好きだ】（性別、年齢別）



#### 全国調査※との比較

数値は、設問に対し、「あてはまる」または「どちらかといえばあてはまる」と肯定的に回答した者の割合の合計値。



出典：岐阜県の青少年の意識と行動調査

## ②幸福感について

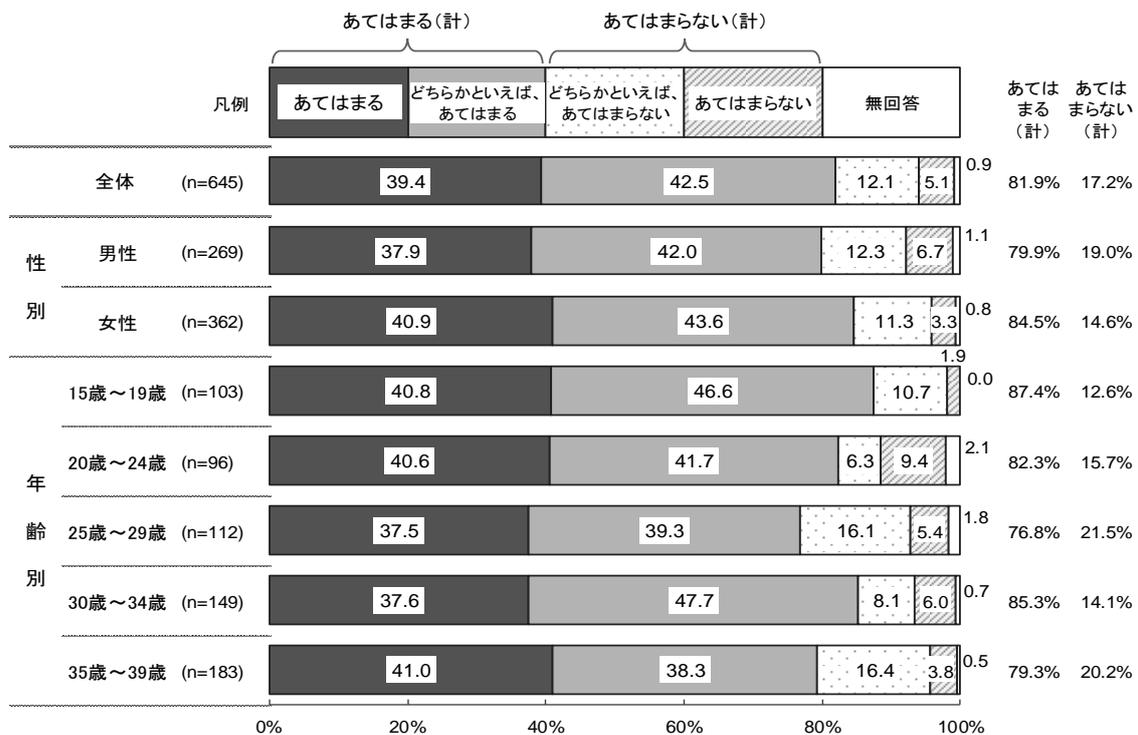
- ◇ 25歳～29歳で幸福感が低い傾向にある。
- ◇ 全国調査との比較ではやや低い。

【今、自分が幸せだと思う】の回答は、全体では、『あてはまる（計）』が81.9%、『あてはまらない（計）』が17.2%となっています。

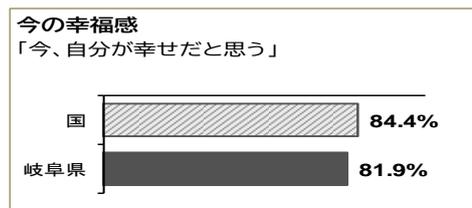
性別で見ると、『あてはまる（計）』の割合は、男性79.9%、女性84.5%で、女性が男性より4.6ポイント高くなっています。

年齢別で見ると、『あてはまる（計）』の割合は、15歳～19歳が87.4%で最も高く、25歳～29歳が76.8%で最も低くなっています。【図表56】

【図表56】自身に関する意識【今、自分が幸せだと思う】（性別、年齢別）



### 全国調査との比較



出典：岐阜県の青少年の意識と行動調査

### ③将来の希望について

- ◇ 25歳～29歳で将来への希望がある人が低い傾向にある。
- ◇ 全国調査との比較ではやや高い。

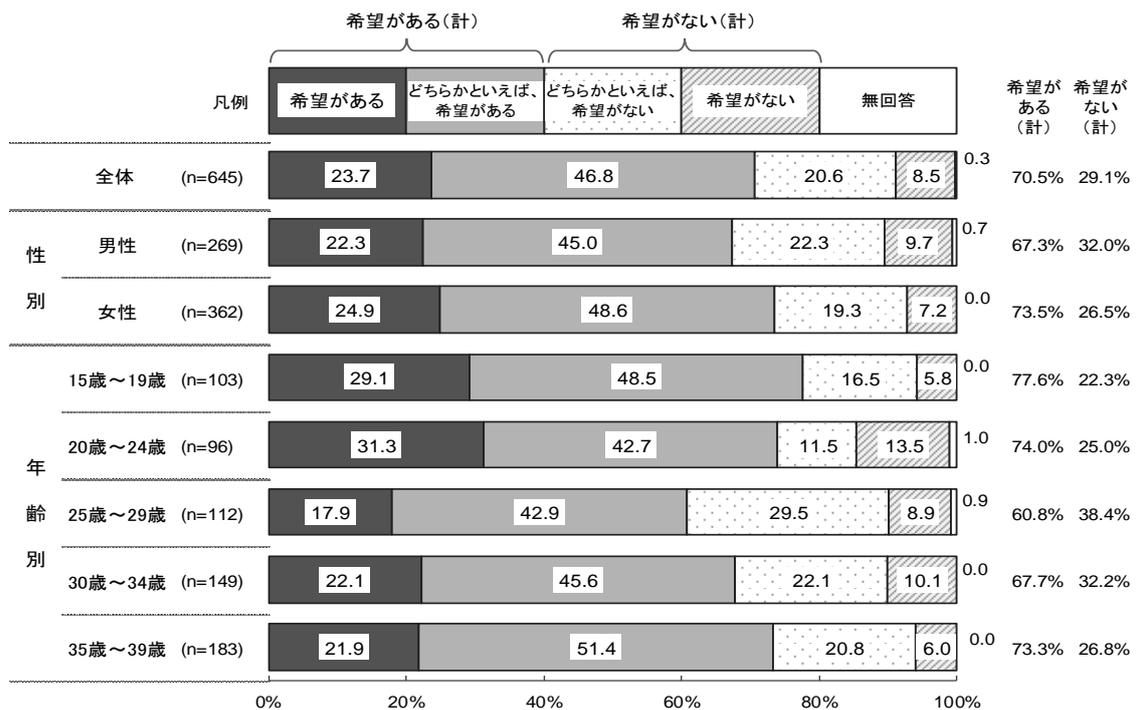
将来への希望についての回答は、全体では、『希望がある（計）』と答えた者の割合は70.5%となっています。

性別でみると、『希望がある（計）』の割合は、男性67.3%、女性73.5%で、女性が男性より6.2ポイント高くなっています。

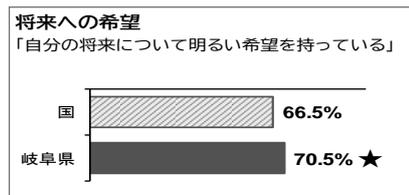
年齢別でみると、『希望がある（計）』の割合は、いずれの年齢層でも6割以上となっており、そのなかでも15歳～19歳（77.6%）では8割に近づいています。

【図表 57】

【図表 57】 将来への希望（全体、性別、年齢別）



#### 全国調査との比較



出典：岐阜県の青少年の意識と行動調査

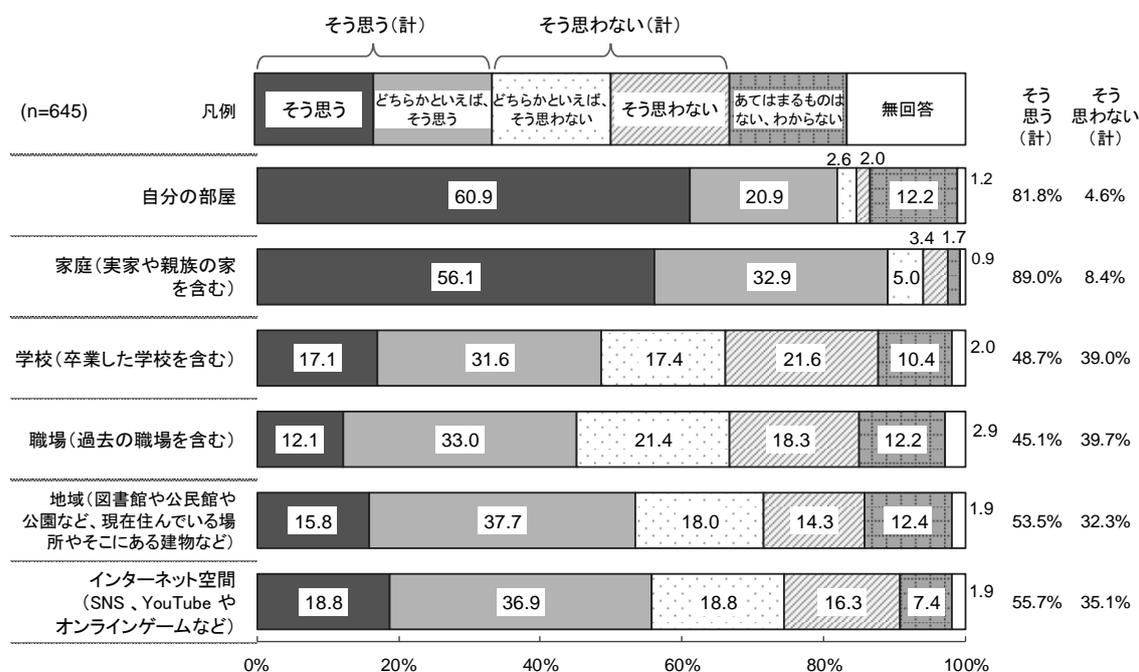
#### ④居場所について

◇ 「インターネット空間」が「学校」や「職場」、「地域」より、ほっとできる場所、居心地の良い場所となっている。

6つの場所それぞれについて、回答者にとっての居場所となっているかを聞いたところ、『そう思う（計）』と答えた割合が最も高い場所は、「家庭」（89.0%）で、次いで「自分の部屋」（81.8%）がともに8割を超えています。

「学校」、「職場」では『そう思う（計）』が4割台、「地域」、「インターネット空間」では『そう思う（計）』が5割台となっています。【図表 58】

【図表 58】 次の場所は、今のあなたにとって居場所（ほっとできる場所、居心地の良い場所など）になっていますか。



出典：岐阜県の青少年の意識と行動調査

## ⑤居場所としての【インターネット空間】について

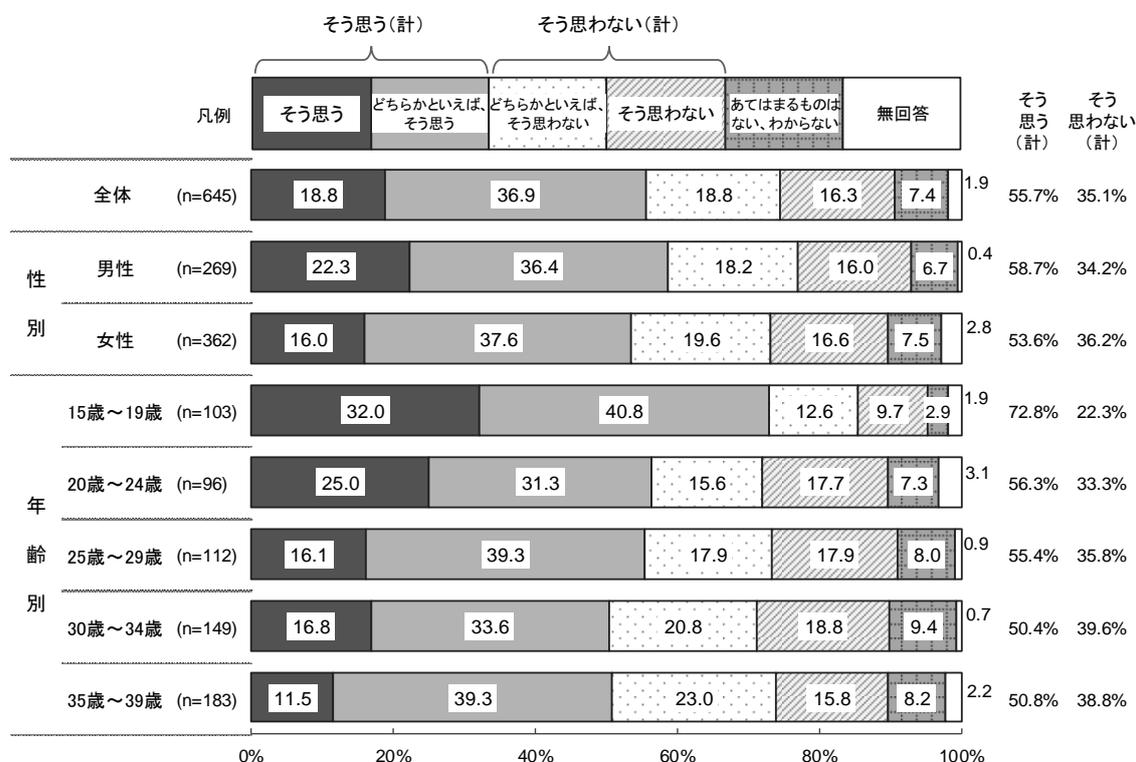
◇ 15歳～19歳では72.8%が「インターネット空間」を居場所だと感じている。

居場所としての【インターネット空間（SNS、YouTubeやオンラインゲームなど）】について、全体では、『そう思う（計）』が55.7%、『そう思わない（計）』が35.1%となっています。

性別でみると、『そう思う（計）』の割合は、男性58.7%、女性53.6%で、男性が女性より5.1ポイント高くなっています。

年齢別でみると、『そう思う（計）』の割合は、年齢が低い層ほど高くなる傾向がみられ、15歳～19歳が72.8%で最も高く、20代では5割台半ば（20歳～24歳56.3%、25歳～29歳55.4%）、30代では約5割（30歳～34歳50.4%、35歳～39歳50.8%）となっています。【図表59】

【図表59】【インターネット空間】は、今のあなたにとって居場所（ほっとできる場所、居心地の良い場所など）になっていますか。



出典：岐阜県の青少年の意識と行動調査

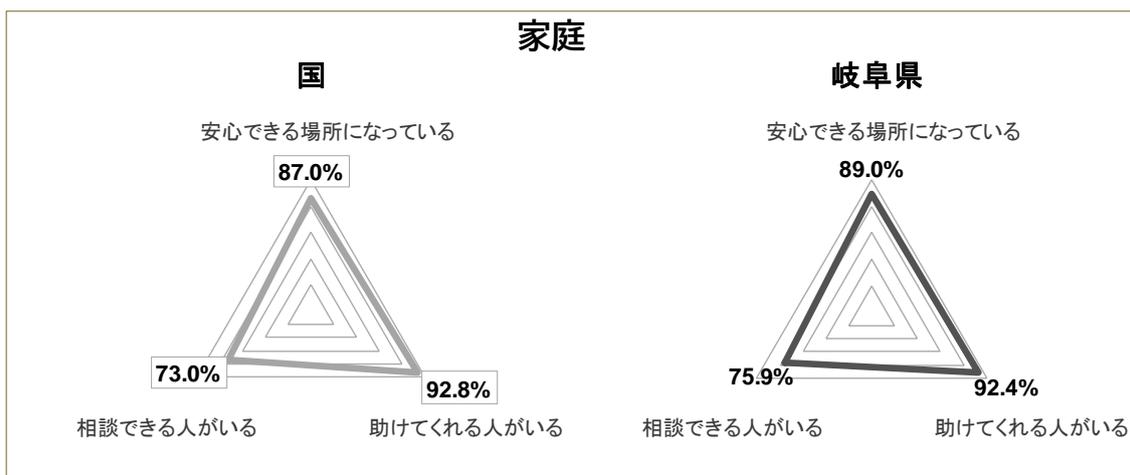
## ⑥居場所・関わりについて

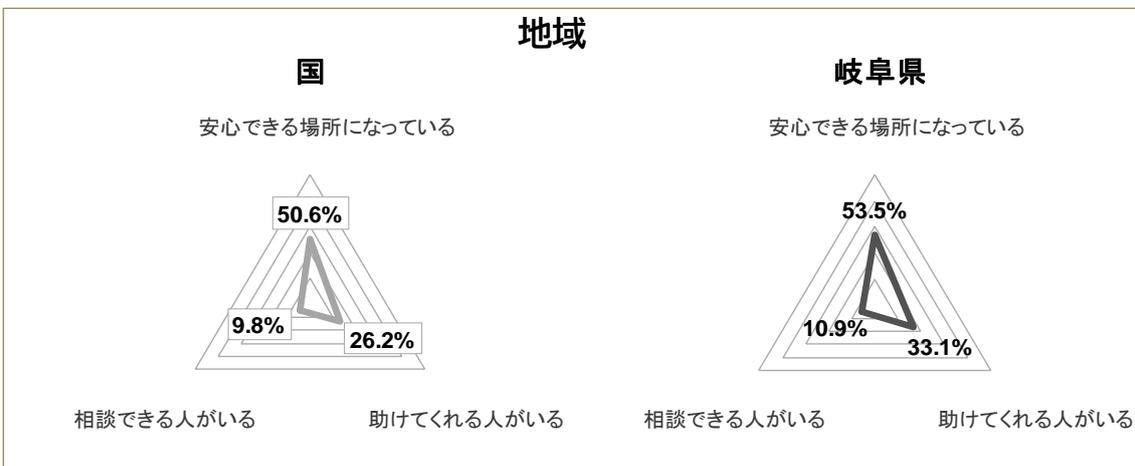
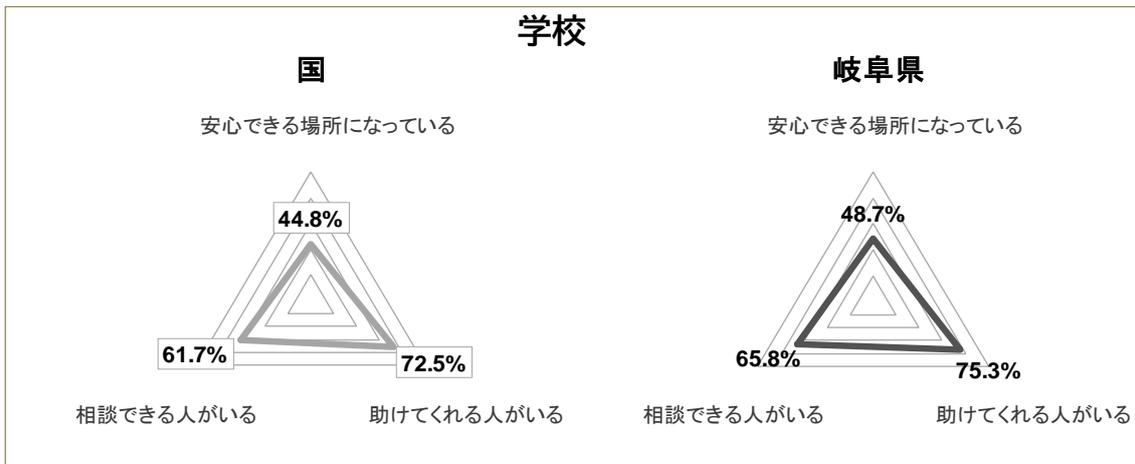
- ◇ 地域の「助けてくれる人がいる」の回答の割合は、国の調査より約7ポイント高くなっている。
- ◇ 学校が「安心できる場所になっている」、「相談できる人がいる」の回答の割合は、国の調査より約4ポイント高くなっている。

【家庭】、【学校】、【地域】の3つの場所ごとに、「安心できる場所になっている」、「相談できる人がいる」、「助けてくれる人がいる」の3つの項目について聞いたところ、肯定的な回答者の割合は、岐阜県では、【家庭】が3項目いずれも3つの場所の中で最も高く、「安心できる場所になっている」、「助けてくれる人がいる」の割合は約9割となっています。「相談できる人がいる」では、【家庭】に次いで【学校】の割合が6割台と高くなっています。一方で、【地域】では【家庭】、【学校】と比較し、「相談できる人がいる」、「助けてくれる人がいる」の項目について半分以下となっています。

国の調査と比較すると、3つの場所いずれも国の調査と同様の傾向がみられますが、【家庭】、【学校】、【地域】では、3項目のいずれも岐阜県の割合が国の調査の割合を上回っています。とくに【地域】の「助けてくれる人がいる」では、岐阜県の割合が国の調査より約7ポイント高くなっています。【図表 60】

【図表 60】 家庭、学校、地域の3つの場ごとの認識について、「安心できる場所になっている」、「相談できる人がいる」、「助けてくれる人がいる」の3つの項目について、肯定的な回答者の割合を全国と比較





- ※ 安心できる場所になっている…「次の場所は、今のあなたにとって居場所（ほっとできる場所、居心地の良い場所など）になっていますか」。
- ※ 相談できる人がいる…【家族・親族とのかかわり】、【学校で出会った友人とのかかわり】、【職場・アルバイト関係の人とのかかわり】、【地域の人とのかかわり】、【インターネット上での他者とのかかわり】に関する質問内における「何でも悩みを相談できる人がいる」。
- ※ 助けてくれる人がいる…【家族・親族とのかかわり】、【学校で出会った友人とのかかわり】、【職場・アルバイト関係の人とのかかわり】、【地域の人とのかかわり】、【インターネット上での他者とのかかわり】に関する質問内における「困ったときは助けてくれる」。
- ※ いずれの数値も、設問に対し、「そう思う」または「どちらかといえば、そう思う」と肯定的に回答した者の割合の合計値。

出典：岐阜県の青少年の意識と行動調査

## (2) 県民の意見

### ①青少年支援、育成関係者の意見

#### <ネットとの付き合い方について>

- ・家庭でのルールづくりについて、保護者はルールづくりをしているつもりでも、こどもは、注意をされているだけで、ルールづくりをしたと認識していない場合がある。青少年のネット利用に関わっている団体では、フィルタリングの重要性と同時に家庭でのルールづくりを呼び掛けているが、第一義的に、保護者がどれだけ意識と知識を持つかが重要。
- ・小学1年生から iPad が貸与されており、中学校では iPad がないと授業ができないぐらい授業の大きな転換が図られている。デジタル機器の適切な活用は、必ず全ての学校で指導するが、地域や家庭の中でも同様に指導できる仕組みを考えなくてはいけないし、行政でも継続して行って欲しい。
- ・こどもたちがインターネットや SNS で被害にあうことも理解しているが、世界の潮流をみると、IT に強いこどもにしていくことは重要だと思っている。フィルタリング等で大人がこども達を縛るという考え方もあるが、一番大事なのは、こどもたち一人一人が、自分で自律して IT を使って将来を築いていくということ。こどもの情報モラルの育成や、こどもが自分で自分をコントロールする力をつけることが一番大事で、それをどう教育、指導していくかが重要だと思う。
- ・幼児期のこどもの保護者は、20代前半から40代後半までと年齢層も幅広く、色々な考え方の保護者がいる。SNS の使い方や考え方も年齢層によって違う。皆さんこどもに勝手に触らせないようにしているが、家庭環境の中でネットが主流になっている家庭もある。保護者がゲームをする家庭では、こどもの遊びがゲームになっていたり、ゲームがしたくて登園を渋る子がいたりもする。インターネットは良いふうに使えば良いが、闇バイトなどの犯罪に至ることもあり、世界に繋がっている SNS に関して如何に教育していくかは、幼児期から取り組まなければいけないと感じている。

#### <若者がインターネット空間を居場所と感じていることについて>

- ・我々が考えるほっとする空間は、学校、家庭、地域のように、人が集まる3次元空間のみに求めるという時代では、もうなくなってきているのではないかと思う。悲観的な言い方になるが、もうそういう時代になってきたので、ネットにおいても、そこで健全な活動をしてもらえるような手立てというものが必要になるだろうと感じている。
- ・インターネット空間は、若者にとって、いつでもどこにいても他者と繋がることができ、緊張感を感じず、自分が心地よいと感じることだけをリラックスして話したり聞いたりできる環境となっている。

- ・地域コミュニティ機能の低下が話題となることも増えたが、若者は意外と日常生活の中で人間関係を広げることが難しい時代でもあり、埋められない心の隙間や孤独感を手軽にインターネット空間で補っているのではないか。
- ・今の多くの人たちは、ネットの中の情報をもとに生活をしている。こどもたちもネットの中で過ごす時間が増えているので、相談窓口をネットの中に設けないと、ネットの中に入り浸っているこどもたちをなかなか救えないと感じている。

#### <青少年を取り巻く環境について>

- ・「他人のこどもは見たくない」、「他の子のことまでなぜ面倒をしないでいいか」という大人が増えてきたと危惧している。大きくなってから様々な問題に直面しないように、小さいこどもの内から遊びを通して地域の中で育ち、こどもの成長にたくさんの大人に携わってもらい、たくさんの経験をして育ってほしいと思いながら活動を行っている。
- ・地域とのかかわりが減っており、地域からの情報が得られず、偏った知識を得てしまっていないか心配に思う。女性の社会進出は悪いことではないが、こどもとの時間を大切にして、子育てを楽しむこととの両立がどうしたらできるのか考えることがある。こどもとの時間を大切にしたいが、忙しくて持てていない人もいる。
- ・学校と親以外の相談先がないことに危機感を覚えている。学校に行けず、親との仲も良好でないこどもがどこにも相談できない状況になっているので、居場所として親と学校以外の方と関わる機会を作ることができないか。
- ・地域の企業や技術や知識を持っている退職世代の方々と連携して、こども達に興味があってやってみたいことについて、地域の大人たちが教えてあげることができる「学ぶ場」を提供することができないかと思う。

## ②中学生、高校生の意見

### <いじめや不登校について>

- ・いじめや不登校は完全になくすことはできないと思います。できることは、相談したいと思ったときに受け入れてくれる人がたくさんいることを常に伝えられること、受け入れる体制を作っておくことだと思います。
- ・いじめや不登校はなくそうと動いたとしても、多分なくなることは少ないと思う。両方ともその人自身のストレスや気持ちで動いてしまうから。でもいじめや不登校はたくさんの人を巻き込むことになるから、少しずつ解決していくのは大切。

### <親や学校以外の相談先・居場所について>

- ・地域との関わりが減ってきているけど、人のかかわりの大切さを理解できないと助けを呼びたいときに声の上げ方が分からなくなると思うので、地域の行事などは増えた

ほうが良いと思います。

- ・何でもかんでも親や学校のほうに相談することもある意味大切だが“知り合い”という関係が心に鍵をかけてしまう。そういう点であまり知らない人でも打ち解けられる場所を作ったほうが良い。
- ・自分の知らない人たちとかかわることで、新しい友達ができ、人脈も広がると思う。でも 10 代や 20 代の方が年齢の差がある人とは話すのはハードルが高く、新たな居場所にはならないと思うから、話したりするなら同世代の人と話したいと思う。

#### <インターネットの利用、ルール作りについて>

- ・使い始めから何も言わずに使い始めるのではなく、使う年月が経つにつれて制限をかける度合いを変えていって少しずつ学びながら使っていくべきだと思う。自律は成人になる頃にできていけばいいと思う。
- ・今の時代、闇サイトの見分けが大人でもつかないのに子どもに知識だけを教えて対処できると思わない。
- ・情報社会を生きていくうえで必ずインターネットや SNS と関わっていると思うので、制限をかけて使うよりも、親からしっかり危険性を伝えて理解していくことが必要だと思う。
- ・ルールを作るときは、しっかり向き合っ理由と一緒に教えてもらえると分かりやすく、納得しやすいです。
- ・子どもたちは自分なりに制限しているつもりだと思うのに大人が注意するのは、決めたルールの内容が厳しすぎると思うから。

#### <共働きが増えて親と過ごす時間が短くなっていることについて>

- ・関わる時間を増やしていくというよりもどれだけ良い時間にしていくかが大切だと考えます。
- ・親と関わる時間が少なくなっている中でも、ご飯の時間だけは一緒に過ごすようにするだけでも安心すると思います。私は話をたくさん聞いてもらえるととてもうれしい気持ちになります。
- ・できることなら職場に子どもを連れて行って、親といられる時間を増やしていけばいいと思う。親も子どもも安心するから。
- ・一人の時間がほしい大事にしたい親もいるので「一人の時間・家族団らんの時間」を作れるように仕事の時間を減らしたほうが良いと思った。

#### <「地域で子どもを守り育てる」ということについて>

- ・社会に出た時のためにいろいろな大人と関わっていくことは大切だとは思いますが、子どもにとって一番身近で安心できる大人は家族や親のことに変わりはないので、干渉し

すぎるのはあまりよく感じない。

- ・小さい時から地域の人々と関わるからこそ得られる絆が生まれてくると思うし、多くの大人からたくさんのことを学ぶ機会にもなると思う。

#### <退職世代の方々が連携してこどもが学ぶ場を提供することについて>

- ・「学ぶ場」の提供により、地域のつながりも活発になっていくと思ったし退職世代の方（大人）と交流することによってこどもたちが将来どんな職に就きたいか考えるきっかけになると思ったので賛成です。
- ・とても良い考えだと思います。「伝統や技術、考えを引き継いでいこう！」とはいうものの、時代の流れで変化してしまうのは避けられないので、少しでもそれを残していくために、場を作るのは大切だと感じました。
- ・提案はとても良いし、高齢者に教えてもらうのは良い経験につながると思うけど、その「学ぶ場」にこどもが本当に来てくれるのか？と疑問に思いました。

#### <岐阜県の未来のために必要だと思うこと>

- ・1人1人が自分の個性を大切にしてい見意見を主張することが必要。
- ・外国の労働者の方を町でも見かけるが関りが少ない。もっと外国の方と交流を活発にしたい。それが地域づくりにもつながっていく。
- ・授業での英語力ではなく、周りとい意見を交流することに重きを置いた英語力、そのような経験を持つことが大切だと思う。それが、今後の教育や多様性の実現に近づくと思っている。
- ・自分たちが言いたい・やりたいということを受け入れてくれる社会。それをやらせましょう、支援しましょうとなる社会が今後必要。

## 7 課題認識

人間関係の希薄化による様々な問題やインターネット利用に関する問題、家庭や地域の教育力の低下等が指摘される中、青少年からは、様々な人と関わることの大切さを再認識する声や地域の人との交流を望む声、また、青少年育成支援者からは地域社会全体で青少年やその家族を育成・支援する体制が必要であるとの意見があり、青少年の社会参画を促進して活躍の場を提供することや、「地域の子どもは地域で育てる」環境の整備を推進していくことの大切さが改めて認識されました。

他方で、情報化社会のより一層の進展に伴い、スマートフォンやタブレット端末などのデジタル機器が急速に普及したことで、ネット依存やSNSを利用したいじめ、SNS等に起因する事犯の被害児童数やトラブルの増加、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることも、いわゆるヤングケアラーの課題も顕在化しており、今後も、周囲の大人が早期に青少年の困難な状況に気づき、状況に応じた切れ目のない支援につなげていくことが必要です。

特に、インターネットはその普及とともに様々な分野にサービスが浸透し、私たちの生活の利便性向上にとって不可欠なツールとなっています。インターネット利用の低年齢化が進むなか、青少年の意識調査から、インターネット空間は居場所の一つとなっていることが分かりました。自立して主体的にインターネットが利用できるよう、これまでの情報モラル教育等の取り組みを継続しつつ、今後は、インターネットに対する青少年の視点や意見を尊重し、「賢く正しく使う（利活用）」ことを促進していく必要があります。

そして、青少年の健全育成の関係者が連携して引き続き取り組んでいくことはもちろん、こども基本法の掲げる基本理念に則り、こどもが自立した個人として尊重され、その最善の利益が優先して考慮される「こどもまんなか社会」の環境づくりに向けて、こどもや子育て世帯を社会全体で支える機運の醸成も不可欠です。

全ての青少年が夢や目標を持ち、心身ともに健やかに成長できるよう、県はもとより市町村、家庭、学校、地域社会、民間団体等が一体となり、社会全体で青少年を支援し、新たに策定する「岐阜県こども計画」と一体的に青少年育成に係る施策を展開していきます。

## 第4章 青少年育成支援施策の推進方針

青少年育成支援を推進していくには、あらゆる分野における様々な視点からの取組が必要であり、関連施策也多岐にわたります。

各種施策の推進にあたっては、次に掲げる施策体系図に基づき、総合的かつ効果的に取組を進めます。

青少年を取り巻く現状と課題、青少年育成支援に関する県政モニターアンケート調査や青少年の意識調査、県民からの意見を踏まえ、今後推進していく青少年育成支援施策の基本方針については第4次計画を踏襲し、「Ⅰ 全ての青少年の健やかな成長と自立への支援」、「Ⅱ 困難を有する青少年とその家族への支援」、「Ⅲ 青少年の健やかな成長を支える社会環境の整備」の3つとします。

第5章では、この基本方針ごとに、今後取り組む施策を「基本施策」として示し、それぞれの基本施策ごとに、県が推進していく取組内容を「具体的な施策」として体系づけていきます。

「Ⅰ 全ての青少年の健やかな成長と自立への支援」では、全ての青少年が夢や目標をもち、「清流の国ぎふ」の未来を支える人へと成長していくために必要な3つの力「自立力」、「共生力」、「創造力」を育成するため、心身の健やかな成長や、個性を伸ばす取組を推進し、社会的自立を支援します。

「Ⅱ 困難を有する青少年とその家族への支援」では、社会生活を営む上で困難を有する青少年とその家族に対し、一人一人の困難の状況に応じたきめ細かな支援を実施するため、各機関が連携した総合的・継続的な支援体制の強化を図ります。

「Ⅲ 青少年の健やかな成長を支える社会環境の整備」では、青少年を有害な環境から守り、安全・安心な社会環境の整備を進めるとともに、インターネットの安全・安心な利用を促進するための規制対策と教育・啓発を実施します。また、家庭が子育てや教育について本来の役割を果たすため、家族とのふれあいの促進や家庭教育への支援を行うとともに、青少年の健やかな成長を地域全体で支える環境づくりを推進します。



## 第5次岐阜県青少年健全育成計画 施策体系図

| 基本方針                        | 基本施策                    | 具体的な施策                     |
|-----------------------------|-------------------------|----------------------------|
| I<br>全ての青少年の健全な成長と自立への支援    | 1 自己形成のための支援            | (1)豊かな人間性や社会性を育むための支援      |
|                             |                         | (2)基本的な生活習慣の形成             |
|                             |                         | (3)健康づくりの推進                |
|                             | 2 自己実現のための支援            | (1)優れた個性を伸ばす取組の推進          |
|                             |                         | (2)文化・芸術・スポーツ活動の推進         |
|                             |                         | (3)多文化共生・国際交流活動の推進         |
|                             |                         | (4)次世代の人材育成                |
|                             | 3 青少年の社会的・職業的自立や就労等への支援 | (1)就業能力の習得や意欲向上のための支援      |
|                             |                         | (2)就労等支援の充実                |
| II<br>困難を有する青少年とその家族への支援    | 1 総合的な支援体制の推進           | (1)育成団体と支援団体の連携強化          |
|                             |                         | (2)相談・支援機関の連携強化            |
|                             | 2 困難な状況に応じた支援           | (1)ひきこもり、不登校等の青少年とその家族への支援 |
|                             |                         | (2)いじめ問題への対応               |
|                             |                         | (3)障がいのある青少年とその家族への支援      |
|                             |                         | (4)こどもの貧困問題への対応            |
|                             |                         | (5)児童虐待防止対策の推進             |
|                             |                         | (6)社会的養育の推進、ヤングケアラーの支援     |
|                             |                         | (7)自殺予防対策の推進               |
|                             |                         | (8)外国人児童・生徒への支援            |
|                             |                         | (9)その他、特に配慮が必要な青少年への支援     |
| 3 犯罪等の被害、非行防止               | (1)インターネット等を介した犯罪被害の防止  |                            |
|                             | (2)非行少年への対応・支援          |                            |
| III<br>青少年の健全な成長を支える社会環境の整備 | 1 安全・安心な社会環境の整備         | (1)安全・安心なインターネット利用の促進      |
|                             |                         | (2)健全な青少年を育む社会環境づくりの推進     |
|                             |                         | (3)有害環境等に対応する教育の推進         |
|                             |                         | (4)安全教育や地域で安全・安心を見守る活動の推進  |
|                             | 2 家庭の教育力の向上             | (1)家庭の教育力向上のための支援の推進       |
|                             |                         | (2)家庭の日の普及と家族のふれあいの促進      |
|                             |                         | (3)家庭・学校・地域の連携による教育力の向上    |
|                             | 3 地域での健全育成の推進           | (1)青少年育成の県民運動の推進           |
|                             |                         | (2)地域で青少年を育てる取組の推進         |
|                             |                         | (3)青少年の社会参加活動の推進           |
|                             |                         | (4)ふるさと教育の推進               |
|                             |                         | (5)青少年の居場所づくりの推進           |
|                             |                         | (6)地域に開かれた学校づくりの推進         |

## 第5章 青少年育成支援施策の展開

### 基本方針Ⅰ 全ての青少年の健やかな成長と自立への支援

#### <めざす姿>

- ◇ 全ての青少年が心身ともに健やかに成長し、社会的・職業的に自立するために必要な知識、技能、態度を身に付け、自らの理想の実現に向かって挑戦しています。
- ◇ 全ての青少年が豊かな人間性や社会性を育むことができるよう、多様な学習や体験の機会及び環境が整えられています。

#### 基本施策1 自己形成のための支援



※上のアイコンは、SDGs（国連サミットで採択された国際社会全体の17の開発目標）のうち、本項目に関連のあるものを示しています。（以下、同じ。SDGsについてはP.110を参照）

#### 現状と課題

- 少子化や核家族化、地域における人間関係の希薄化、情報化社会の進展により、他人と接したり仲間と切磋琢磨する機会が減少しています。コミュニケーション能力や社会性、協調性が育ちにくく、将来の地域活動の担い手不足が懸念されています。  
→ 青少年の豊かな心と健やかな体を育て、望ましい道徳性や社会性、協調性を育むため、道徳教育や健康教育の充実、様々な体験活動を通じたコミュニケーション能力や社会性、協調性の習得、地域社会の一員という自覚の醸成が求められています。
- 共働き世帯の増加やスクリーンタイム※の増加により、朝食の欠食、孤食化など、食をめぐる問題や、睡眠不足、昼夜逆転など、健康維持に欠かせない基本的な生活習慣の乱れが指摘されています。  
→ 食育の推進など、成長期の青少年にとって不可欠な基本的な生活習慣の確立が求められています。

※スクリーンタイム：テレビ視聴やゲーム、スマートフォンの利用時間

#### 取組方針

青少年が、地域社会人として必要な「自立力」、「共生力」、「創造力」を身に付け、社会の能動的形成者として成長していくため、心の教育や社会性を育む学習、様々な体験活動、基本的な生活習慣や健康に関する知識の習得、体力向上の取組等により、豊かな心と健やかな体の成長を支援します。

## 具体的な施策

### (1) 豊かな人間性や社会性を育むための支援

#### ① 道徳教育・心の教育の充実（担当所属：義務教育課）

- ・小・中・義務教育学校における道徳教育の一層の充実を図り、地域ぐるみの道徳教育を推進するため、小・中・義務教育学校や市町村教育委員会への計画訪問指導を行うとともに特別の教科 道徳（道徳科）の指導資料の作成等に取り組みます。
- ・こどもの発達段階に応じた心の教育を充実させることにより、協調性、命を大切にする心、他者を思いやる心や助け合いの心など、こどもの豊かな人間性を育みます。

#### ② 人権教育の充実（担当所属：人権施策推進課、義務教育課、高校教育課）

- ・「人権啓発フェスティバル in ぎふ」の開催、「人権啓発リーフレット」の学習資料の配布により、こどもの発達段階に即した人権尊重の意識を高め、偏見や差別のない社会の実現をめざします。
- ・人権教育や啓発などを通して、共感・共生意識や社会性、協調性を育み、確かな人権感覚を高めます。

#### ③ 男女共同参画意識の醸成

（担当所属：男女共同参画推進課、義務教育課、高校教育課）

- ・青少年自らが希望するライフスタイルを選択し、活躍の場が見いだせるよう、地方に存在する根強い固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、「アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）」への気づきを幅広く県民に促し、解消に向けた行動につなげるための普及・啓発活動を推進します。
- ・性別による進路先・職業役割意識を若年期から払拭するために、中学生を対象に、理工系分野で活躍する女性ロールモデルとの交流事業を開催します。
- ・性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、学校や家庭、地域において、男女平等に関する意識の醸成を図るための教育を推進します。

#### ④ 主権者意識の醸成（担当所属：義務教育課、高校教育課）

- ・総務省と文部科学省が連携して作成し全国の新高校 1 年生に配布している、模擬選挙等の学習事例を掲載した「私たちが拓く日本の未来」等を活用し、政治や選挙への関心を高めるとともに、児童・生徒の発達の段階に応じた政治的教養を育む教育を推進します。

⑤ 法教育の推進（高校教育課）

- ・ 民法改正により令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられたことを踏まえ、高校生が主権者教育、消費者教育の観点から法の正しい理解や法的な考え方を、法律の専門家による講義を通して学習する機会を確保します。

⑥ 規範意識の醸成（担当所属：県警少年課）

- ・ 高校生によるマナーズ・スピリット（MS）リーダーズ、中学生によるマナーズ・スピリット・ジュニア（MSJ）リーダーズによるMS（エム・エス）リーダーズ活動を推進し、地域での清掃活動やイベント活動などへの参画を通して規範意識や責任意識を育みます。

⑦ 多様な体験活動の推進（担当所属：文化伝承課）

- ・ 県博物館、県美術館などの県有文化施設において、「清流の国ぎふ」の自然や歴史、文化等を体験する教育普及活動を実施し、ふるさと岐阜への誇りと愛着を育みます。

⑧ 豊かな心を育む読書活動の推進（担当所属：文化伝承課）

- ・ 生涯にわたって読書を楽しみ、読書から学ぶ力を身に付けるこどもをめざした、豊かな心を育む読書活動を推進します。
- ・ おすすめの本をPOPや感想文で紹介する「清流の国ぎふ・おすすめの本コンクール」や「子ども図書館探検」、「ビブリオバトル」などの活動を通し、こどもの読書に対する興味・関心を高め、読書活動の推進を図ります。

⑨ 高等学校における演劇などワークショップ事業（担当所属：高校教育課）

- ・ プロの演出家や俳優等を講師として招へいし、県立高等学校において、演劇表現等のワークショップを実施することにより、自己表現を通して、生徒のコミュニケーション能力や自己表現力の向上を図り、自己肯定感・自己有用感を育みます。

## （2）基本的な生活習慣の形成

① 規則正しい生活習慣の形成（担当所属：県民生活課、体育健康課）

- ・ 保護者が規則正しい生活習慣や社会のルール等について学び、こどもに教育することができるよう、家庭教育学級の開催を推進します。

- ・保護者が各家庭で基本的な生活習慣の形成に向けた取組が実践できるよう、「話そう！語ろう！わが家の約束」運動などの取組の普及を図ります。
- ・1日の生活習慣のリズムをつくるため、チャレンジカレンダーを活用した「早寝・早起き・朝ごはん」国民運動の家庭での実践を推進します。
- ・家庭や学校等において、食事や身の回りの整理整頓、掃除・洗濯といった日常生活を送る上で必要となる習慣や技能を身に付けることができるようにするとともに、生涯にわたって自立した生活が送れるよう支援をしていきます。

## ② 食育の推進

（担当所属：県民生活課、体育健康課、保健医療課、農産物流通課）

- ・家庭や学校等において、食育に関する啓発活動や調理体験を充実させることで、こどもが規則正しい食生活を身に付けられるようにするとともに、生涯にわたって健康的な生活が送れるように支援をしていきます。
- ・食事が健康な身体をつくる基礎であることを理解し、健全な食生活が実践できるよう、調理体験などの食育を通して、青少年の豊かな人間性を育み、健康の増進に努めます。
- ・小学生では学校と家庭を結ぶ「家庭の食育マイスター」や食べることの大切さや楽しさを学ぶ「味覚の授業」、中学生では学校給食を通して食に関する知識や技術を学ぶ「中学生学校給食選手権」、高校生ではライフスタイルに応じた健全な食生活を切り拓くことができる「高校生食育リーダー」を実施し、学校段階に応じた食に関する実践力を育成します。
- ・学校給食において、安全・安心な県内農産物の利用を促進して、地産地消を推進することで、児童・生徒が県産農産物に愛着を持ち、食と農への関心を深める取組を実施します。

## (3) 健康づくりの推進

### ① 健康教育等の推進（担当所属：体育健康課、保健医療課）

- ・こどもの心身の健康の保持・増進を図るため、小・中・義務教育学校・高等学校12年間を見通し、こどもの発達段階に応じた健康教育を推進します。
- ・思春期における妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発を推進します。
- ・エイズをはじめとする性感染症を予防する知識や能力、態度を育て、不安や偏見を払拭することを目的とする性に関する指導を推進するとともに、教員に対する研修を行います。
- ・学校における教科等の教育活動などを通して、飲酒・喫煙に関する正しい知識

の普及と適切な行動選択ができる能力の向上を図ります。

- ・がん教育、性に関する教育、命の授業、アレルギー疾患及び薬物乱用防止など様々な健康課題に対し、専門医等の講師を派遣し、課題解決の糸口を提供します。
- ・保健所において、学校や企業に対してたばこの害や受動喫煙に関する防煙教室を行うとともに、県民の方に対しては、望まない受動喫煙の防止について普及啓発に努めます。

## ② 体力づくりの推進

(担当所属：体育健康課、ねんりんピック推進事務局、地域スポーツ課)

- ・県立高等学校においては、運動部活動の指導者不足等を解消するために社会人指導者を派遣し運動部活動の充実を図ります。中学校においては、部活動指導員を配置し運動部活動の活性化を進めます。
- ・体育・保健体育の授業における、児童・生徒の体力向上を図るため、体育指導者の資質や指導力向上を図る養成研修等に教職員を派遣するとともに、有識者による講習会等を実施します。
- ・有識者、教職員等で構成する「体力向上プロジェクト検討会」を開催し、小・中学校において、体育、保健体育の授業を通して取り組むことができる運動遊びや体力向上に関する取組を実践・検証し各学校の好事例等を県教育委員会のホームページ等で紹介します。また「体力向上プロジェクト検討会」に関わる有識者や教職員を各学校に派遣し講習会等を実施します。
- ・各学校において、チームで取り組める「チャレンジスポーツ in ぎふ」、「ぎふっこダンスフェスティバル」を通して、児童・生徒が運動に親しむ資質や能力を養うことができる場や機会を設けます。
- ・こどもの体力向上を図るために、幼児期のこどもとその保護者に向け、親子で楽しく運動する機会を提供したり、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校では、校種や学年など参加者の状況に合わせたレクリエーションプログラムを提供します。
- ・県内のトップアスリートが学校を含む地域スポーツの現場に出向き出前指導を行うことにより、スポーツ好きのこども達を育成し体力の向上を目指します。
- ・県内のトップアスリートが、当該競技団体拠点クラブのジュニアへの指導や小中学校での授業等での指導などを行い、県内ジュニアの競技力向上を図ります。
- ・ぎふ広域スポーツセンターサテライト事務所、市町村、スポーツ関係団体等と連携を図り、地域住民のスポーツ活動の基盤となり、地域におけるスポーツ活動の日常化を目指す「総合型地域スポーツクラブ」の育成支援に努めます。

③ 健康相談体制の充実（担当所属：子育て支援課、保健医療課）

- ・各保健所において、思春期の子どもとその保護者に対する健康相談や健康教育等を行い、思春期の特徴や心と身体の発達に関する適切な知識の普及を推進します。
- ・岐阜県精神保健福祉センター及び各保健所において、精神科医や保健師等によるこころの健康相談などを行います。



## 基本施策2 自己実現のための支援



### 現状と課題

- 国際化や情報化が急速に進む中、海外の国や地域とは、様々な分野で相互の結びつきがさらに深まっています。
  - 積極性や多様な価値観を理解する力、豊かな語学力やコミュニケーション能力等を身に付け、様々な分野で主体的に活躍できる次世代の人材育成が求められています。
- 国際社会の中で、県にゆかりのある文化人や芸術家、アスリートなど、様々な人が様々な分野で活躍しています。
  - 文化・芸術・スポーツ活動、国際交流活動などを通して、青少年の優れた個性や能力を引き出し、感受性を醸成し、自己実現を後押しすることが求められています。

### 取組方針

青少年が将来の夢を持つとともに、その夢を実現させるために、自己の個性や能力を最大限に伸ばし、たくましく、創造力豊かな人間に育つよう、教育環境を整備し、文化・芸術・スポーツ活動、国際交流活動など様々な自己実現の機会を提供します。

### 具体的な施策

#### (1) 優れた個性を伸ばす取組の推進

##### ① 文化・芸術・スポーツなどの能力や優れた個性を伸ばす取組の推進

(担当所属：私学振興課、文化創造課、競技スポーツ課)

- ・ 青少年の豊かな人間性や社会性を育むため、個性を伸ばす教育や特色ある魅力あふれる学校づくりを進める私立学校に対して助成します。
- ・ ぎふ・リスト音楽院マスターコースの開催等を支援し、世界に通じる音楽家の育成を図ります。
- ・ 青少年を対象とした成果発表と相互交流の機会を提供し、次代の文化活動の中心的担い手となる青少年の育成を図ります。
- ・ 県ゆかりの選手が国際舞台で活躍できるよう、ジュニア世代の発掘・育成と、一貫指導体制を整備するとともに、アスリートへの科学的サポートを強化します。
- ・ 全国で活躍している優秀な指導者を講師として招聘し、これまでの経験や実績

に基づいた指導方法や指導観について学ぶ研修会とし、日本一を目指す指導者を養成します。

## (2) 文化・芸術・スポーツ活動の推進

### ① 文化・芸術・スポーツに親しむ環境づくり

(担当所属：文化創造課、文化伝承課、地域スポーツ課、競技スポーツ課)

- ・ぎふ清流座（ぎふ清流文化プラザ）において地芝居公演を開催し、青少年が文化・芸術に触れることができる事業を実施します。
- ・県立文化施設（高山陣屋、県博物館、県美術館、県現代陶芸美術館等）における高校生以下の観覧料を無料にするとともに、各施設における展示事業、体験教室などの催事、コンサート等を通じて、こどもの頃から文化・芸術に触れ、親しむことができる環境づくりを推進します。
- ・各種スポーツ大会の開催や、スポーツ指導者の招へい、県内スポーツ施設の設備の充実を図ることにより、スポーツが持つ魅力を発信するとともに、競技力の向上や青少年の参加を促進します。

### ② 文化・芸術・スポーツを通じた自己実現

(担当所属：文化創造課、文化伝承課、地域スポーツ課、競技スポーツ課)

- ・県下各地で様々な文化活動に取り組む青少年を対象に、成果発表と相互交流の機会を提供します。
- ・県の文芸創作活動の充実を図るため、優れた作品を表彰する「岐阜県文芸祭」を開催します。
- ・青少年への美術の普及のため、広く県内の児童・生徒等から作品を公募する岐阜県青少年美術展を開催します。
- ・県内高等学校における文化部活動の推進のため、活動が顕著な部活動に対してその活動を支援し、更なる発展を促進します。
- ・県内高等学校における文化部活動の推進・発展のため、全国高等学校総合文化祭へ参加する生徒の派遣にかかる費用を支援し、高等学校文化部活動の充実を促進します。
- ・県内高等学校における文化部活動の推進・発展のため、活動成果の発表・交流の場である岐阜県高等学校総合文化祭開催を支援します。
- ・県内特別支援学校における文化活動の推進のため、活動成果の発表・交流の場である岐阜県特別支援学校総合文化祭開催を支援します。
- ・多彩な先端科学技術に触れる体験を通して、科学技術に対する関心と正しい理

解や認識を深め、知性豊かで創造性に満ちた人材の育成を図ります。

- ・ 青少年がスポーツの楽しさを味わいながら、フェアプレーの精神や目標に向かって努力する態度を育めるよう、学校や地域におけるスポーツ活動への参加を促進します。
- ・ スポーツを通じた自己実現の具体像をイメージできるよう、県内のトップアスリートの話の聞いたり、触れ合ったりする機会を提供します。

### (3) 多文化共生・国際交流活動の推進

#### ① 多文化を理解し、国際的視野を持つ青少年の育成

(担当所属：私学振興課、国際交流課、文化伝承課、高校教育課)

- ・ 県内私立高等学校での留学生の受入や姉妹校提携等の経費に対して補助を行うことで、多文化理解、国際的視野を持つ青少年の育成を図ります。
- ・ 政府等が行う外国青年招致事業により招へいされた外国人青年を県内で受け入れ、県内の青少年との交流を図ることにより、相互の友好と理解を深め、青少年の多文化理解や国際的視野拡大を図ります。
- ・ 県図書館において、各種講座や外国の文化等を知る機会を創出し、岐阜県のグローバル人材育成及び多文化共生を支援します。
- ・ 国際的視野を持った農業後継者を育成するため、農業高校生を海外に派遣し、海外の実情や農業経営について学習します。

### (4) 次世代の人材育成

#### ① 青少年リーダーの育成(担当所属：子ども・女性政策課)

- ・ 県内の高校生を「日本の次世代リーダー養成塾」に派遣し、著名な講師による講義や海外や全国の高校生との交流から刺激を受けて、自ら判断し行動する力や規範意識や責任意識、倫理観などを養い、岐阜県や日本のリーダーとして活躍できる人材の育成を推進します。
- ・ 学校でリーダー的役割を担う中学生を対象としたサマースクール「ぎふ立志リーダー養成塾」を開催し、同じ志を持った仲間と共同作業を行うプログラムを実施することにより、将来、各方面で活躍するリーダーの養成を図ります。

## ② 次世代の担い手育成

(担当所属：子ども・女性政策課、高校教育課、産業イノベーション推進課)

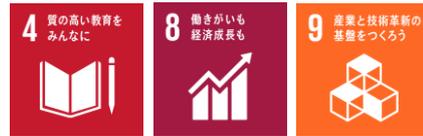
- ・中学生を対象とした「少年の主張岐阜県大会」を開催し、広い視野と柔軟な発想力や創造性ととも、物事を論理的に考える力や、自らの主張を正しく伝え、理解してもらう力の養成を図ります。
  - ・社会の諸課題に対する関心と深い教養に加え、コミュニケーション能力、問題解決能力等の国際的要素を身に付け、将来、国際的に活躍できるグローバル人材を高等学校の段階から育成します。
  - ・海外を含めた関係機関（自治体、大学、企業等）と連携・協働し、グローバルな視点で身近な社会課題を発見・解決する探究的学習を通して、「ふるさと岐阜」への愛着を持ち、地域創生などの分野で活躍できる人材を育成します。
  - ・地域産業と連携した実践的な活動を通して、将来、地域の産業界を牽引することができる先見性や創造性に富み卓越した知識や技術、指導力を持った人材を育成します。
  - ・中高生を対象とした起業家精神<sup>※</sup>を身に付けるワークショップなどを行います。
- ※起業家精神（起業に限らず、新事業創出や社会課題解決に向け、新たな価値創造に取り組む姿勢や発想・能力等）。

## ③ SDGs（持続可能な開発目標）を意識し、率先して行動できる青少年の育成

(担当所属：義務教育課、高校教育課、総合政策課、SDGs推進課、省エネ・再エネ社会推進課)

- ・SDGsに基づく教育や取組を推進し、グローバルな視点を持ち、地域社会さらには世界の持続可能な発展に向けて貢献しようとする意識を醸成します。
- ・県内の企業、団体等を対象に職員によるSDGs出前講座を実施するとともに、各分野の専門家や取組み実践者を学校等に派遣しSDGsを学ぶ機会づくりを支援します。
- ・SDGsの考え方を広く周知するとともに、県民一人一人にSDGs達成につながる行動を促すため、大学と連携してSDGsをテーマとした公開講座を実施します。
- ・こどもが安心して暮らせる脱炭素社会の実現に向けて、小学生自らが「ECO宣言」をするとともに、地球の環境を悪化させないよう今を暮らす「大人へのメッセージ」をこどもから発信する機会を設けます。

## 基本施策3 青少年の社会的・職業的自立や就労等への支援



## 現状と課題

- 少子化や人口減少など、社会環境が変化する中、過疎地域などにおいて、地域コミュニティの維持や地域社会の活力を持続することが困難になってきています。  
→ 地域社会の活力を維持するためには、将来を担う貴重な人材である青少年の力が必要不可欠であり、様々な分野で青少年が活躍できる環境づくりが求められています。
- ひきこもり状態にある青少年や若年無業者などに対し、社会的・職業的自立を促すため、雇用のミスマッチや早期離職を防ぎ、就業を支援していくことが必要です。  
→ 社会人として必要な責任感や職業意識を育成するため、こどもの発達段階に応じたキャリア教育や職業体験、インターンシップの推進が求められています。

## 取組方針

青少年が地域社会を支える人材として活躍できるよう、行政や学校、地域、産業界、関係機関等が連携して、こどもの発達段階に応じたキャリア教育、職業教育を実施するとともに、就業訓練や就職相談等を実施し、就労を総合的に支援します。

## 具体的な施策

### (1) 就業能力の習得や意欲向上のための支援

- ① キャリア教育の推進（担当所属：高校教育課、産業人材課）
  - ・ 児童・生徒の発達の段階に応じたキャリア教育を構築するため、各学校種におけるキャリア教育についての研修や校種間の連携を図ります。
  - ・ 専門知識を持った外部人材を活用し、大学等卒業後の地元就職を含めた進路情報、地域や地元企業に関する地域課題を高校生へ提供することで、地域産業や企業等の理解を深めるキャリア教育、探究的な学習の充実を図り、将来、地域創生の担い手となる人材を育成します。
  - ・ 県内経済団体、学校、行政の連携により設立された「岐阜県インターンシップ推進協議会」との連携により、大学生等に県内企業でのインターンシップの機会を提供します。

- ② 職業観、勤労観と職業的自立に必要な能力の形成

(担当所属：義務教育課、高校教育課)

- ・働くことの意義や職業に対する理解、コミュニケーション能力など、職業観、勤労観を養い、職業的自立に必要な能力を形成するため、小中高を通じた系統的なキャリア教育、職業教育を行います。
- ・専門高校において、地元の産業界、大学等と連携しながら、「地域の課題解決」「ものづくり」「人づくり」の視点で継続的な実践活動等に取り組むことにより、職業選択能力、起業家精神、課題発見・解決能力、コミュニケーション能力等を育成します。

## (2) 就労等支援の充実

### ① 新卒者等に対する就労支援

(担当所属：産業人材課、森林経営課、農業経営課)

- ・岐阜県総合人材チャレンジセンター等の就業支援機関において、新規学卒者、若年失業者など個々の実情に応じたきめ細かな就職支援を行います。
- ・森のジョブステーションぎふにおいて、就業相談から技術習得、定着まで一貫した支援を実施します。
- ・将来の林業担い手を確保するため、農林高校生を対象に林業事業体における職場体験（インターンシップ）を実施します。林業への就業に向け森林文化アカデミーにおいて知識の習得等を行う若者に対して、安心して学業に専念できるよう給付金を給付します。
- ・県農林事務所が主体となり、県内の農林高校等に対して、岐阜県の林業や森のしごとの紹介等を行います。
- ・ワンストップ農業支援窓口である「ぎふアグリチャレンジ支援センター」において、農業に就労しようとする青年に対し、相談から研修、就農、定着まで一貫した支援を実施します。

### ② 職業的自立に向けた支援（担当所属：労働雇用課、産業人材課）

- ・進学が困難な中高生に対し、県立職業訓練施設への入校（直接就職する前に1年間～2年間の職業訓練や就職に向けた支援を受ける）を選択肢として提示するため、ものづくりを中心とした体験授業やオープンキャンパス等を実施します。
- ・経理、医療事務、IT、介護、保育など、就職、再就職又は転職に必要な技能や資格を習得するための学び直し（リスキリング）について啓発し、各種訓練や研修等に関する情報を分かりやすく提供します。
- ・企業ニーズに応じた職業訓練や体験学習の実施により、若者が就業に必要な能

力や知識を習得できるよう支援します。

- ・ 県内の産業に寄与するため、現場の即戦力となる人材や現場のリーダーとなる人材を育成するために職業訓練を実施します。
- ・ 労働者の職業能力の開発や技能の向上などを目的に、中小企業や中小企業団体が従業員等を対象に行う職業能力開発促進法の認定を受けた職業訓練に対して助成を行います。
- ・ 産学官が連携して、学生と県内企業との交流や、企業の魅力をPRするイベントを実施することにより、学生の県内企業への就職を促進します。

③ 非正規雇用対策の推進（担当所属：産業人材課）

- ・ 岐阜県総合人材チャレンジセンター等の就業支援機関において、若年失業者、フリーター等個々の実情に応じたキャリアカウンセリング、各種セミナー、就職相談会、求人企業の開拓、合同企業説明会、中小企業の魅力発見など、きめ細かな就職支援を行います。



## 基本方針Ⅱ 困難を有する青少年とその家族への支援

<めざす姿>

- ◇ 様々な困難を有する青少年やその家族に対する包括的な支援ネットワークが県内各地に整い、こうした青少年やその家族がそれぞれの状況に応じた支援を受けることができます。

### 基本施策1 総合的な支援体制の推進



#### 現状と課題

- ひきこもり、不登校等の困難を有する青少年が抱える問題は、個人の成育歴の中で相互に関連していたり、複合して生じていたりするケースが多く、家庭環境の問題や発達障がい、心身の疾患等と関連しているケースもあります。
- 様々な要因が複雑に絡み合う前に青少年の「困難な兆し」に気付き、一人一人の状況やライフステージに応じた切れ目のない支援につなげることが求められています。早期に青少年の「困難な兆し」に気付き、支援できる人材の育成と関係団体相互が連携して総合的・継続的な支援を行うことが必要です。

#### 取組方針

困難を有する青少年一人一人の状況に応じて、総合的・継続的な支援を行うことができるよう、関係機関・団体の顔の見える関係づくりを進めます。また、青少年の「困難な兆し」に対し、早期発見・早期対応ができる人材の育成を進めます。

#### 具体的な施策

##### (1) 育成団体と支援団体の連携強化

###### ① 関係機関・民間団体相互のネットワークづくり

(担当所属：子ども・女性政策課)

- ・ 青少年の育成に関わる民間団体と支援団体、関係公的機関等で構成する「岐阜県青少年育成支援協議会」において、行政と民間が一体となって、早期に青少年の「困難な兆し」に気付き、支援につなぐことができるよう、現状や課題についての意見交換を行います。また、人材の育成を目的とした研修会、各圏域での交流会等を開催し、顔の見える関係づくりを推進します。

## (2) 相談・支援機関の連携強化

### ① 相談・支援体制の充実・連携強化

(担当所属：子ども・女性政策課、子ども家庭課、保健医療課、産業人材課、学校安全課、特別支援教育課、県警少年課)

- ・相談窓口等を有する関係機関・団体で構成する「子ども・若者支援地域協議会」において、具体的施策の協議や事例検討を行い、連携体制の強化を図ります。また、各種相談・支援機関の相談員に対する制度横断的な研修を充実させ、資質向上と機能充実に努めるとともに、相談員の顔の見える関係づくりを進めます。
- ・子ども・若者総合相談窓口である青少年SOSセンターに統括責任者を配置し、相談内容に適した支援機関への繋ぎを行うとともに、問題解決にあたっては、「子ども・若者支援地域協議会」をはじめとする各支援機関との連携を強化します。
- ・岐阜市内のこどもサポート総合センターにおいて、県・岐阜市・市教育委員会・県警の4者が日常的に同一フロアに拠点を置き、連携して児童虐待や各種少年事案対策業務を行うことで、迅速かつ密接な事案対応を行います。

## 基本施策2 困難な状況に応じた支援



### 現状と課題

- 全国的にひきこもりや若者無業者が増えています。また、不登校児童・生徒も増加傾向にあります。
  - 学校での不登校等がひきこもり等の端緒となっているケースも多く、学校や地域、関係機関等が連携し、社会生活への適応、就労支援等、ライフステージに応じた切れ目のない継続的な支援が求められています。
- 県内におけるいじめの認知件数は、小学生を中心に増加傾向にあります。また、インターネットを通じた誹謗中傷も増加傾向にあります。
  - いじめの根絶に向けて、学校だけでなく家庭や地域、関係機関等が連携し、未然防止や早期発見、早期解決のための体制強化が求められています。
- 特別な支援が必要な児童・生徒数や全就学者に占める割合が増加しています。
  - 障がいのある青少年が、身近な地域で必要な支援を受け、社会の一員として安全・安心に生活していくために、社会に参画しやすい環境を作り、それぞれの個性や希望に応じた進路を実現するための教育や就労支援が求められています。
- 家庭の経済的な理由により、こどもの教育の機会や自己肯定感に差が生じています。
  - 経済的困難にある家庭への経済的支援やこどもの学習機会の提供、安心できる居場所づくりが求められています。
- 県子ども相談センターにおける児童虐待相談対応件数は増加傾向にあり、令和5年度の相談対応件数は、過去最多となっています。
  - 虐待の予防と早期発見、早期対応を図るため、関係機関と切れ目のない連携や悩みを気軽に相談できる体制の強化が求められています。
- 家事・家族の世話等により、こども自身の権利が守られていないヤングケアラーがおり、ケアラー本人の自覚がない等、潜在化している可能性があります。
  - 周囲の理解が進んでいない等の課題があり、相談しやすい体制づくりと支援が必要です。
- 県では10代から40代前半までの死因の第1位が自殺となっています。全国的な自殺の原因・動機については、「健康問題」が最も多くなっていますが、20歳未満については「学校問題」が第1位となっています。
  - 青少年に対し、豊かな心と身体を育てるとともに、自殺の社会的要因も踏まえた総合的な予防対策が求められています。
- 日本語指導が必要な外国人児童・生徒は増加傾向にあり、言葉の理解不足により、希望する進学や就職が叶わない児童・生徒がみられます。

→ 地域の一員として健やかに成長できるよう、教育環境の整備等の支援が求められています。

## 取組方針

社会生活を営む上で困難を有する青少年とその家族に対し、一人一人が抱える困難の状況に応じた適切な支援を実施するため、各分野における専門的な支援体制の強化を図ります。

児童虐待やヤングケアラー等、家庭内の問題についての県民の関心と理解を高め、早期発見、早期対応につなげます。また、虐待児童など家庭での生活が困難なこどもについては自立に至るまでの切れ目のない支援を推進します。

様々な要因が複雑に絡み合う自殺の予防に向け、病気等、本人だけでなく、社会的要因も踏まえた総合的な取組を進めます。

## 具体的な施策

### (1) ひきこもり、不登校等の青少年とその家族への支援

#### ① 就労支援の推進（担当所属：産業人材課）

- ・若年無業者に対して、国と連携して行う「岐阜県若者サポートステーション」事業の一環として、それぞれの置かれた状況に応じた専門的な相談、地域の若者支援機関のネットワークを活用した誘導、職業意識の醸成、就業体験等多様な就労支援メニューを提供し、職業的自立支援を推進します。

#### ② ひきこもり対策の推進（担当所属：保健医療課）

- ・医療、保健、福祉、教育、労働、民間支援団体等からなる地域支援連携会議を開催するなど、関係機関の連携を一層強化し、包括的な支援体制を構築します。
- ・本人や家族の社会的孤立を防ぐため安心して交流できる居場所（オンライン形式を含む）を提供します。
- ・多職種で構成する専門チームを編成し、市町村保健福祉担当課及び自立相談支援機関等に対して、ひきこもり支援の専門的な助言を行い、支援体制整備に取り組みます。
- ・支援のスキルアップを図るため、支援者を対象に各分野の専門家から適切な支援方法を習得する研修を実施します。

### ③ 不登校児童・生徒対策の推進

(担当所属：学校安全課、義務教育課、私学振興課)

- ・岐阜県総合教育センター内に教育支援センターを設置し、不登校の高校生等を対象に、将来的な社会的自立に向けた学びの再チャレンジを支援します。
- ・スクールソーシャルワーカーの配置により、児童・生徒の置かれた様々な環境への働きかけや関係機関等のネットワークの構築、連携・調整、校内体制づくりなどによる支援を行います。
- ・学校だけでは対応が困難な場合、外部専門家（公認心理師、臨床心理士、弁護士、精神科医、社会福祉士、学識経験者、教員OB、警察OB等）を学校に派遣し、専門的な知識・知見に基づく対応策等の助言やカウンセリング等による児童・生徒への支援を行います。
- ・フリースクール等民間団体との連携体制を整備し、県内フリースクール等の現状把握に努めます。また、「岐阜県学校・フリースクール等連携協議会」において、学校、各市町村教育委員会、保護者との連携の在り方について協議します。
- ・私立学校における不登校対策支援を専門的に実施するための経費に対して支援します。

### ④ 学校における日常的な相談体制の充実（担当所属：学校安全課）

- ・スクールカウンセラーやスクール相談員の配置等により、教育相談体制を充実させるとともに、研修等の充実により、最も身近な相談相手としての教職員の資質向上を図ります。
- ・生徒の悩みや相談を広く受け止める体制を整備するため、全県立高等学校の全課程にスクール相談員を配置します。
- ・生徒自身が心の危機に気づき、身近な信頼できる大人に相談する力を培うため、中学校、義務教育学校、高等学校においてスクールカウンセラー等を活用しながら学校が主体となってSOSの出し方に関する教育を少なくとも年1回は実施します。

### ⑤ 学習支援の実施（担当所属：学校安全課、義務教育課、高校教育課）

- ・不登校の早期の段階において、個別の学習支援や相談支援を受けられる校内教育支援センターを県立学校に整備します。また、校内教育支援センターを整備する市町村を支援します。
- ・3部制高等学校や定時制・通信制の課程を持つ高等学校における教育を充実させます。

- ⑥ 高校中途退学者及び進路未決定卒業者の支援（担当所属：子ども・女性政策課）
- ・高等学校中途退学者への登録制による修学・就労等サポート事業を推進し、進路先の相談や希望する進学先等の情報提供、関係機関の紹介等のサポートを行うなど、新たなステップを踏み出す生徒やその保護者を支援します。

## （2）いじめ問題への対応

### ① いじめ防止体制の構築（担当所属：学校安全課）

- ・いじめ問題対策検討会やいじめ防止等に関する普及啓発協議会等の開催を通じ校種間の連携を図った生徒指導体制を確立し、いじめ等の問題行動の未然防止及び早期発見・早期対応を図ります。
- ・小学校から高等学校までの校種間の情報連携及び行動連携を強化し、児童・生徒一人一人の状況把握に努めるとともに、問題を抱えた児童・生徒を継続して指導する体制の構築を図ります。
- ・いじめや不登校の問題を未然に対処することを目的として、「いじめ未然防止・不登校等児童生徒支援アドバイザー」を県内の公立学校に派遣し、自己肯定感及び自己有用感を高めるための取組や、「授業づくり」「集団づくり」を核とした取組を通して、いじめや暴力行為等の問題行動及び不登校の未然防止を図ります。
- ・スクールカウンセラーやスクール相談員の配置等により、教育相談体制を充実させるとともに、研修等の充実により、最も身近な相談相手としての教職員の資質向上を図ります。【再掲→P.79】
- ・いじめ等の問題行動は、「いつでも、どこでも、どの子にも起こりうる」という認識に立ち、学校と保護者、地域の大人が連携して、地域ぐるみでいじめ等の問題行動の未然防止と早期発見・早期対応に取り組みます。
- ・いじめを未然に防ぐため、大人と子ども、大人同士、子ども同士が、互いに「あったかい言葉」をかけ合うことで思いやりあふれるあったかい関係を地域社会で創る、「あったかい言葉かけ県民運動」を展開します。

### ② インターネットを通じたいじめや誹謗中傷への対策

（担当所属：学校安全課、子ども・女性政策課、私学振興課）

- ・インターネット等に起因するトラブルから子どもたちを守るため、情報モラル教育による指導を徹底するとともに、保護者に対する啓発活動を強化し、学校や家庭におけるルールづくりの促進、インターネット利用時のマナー・モラルの向上を図ります。

- ・青少年自身がインターネットや携帯電話の問題点とその対策について考え、情報モラルの向上やルールづくりに取り組む機会を提供したり、情報モラル啓発リーフレットを作成・配布したりするなど、インターネット上でのいじめや誹謗中傷等のトラブル防止に向けた安全・安心利用の啓発に努めます。
- ・ネットパトロールを通して、インターネットを通じたいじめや誹謗中傷の早期発見のために必要な情報提供に努めます。
- ・教員研修を通して、早期に的確に対応するための各学校の対応力の向上に努めます。

### ③ 学校における日常的な相談体制の充実（担当所属：学校安全課）

- ・いじめ問題電話相談業務専門職を総合教育センターに、教育相談業務専門職を各教育事務所に配置し、いじめ・不登校等の悩みを持つ児童・生徒や保護者への教育相談の充実を図ります。
- ・子供SOS24電話相談事業を通して、児童・生徒や保護者からの相談を24時間体制で受け付け、複雑化するいじめの未然防止に努めます。
- ・いじめを含め様々な悩みを抱える中学生・高校生段階の生徒を対象に、SNS相談を期間限定で実施し、生徒の心のケアを図るとともに、問題の深刻化の未然防止に努めます。

## (3) 障がいのある青少年とその家族への支援

### ① 柔軟で連続性のある支援体制の構築

（担当所属：特別支援教育課、教育研修課、障害福祉課）

- ・「地域と共に創る 新たな学びのスタイル」の理念に基づき、障がいのある幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、地域の多様な学びの場を柔軟に活用できる、新たな「学びのスタイル」づくりを進めます。
- ・小・中学校、義務教育学校、高等学校において発達障がいのある児童・生徒に対応した支援ができるよう、発達障がいの特性を踏まえた授業を推進するとともに、教員研修の実施、特別支援学校による地域支援等を継続し、特別支援教育の充実を図ります。
- ・障がいのある児童・生徒に対して、個別の教育支援計画を作成して学校種間で引き継ぐなど、就学前から高等学校卒業後まで一貫した特別支援教育を推進します。
- ・障がいのあるこどもの社会的自立のために、各地域において特別支援教育ネットワークを構築し、就学前から高等学校卒業後までの一貫した支援を行います。

- ・障がいのある子どもと障がいのない子どもの交流及び共同学習等の一層の充実を促すとともに、県民の理解を深める取組を行います。
- ・障がいのある子どもが、身近な地域でニーズに応じた支援が受けられるよう児童発達支援センターを中核とした地域の障がい児の支援体制の構築を進めます。

### ③ 発達障がいのある青少年とその家族への支援

(担当所属：障害福祉課、特別支援教育課)

- ・自閉症などの発達障がいを有する障がい児（者）に対する総合支援拠点である県発達障害者支援センターにおいて、相談支援、発達（療育）支援、就労支援などを行います。
- ・県内5圏域の発達障がい支援センターに、発達障がい地域支援マネジャーを配置し、医療、保健、福祉、教育関係機関等と連携して、発達障がい児の早期発見、早期支援ができる地域支援体制を整備します。
- ・ハローワークや県内5圏域の障害者就業・生活支援センター等と連携し、青年期の相談者に対して、就労や生活に重点を置いた支援を実施します。
- ・発達障がいについての正しい理解の啓発や情報提供等の充実を図ります。
- ・各地域において、発達障がいのある児童・生徒に対する指導力豊かな教員を活用し、通級指導教室を担当できる教員の養成研修や近隣の学校への助言を行います。
- ・真にこどもの視点に立ち、一人一人の多様な教育ニーズに応じて、学校資源や地域資源を効果的に活用したきめ細やかな学びを提供する教育システムの構築を行います。

### ③ 重度障がい児（者）の在宅生活支援（担当所属：医療福祉連携推進課）

- ・重症心身障がい児（者）が、身近な地域で必要な医療・福祉サービス等を利用できるように、短期入所など小児在宅医療支援の実施機関等の量的な拡大や支援に携わる人材育成を図るとともに、相談支援や家族支援の強化を図ります。

### ④ 就労支援（担当所属：特別支援教育課、労働雇用課、障害福祉課）

- ・軽度の知的障がいがある生徒を対象とした高等特別支援学校機能を各地域に整備し、生徒一人一人の就労ニーズに対応する就労支援・定着支援の強化を図ります。
- ・県内5圏域の障害者就業・生活支援センター等に発達障がい者に対応する相談員（コンシェルジュ）を配置し、就労に重点を置いた支援を実施します。
- ・特別支援学校高等部生徒及び高等特別支援学校生徒の職業教育の充実及び就労

支援の強化を図るため、職場見学、現場実習、企業内作業学習、技術指導及び就労推進の各サポートをする「働きたい！応援団ぎふ」登録企業の拡大を推進します。

- ・様々な障がいの態様やニーズを踏まえた職業訓練を実施します。
- ・ハローワーク等と連携して、障がい者雇用に課題を抱える企業への支援などを通じ、障がい者雇用の一層の促進を図ります。
- ・就労継続支援事業所等で働く障がいのある人の工賃水準の引上げ等に取り組むとともに、企業等で働く機会を増やすため、福祉施設から一般就労への移行促進を図ります。
- ・障がい者が活躍できる仕事づくりの提案や職場内支援者の養成などを通じて、障がい者雇用に課題を抱える企業への支援を行います。
- ・障がい者の一般就労拡大に向け、企業向けのセミナーや相談・支援、働く障がい者の定着支援など、障がい者雇用に取り組む企業への支援を行います。

## ⑤ 文化・芸術、障がい者スポーツへの支援

(担当所属：障害福祉課、文化創造課、競技スポーツ課)

- ・ぎふ清流文化プラザ内の「障がい者芸術文化支援センター」において、障がい者の芸術文化活動に関する相談支援や人材育成の実施など、障がい者の芸術文化活動の総合窓口として支援を推進します。
- ・障がい者の芸術文化活動意欲の高揚を図るため、創作活動等の成果を発表する機会の創出に努めます。
- ・障がい者スポーツ施設（福祉友愛プール、福祉友愛アリーナ）を活用して、障がい者のスポーツを通じた社会参加の促進や競技力の向上を図ります。
- ・障がい者スポーツの裾野の拡大を図るため、スポーツ教室やスポーツ大会を開催し、障がい者の社会参加をめざします。
- ・日本代表として国際大会での活躍が期待できるパラリンピック・デフリンピック競技種目の県選手や、これらの選手を育てる団体（チーム）を強化指定し、競技力向上に必要な強化活動の経費を支援します。
- ・県スポーツ科学センターにパラスポーツ清流アスリート強化指定選手の競技力向上のための科学的サポートを行うパラ専門の研究員等を配置し、選手各々の障がいの状態に応じた安全で質の高い科学サポートを提供します。
- ・パラリンピック等をはじめとした国際大会出場を目指す選手を育成するため、各種大会で活躍が見込める選手の大会等への出場に係る経費や競技用具の購入に係る経費を支援するとともに、選手を育てる競技団体の設立等を支援します。また、パラアスリートの育成に必要な研修会を開催します。

#### ⑥ 生涯学習の推進（担当所属：県民生活課）

- ・身体障がい者及び精神障がい者の生涯学習を推進するため、放送大学岐阜学習センターの入学料、授業料の一部を助成します。
- ・障がい者の生涯を通じた多様な学習活動の支援を推進するため、生涯学習、学校教育、社会教育、スポーツ、文化、福祉、保健、医療、労働等の関係部局間の連携体制を整備します。

### （４）こどもの貧困問題への対応

#### ① 生活困窮世帯等のこどもに対する支援

（担当所属：私学振興課、教育財務課、子ども家庭課、地域福祉課、学校安全課）

- ・誰一人取り残すことなく、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、教育の機会均等を図るため、高等学校等の授業料等に対し、経済的支援を行うことで、低所得世帯等の教育費負担の軽減を図ります。
- ・高等学校や大学等の修学が困難な生徒や学生に対して、奨学金の無利子貸付けを行います。
- ・生活困窮世帯やひとり親家庭等のこどもが十分な教育を受けられるよう、市町村との連絡会議を開催し情報交換を行います。
- ・生活に困窮する世帯のこどもに対し、学習塾方式で学習支援を行う市町村に対し支援します。
- ・「貧困の連鎖」を断ち切るため、生活困窮世帯等のこどもに対し、地域により学習指導人材の不足や対象エリアの拡大等により支援が必要なこどもへオンライン等を活用した学習支援を実施します。
- ・生活保護世帯の高校生のうち、進学・就職を控えた高校３年生に対し、生活保護受給世帯進学等支援金の支給を行います。
- ・スクールソーシャルワーカーの配置により、児童・生徒の置かれた様々な環境への働きかけや関係機関等のネットワークの構築、連携・調整、校内体制づくりなどによる支援を行います。

#### ② 生活困窮者に対する自立支援（担当所属：地域福祉課）

- ・ひきこもりやニート、発達障がいや多重債務等が原因で生活に困窮している若者等に対する自立支援を行います。
- ・生活困窮により社会的な孤立に陥ることがないように、自立相談支援事業等を実施し、本人の主体性を尊重した寄り添い型の相談支援・就労支援等を行います。また、生活困窮者の自立支援のため、家計改善支援事業を実施します。

- ・生活福祉資金貸付制度により、資金の貸付けと必要な相談支援を通じ、低所得者世帯等の経済的自立と生活意欲の促進等を図ることで、安定した生活が送れるようにします。

### ③ ひとり親家庭等への支援（担当所属：地域福祉課、子ども家庭課）

- ・精神面や経済面で不安定な状況におかれるひとり親家庭のこどもの生活習慣の習得や学習支援、食事の提供等を行うことができる居場所づくりを実施し、ひとり親家庭のこどもの心身の健全な育成を図ります。
- ・児童の将来が家庭の事情によって左右されず、貧困の連鎖を断ち切ることを目的に、ひとり親家庭の児童等への学習支援や学習相談について、大学生等のボランティア等を活用し、集合型の学習の場において支援を行います。
- ・ひとり親家庭等の自立をめざし、個々の家庭の状況、職業適性、就業経験等に応じ、適切な助言を行い、就業や養育費に関する相談から就業情報の提供に至るまでの一貫した就業・自立支援サービスを提供します。
- ・より良い条件での就業につなげていくことを目的に、ひとり親の高等学校卒業程度認定試験合格に向けた講座の受講費用の一部を助成することで、ひとり親の学び直しを支援します。
- ・ひとり親家庭等に対して、修学資金、就学支度資金その他の資金の貸付けや就業に有利な資格取得に向けた助成を行います。
- ・生活福祉資金貸付制度により、資金の貸付けと必要な相談支援を通じ、低所得者世帯等の経済的自立と生活意欲の促進等を図ることで、安定した生活が送れるようにします。【再掲→P.85】

## (5) 児童虐待防止対策の推進

### ① 子ども相談センター及び市町村の相談支援体制の強化（担当所属：子ども家庭課）

- ・児童虐待相談の増加に対応するため、児童福祉司や児童心理士の増員、保健師や児童虐待対応弁護士の配置等により県子ども相談センターの体制強化を図るとともに、市町村要保護児童対策地域協議会の運営強化を図るための各種研修会を開催します。
- ・24時間365日体制で、虐待に対する通報や相談の電話を受け付ける体制を整備するため、子ども相談センター24時間虐待通報ダイヤルを実施します。
- ・地域の身近な相談機関である市町村職員等が、虐待リスクのある保護者に対し適切な援助・指導ができるようにするため、家庭支援技術の向上を目指した研修会を開催します。

## ② 関係機関との連携強化（担当所属：子ども家庭課）

- ・ こどもの安全確保のため、児童虐待事案に係る子ども相談センターと警察との情報共有を行い、迅速に対応します。
- ・ 地域医療全体で児童虐待防止体制を整備するため、拠点病院に児童虐待専門コーディネーターを設置し、地域の医療機関や子ども相談センターからの相談を受け付けるとともに、地域の医療機関向けの研修を実施、助言を行い、児童虐待対応体制を強化します。

## ③ 発生予防と早期発見・早期対応（担当所属：子ども家庭課、子育て支援課）

- ・ 11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」の集中実施期間を中心に、講演会や児童虐待防止街頭啓発活動を実施し、児童虐待に対する社会の認識を高めます。
- ・ 児童虐待の発見者や子育てに悩みを抱えた方が、必要性を感じたときに迅速に相談通告できるよう、無料の児童相談所虐待対応ダイヤル「189」を周知します。
- ・ 県内全小・中・高校学校の児童・生徒に対し、「189」カードを配布し、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の周知及び児童虐待防止の啓発を行います。
- ・ 児童虐待の未然防止・早期発見のため、こどもや保護者がより相談しやすくなるよう、SNSによる相談対応を実施します。
- ・ 児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応を図るため、妊娠期からの切れ目のない相談体制の強化、関係機関との連携強化を推進します。
- ・ 生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問する「乳児家庭全戸訪問事業」や養育支援が特に必要であると判断した家庭を訪問し指導・助言を行う「養育支援訪問事業」を、県内全市町村が実施するよう働きかけます。

## （6）社会的養育の推進、ヤングケアラーの支援

### ① 社会的養育の推進（担当所属：子ども家庭課）

- ・ 一時保護されたこどもや、児童養護施設等に入所又は里親へ委託されたこどもの権利を擁護するため、当事者であるこどもからの意見聴取やこどもの権利を代弁する取組を推進します。
- ・ 家庭に対する養育支援を充実強化するため、市町村におけるこども家庭センターの設置及び家庭支援事業の実施を支援します。併せて、地域の専門的子育て支援機関である児童家庭支援センターの機能強化や安定的な運営体制の確保を推進します。

- ・ 支援を必要とする妊産婦等を支援するため、特定妊婦等の早期発見及び宿泊支援を含む包括的な妊産婦相談を行う生活援助の取組を推進します。
- ・ 一時保護に必要な定員を確保するため体制整備を進めるとともに、こどもの権利に配慮した一時保護を行うための多様な委託一時保護先の確保を推進します。
- ・ 子ども相談センターにおいて親子関係再構築を適切に支援するため、専門チームの設置やマネジメント手法の構築を図ります。
- ・ 里親委託を推進するため、里親のリクルートから養育支援、自立支援までを一貫して包括的に支援する里親支援センターの設置・運営を進めるとともに、里親支援センターに加え、子ども相談センター、児童福祉施設、市町村及び里親等がチームとなって一体的に里親を支援する体制を構築します。
- ・ 児童養護施設等に入所しているこどもを、できる限り良好な家庭的環境の下で養育するため、施設の小規模化、地域分散化を促進するとともに、地域の社会的養育を支える専門的な拠点として、施設の高機能化、多機能化などを促進します。
- ・ 社会的養護経験者が就労、学業等を継続し安定した生活できるよう支援するため、子ども相談センターに配置した自立支援コーディネーターを統括とし、各支援機関が協働連携する一体的支援体制を構築します。また、児童養護施設等の自立支援機能を強化するとともに、当事者同士の交流や支援情報の提供等を行う自立支援拠点事業の充実を図ります。
- ・ 児童虐待相談対応件数の増加に対応するため、子ども相談センター職員の確保・育成など体制の強化を図ります。
- ・ 障害児入所施設においても、虐待等を受けたこどもや家庭での養育が困難なこどもが入所していることから、できる限り良好な家庭的環境を確保するため、小規模な単位で養育を行うユニット化等を推進します。
- ・ 乳幼児に対する専門的な養育ノウハウを有する乳児院において、子育て家庭等からの子育て相談や育児指導を実施する経費を補助します。

## ② ヤングケアラーの支援（担当所属：子ども家庭課）

- ・ ヤングケアラーや保護者、支援者等が抱える悩みや問題等について、気軽に相談、経験などを共有することができる場所として、SNSやICT機器等を活用したオンラインサロンの設置・運営を行います。また、SNS等を活用した相談体制の構築を図ります。
- ・ 福祉・介護・医療・教育等の関係機関職員がヤングケアラーについて学ぶための研修等を実施することで、ヤングケアラーの認知度及び支援技術向上を図り、ヤングケアラーを早期に把握して適切な支援につなげます。

- ・ヤングケアラーコーディネーターを配置し、市町村やこども食堂など居場所づくりを実施しているボランティア団体等を巡回し、ヤングケアラー支援について相談に応じます。
- ・様々な媒体での広報・啓発を行うことにより、ヤングケアラーを含むケアラーが支援を求める声を上げやすく、周囲が支援を要するケアラーに声をかけやすい環境を整備し、ケアラーを社会全体で支える機運の醸成を図ります。

## (7) 自殺予防対策の推進

### ① 予防策の推進（担当所属：保健医療課）

- ・地域や職場、県民を対象に、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守ることができる人（ゲートキーパー）を養成し、県民全体で自殺を予防する体制を整えます。
- ・悩みを抱えたこども・若者が早期に適切な相談窓口につながるよう、自殺予防週間や自殺対策強化月間などに普及啓発活動を行います。

### ② 相談支援の充実（担当所属：保健医療課）

- ・こども・若者が利用する機会の多いインターネットやSNSによる広告を活用し、適切な相談窓口の案内を実施します。
- ・身近な所で相談が受けられよう、保健所や市町村窓口、民間団体等での相談窓口の充実やSNS等の相談しやすい方法での相談窓口の設置・拡充を図ります。
- ・解雇や多重債務が原因によるうつ病や自殺を防ぐために、弁護士と臨床心理士等による合同の「法律とこころの相談会」を実施します。
- ・「生きることの包括的な支援」に関わる様々な分野の支援者等に対して、自殺対策に関する研修等を実施し、自殺対策に係る人材の確保・育成を図ります。

### ③ 学校における早期発見に向けた取組の推進（担当所属：学校安全課）

- ・専門家の派遣が必要な生徒指導上の諸問題に対して、学校等の要請に応じて、外部人材で編成するサポートチームを派遣し、専門的な立場から指導体制の確立等を支援し、諸問題の早期解決を図るとともに、予防・再発防止においても、必要なスペシャリストを派遣し、支援を行います。

## (8) 外国人児童・生徒への支援

### ① 外国人児童・生徒への支援の充実

(担当所属：義務教育課、高校教育課、外国人活躍・共生社会推進課)

- ・日本語による授業が理解しにくい外国人児童・生徒等に対し、加配教員や支援員の配置などによる日本語習得環境の整備を図るとともに、母国語による学習サポートを推進します。
- ・言葉の壁で受験が難しい高校入試について、県立高等学校入学者選抜の仕組みづくりを推進します。
- ・外国人児童生徒数の増加と散在化が進行する中、散在地域・小規模校における、新規で外国人児童・生徒を受け入れる際の日本語初期指導に対するニーズに対応するため、受入れ体制、指導計画の整備を進めるとともに、オンラインによる初期指導を実施します。
- ・義務教育年齢を超えた外国籍のこどもを対象として、日本語指導や高等学校進学に必要な教科指導、受験準備、進路に関する相談、指導等の就学及び進学支援事業を行うNPO法人等の民間団体に委託等を行う市町村に対し、助成します。
- ・外国人青少年が社会的・職業的自立に向けて必要な能力等を育て、豊かな将来に向け自身のキャリア観を具体的に考える機会を提供します。
- ・外国人の保護者等に対して、定住を前提とした日本の教育制度、就労環境等を理解し生活設計をしてもらえるよう、教育費、社会保障制度、貯蓄等に関する講座を開催します。

### ② 地域における外国人のこどもの受け入れ環境整備

(担当所属：私学振興課、外国人活躍・共生社会推進課)

- ・準学校法人立の外国人学校の経常費に対して補助を行うことで、教育条件の維持向上と学生・保護者の修学上の経済的負担の軽減及び学校経営の健全性の確立を図ります。
- ・言葉や生活習慣の違いなど困難を抱える在住外国人のこどもが、同じ地域の一員として健やかに成長していけるよう、地域全体の意識の醸成を図る取組や教育環境の整備等を進めます。

## (9) その他、特に配慮が必要な青少年への支援

### ① 性的マイノリティ<sup>\*1</sup>等に対する理解促進、教育の充実

(担当所属：人権施策推進課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課)

- ・性の多様性について県民の正しい理解と認識が深まるよう啓発活動を推進します。
- ・性同一性障がいやLGBTQIA<sup>\*2</sup>等の性的指向を理由として困難な状況に置かれているなど特に配慮が必要な青少年に対する偏見や差別をなくすとともに、性的マイノリティに関する理解を深めるための教育を推進します。

## ② 相談支援の充実(担当所属：子ども・女性政策課)

- ・性的マイノリティに悩んでいる青少年やその家族に対し、相談しやすい環境の整備や医療機関との連携等、支援体制の確立と充実を図り、きめ細かな対応に努めます。

### ※1 性的マイノリティ

同性愛者、両性愛者、性同一性障がいのある者等の性的少数者のこと。

### ※2 LGBTQIA

性的マイノリティのうち、以下の人たちの総称。

- ・Lesbian (レズビアン)：女性の同性愛者
- ・Gay (ゲイ)：男性の同性愛者
- ・Bisexual (バイセクシュアル)：両性愛者
- ・Transgender (トランスジェンダー)：身体と心の性が一致していない人
- ・Questioning (クエスチョニング)：自分の性別がわからない、意図的に決めていない人
- ・Intersex (インターセックス)：生まれつき男女両方の身体的特徴を持つ人
- ・Asexual (アセクシュアル)：無性愛者

## 基本施策3 犯罪等の被害、非行防止



### 現状と課題

- こどものインターネット利用の低年齢化が進む中、SNS等を通じて犯罪被害に遭うリスクが高まっています。
- こどもと保護者がネット利用に潜む犯罪リスクについて学び、フィルタリングの利用促進やペアレンタルコントロール※による対応の推進が求められています。
- 性被害は潜在化・深刻化しやすいことから、相談窓口の周知や相談しやすい環境の整備が求められています。
- 軽い気持ちで非行や薬物乱用を行ったり、犯罪に加担したりする青少年がおり、再犯率も高く推移しています。
- 問題行動の早期発見と未然防止、非行を犯してしまった青少年への更生の支援が必要です。

※ペアレンタルコントロール：保護者が青少年のライフサイクルを見通して、その発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理することをいい、フィルタリング（カスタマイズを含む）等の技術的方法と家庭内ルール作り等の非技術的方法がある。

### 取組方針

青少年や保護者に対して、啓発リーフレットの配布や研修会の開催などを通して、安全・安心なインターネット利用を進めるためのフィルタリング利用やペアレンタルコントロールに関する啓発を行います。

犯罪被害、特に性被害は潜在化・深刻化しやすいことから、相談窓口の周知を図るとともにメールやSNS等を活用した相談しやすい環境を整備する等、支援体制を充実します。

### 具体的な施策

#### (1) インターネット等を介した犯罪被害の防止

##### ① 犯罪被害の未然防止教育の推進

(担当所属：子ども・女性政策課、学校安全課、県警少年課)

- ・ 小・中学生や高校生を対象に情報モラル教室を開催し、「SNS等を通じて知り合った人とは会わない」「フィルタリングを設定する」「闇バイト等の誘いにのらない」など、犯罪被害を未然に防ぐ方策などについて学ぶことで、犯罪被害防止に向けた意識の向上を図ります。
- ・ 具体的な被害事例や被害手口等を盛り込んだリーフレットを作成、配布し、犯罪被害防止についての啓発活動を推進します。

- ・児童買春、児童ポルノをはじめとする青少年の性被害に係る犯罪等を未然に防止し、児童の権利を守るため、被害根絶に向けた広報・啓発活動を進めます。

## ② 保護者への啓発強化（担当所属：子ども・女性政策課、学校安全課）

- ・SNS等に起因する犯罪被害から青少年を守るため、保護者に対し、情報モラル啓発リーフレットの配布や情報モラル研修会などを通して、フィルタリング利用についての啓発を行います。

## ③ 被害者への支援、相談支援の充実

（担当所属：県民生活課、男女共同参画推進課、子ども・女性政策課、県警広報県民課、県警少年課）

- ・犯罪被害に悩んでいる青少年やその家族等に対し、相談しやすい環境の整備や相談支援機関との連携等、支援体制の確立と充実に努めます。
- ・（公社）ぎふ犯罪被害者支援センター等の関係団体と連携し、犯罪被害に遭われた方やその家族等に対する支援を行うとともに、被害者等支援に関する県民等の理解と協力を得られるよう広報・普及啓発活動を行います。
- ・ぎふ性暴力被害者支援センターで性暴力被害者からの相談を24時間365日ワンストップで受け付けるとともに、若年層における被害の潜在化の防止のため、SNS相談を行います。また、被害直後から中長期にわたる総合的な支援を行います。

## （2）非行少年への対応・支援

### ① 非行の未然防止・再犯防止

（担当所属：学校安全課、県警少年課、子ども家庭課）

- ・スクールカウンセラーやスクール相談員の配置等により、教育相談体制を充実させるとともに、研修等の充実により、最も身近な相談相手としての教職員の資質向上を図ります。【再掲→P79】
- ・スクールソーシャルワーカーの配置により、児童・生徒の置かれた様々な環境への働きかけや関係機関等のネットワークの構築、連携・調整、校内体制づくりなどによる支援を行います。【再掲→P79】
- ・警察署配置のスクールサポーターが学校等を訪問し、校内の情勢把握、諸問題についての情報共有を図り、教職員への対処方法の助言、児童・生徒に対する防犯訓練の指導等を行います。
- ・学校だけでは対応が困難な場合、外部専門家（公認心理師、臨床心理士、弁護士）

士、精神科医、社会福祉士、学識経験者、教員 OB、警察 OB 等)を学校に派遣し、専門的な知識・知見に基づく対応策等の助言やカウンセリング等による児童・生徒への支援を行います。【再掲→P79】

- ・少年の非行防止と健全育成を図るため、闇バイト等、少年が犯罪に加担しないための未然防止教育や中高生を中心としたMSリーダーズ活動また、保護者及び少年警察ボランティア、学校関係者等が参加して意見交換等を行う少年非行防止タウンミーティングを開催し、早期段階から行動やモラルの大切さを考えるための啓発活動を行います。
- ・岐阜県交通安全対策協議会に暴走族追放推進部会を設置するとともに、「暴走を許さない世論の形成」、「家庭、学校、地域等における青少年の指導」、「暴走行為等悪質事犯の取締り強化と再犯防止」などを重点推進事項として、暴走族追放活動を展開します。
- ・不良行為をなし、または不良行為をなすおそれのある児童に対して、児童自立支援施設「わかあゆ学園」において、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行うことで、自立を支援します。

#### ② 暴力行為への対策（担当所属：学校安全課）

- ・小学校から高等学校までの校種間が連携し、児童・生徒の状況把握に努めるとともに、児童・生徒の問題行動に対して継続した指導体制を構築しながら、その児童・生徒が直面している生活課題についての支援を進めていきます。
- ・学校、家庭、地域が連携して、暴力行為等の問題行動の未然防止と早期発見・早期対応に取り組みます。
- ・暴力行為等の問題行動の低年齢化に対応するため、小学校におけるスクールカウンセラーや暴力行為等防止支援員の適切な配置を進め、相談・指導体制の充実を図ります。

#### ③ 少年（補導）センター活動の推進（担当所属：子ども・女性政策課）

- ・県内にある少年（補導）センター等の相互連携を図り、補導活動の強化や相談体制の充実、青少年を取り巻く環境浄化、少年補導委員等の資質向上のための研修に取り組むとともに、非行防止に対する県民意識の高揚を図ります。

#### ④ 立ち直り支援（担当所属：県警少年課）

- ・少年サポートセンターや子ども相談センター等が連携して、非行少年等のサポートチームを結成し、家庭、学校、交友その他の環境について本人に対する助言又は指導を実施するとともに、少年警察ボランティア等と連携して、スポーツ等の活動を通じた居場所づくりを実施するなど、非行防止と立ち直りの支援

を行います。

- ・警察・少年サポートセンターを中心に、地域の少年警察ボランティア等と協力して、不良行為少年のたまり場となる場所の把握とパトロール、街頭補導活動や、少年の居場所づくりを行います。
- ・少年相談担当者の資質の向上及び各種相談機関等との連携を深め、相談活動の充実を図ります。



## 基本方針Ⅲ 青少年の健やかな成長を支える社会環境の整備

### <めざす姿>

- ◇青少年が、有害な環境にさらされたり犯罪やトラブルに巻き込まれたりすることなく、また、各学校や家庭でのルールに基づき節度を持ってインターネットを利用しています。
- ◇各地域に青少年の成長を見守り支援する多様な立場の担い手が存在し、家庭・学校・地域が一体となって、地域ならではの特色ある活動・体験・交流の機会が設けられています。

## 基本施策1 安全・安心な社会環境の整備

### 現状と課題



- 情報化社会の進展により、スマートフォン等のモバイル通信機器が広く普及したことで、インターネットを通じて有害情報が簡単に入手できるようになり、インターネットを通じたいじめ、SNS等に起因する「少年の福祉を害する犯罪」の被害が増加するなど、様々な問題が生じています。
  - 安全・安心なインターネット利用や有害環境等に対応する教育、取組の推進など、安全・安心な社会環境の整備が求められています。
- 長時間のネット利用により視力の低下だけでなく、日常生活や人間関係にも支障をきたすネット依存の傾向があることも増加傾向にあります。
  - 依存症に陥らないために学校や家庭、地域、関係機関等が連携し、未然防止や早期解決のための体制を強化していくことが求められています。

### 取組方針

安全・安心なインターネット利用を促進するため、青少年を有害情報や危険にさらさない対策と、青少年自身がネットとの付き合い方を自ら考え、節度ある利用とトラブルを回避し相談できる力を身に付ける教育・啓発に取り組みます。

### 具体的な施策

#### (1) 安全・安心なインターネット利用の促進

### ① 情報リテラシー教育の推進や安全・安心利用の促進

(担当所属：子ども・女性政策課、学校安全課、県警少年課)

- ・ 青少年が高度情報社会を主体的に生きることができるよう、情報モラルや情報リテラシーを身に付けるための学校教育を推進するとともに、高校入学前の時期を重点とした情報モラル研修を実施し、インターネットの安全・安心利用に向けた取組を進めます。
- ・ 児童・生徒のインターネット利用を適切に把握、管理する立場である保護者に対し、進学時の保護者説明会等、多くの保護者が集まる学校行事等を有効に活用して、学校や家庭でのルールづくりやペアレンタルコントロールの促進を図るなど、有害情報やトラブル、犯罪被害から身を守り、非行を防止するための対策等について啓発活動を実施します。
- ・ 情報モラルや情報リテラシーを身に付けるための教育において指導的立場・リーダーとして活躍ができる教員を養成します。
- ・ 青少年育成支援者・PTA役員等が、身近な地域で勉強会の企画や家庭へのアドバイスができるよう、情報リテラシー能力を高める研修会を実施し、地域の指導者を養成します。

### ② フィルタリング利用の促進（担当所属：子ども・女性政策課、学校安全課）

- ・ 青少年が使用する携帯電話へのフィルタリング利用を徹底するため、青少年健全育成条例に基づく携帯電話販売店への立入調査を行い、フィルタリングの内容説明義務等の遵守の徹底を図ります。
- ・ 携帯電話販売店等の協力を得て、保護者等へ情報モラルリーフレットを配布し、フィルタリング利用について積極的にPRします。
- ・ 情報モラル啓発リーフレットやデジタル教材などを活用し、児童・生徒及び保護者に対して、フィルタリングの必要性等について啓発活動を実施します。

### ③ インターネット上の有害情報への対応

(担当所属：学校安全課、私学振興課、県警少年課、県警サイバー犯罪対策課)

- ・ 児童・生徒が主に利用するサイト等のパトロールを行うことで、安全に安心してインターネットを利用することができる環境を整えます。
- ・ 出会い系サイト等に絡む犯罪被害を防止するため取締りを強化するとともにインターネットの危険性や適切な利用に関する広報・啓発活動を推進します。
- ・ インターネット上の違法・有害情報について、民間の協力を得てサイバーパトロール等を行い、関係機関への通報などにより、インターネット上の安全・安心を確保します。

#### ④ ネット依存への対応

(担当所属：子ども・女性政策課、県民生活課、学校安全課、保健医療課)

- ・ ネット依存に関する理解を深め、依存防止につなげるため、青少年や保護者、学校関係者、相談窓口等の支援者を対象とした研修会等を開催し、自らの生活を見直したり、家族の望ましいかかわり方などを学んだりする機会を提供します。
- ・ ネット依存傾向にある青少年やその家族に対し、岐阜県青少年SOSセンターや岐阜県精神保健福祉センターで相談を受け付け、専門機関の紹介、家族教育の開催により適切な治療につなげるなど、必要な支援に努めます。
- ・ スマートフォン、SNSの利用など情報モラルについて学ぶ家庭教育学級の開催を推進します。
- ・ 小学校から高等学校における情報教育の一層の充実を図り、携帯電話やスマートフォンの適切な使い方等を学ぶ情報モラル教育とともに、ネット依存の現状や対策等を学ぶ予防教室を実施します。
- ・ ネット依存等について記載した「情報モラル啓発リーフレット」や教職員用の指導資料を作成し、県内全ての小・中・義務教育学校、高等学校に配布するとともに指導を行うことで、児童・生徒への未然防止のための啓発を行います。

#### ⑤ ネット安全・安心ぎふコンソーシアムによる啓発活動の推進

(担当所属：子ども・女性政策課、人権施策推進課、教育研修課、学校安全課、県警少年課、県警サイバー犯罪対策課)

- ・ 行政、事業者、学校、地域、保護者団体、青少年団体等が連携し、ワークショップの開催や研修会への講師派遣を行うことで、青少年のインターネット・携帯電話の安全・安心利用を推進します。

### (2) 健全な青少年を育む社会環境づくりの推進

#### ① 有害図書類等の調査指定・規制 (担当所属：子ども・女性政策課)

- ・ 青少年に有害な影響を与える興行や図書類等を青少年健全育成条例に基づき指定したり、優良興行等の推奨を行ったりして、健全な社会環境づくりを推進します。
- ・ 有害環境の浄化や健全な社会環境づくりについて、業界・事業者の協力により、自主的な取組を促進します。

## ② 薬物乱用防止対策の推進（担当所属：薬務水道課、県警少年課）

- ・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動や「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動」を通じて、関係団体と連携して街頭キャンペーン等を実施し、覚醒剤・大麻・麻薬等の薬物乱用を許さない社会環境づくりを推進します。
- ・危険ドラッグに対しては、インターネット販売サイトの監視を行うとともに、随時、新たな乱用薬物を条例に基づいて知事指定薬物に指定し、販売・所持等を禁止します。
- ・薬物の乱用による県民の健康被害を防止するため、覚醒剤、大麻、麻薬、危険ドラッグ等の流通実態の把握や関係機関と連携した取締り・監視指導を実施します。
- ・薬物相談窓口を設置し、薬物問題で悩んでいる本人、家族等の相談に応じます。
- ・「青少年の被害・非行防止全国強調月間」、「子供・若者育成支援強調月間」及び「薬物乱用防止キャンペーン」などにおける、高校生のマナーズ・スピリット（MS）リーダーズ、中学生のマナーズ・スピリット・ジュニア（MSJ）リーダーズによる環境浄化啓発活動を促進します。

## ③ 立入調査の推進（担当所属：子ども・女性政策課）

- ・青少年健全育成条例に基づき、図書類取扱業者、深夜入場制限施設等への規制にかかる立入調査活動を実施し、有害環境の実態把握や環境浄化活動を推進します。

## (3) 有害環境等に対応する教育の推進

### ① 薬物乱用防止教育の推進（担当所属：薬務水道課、県警少年課）

- ・県内の小学校高学年、中学生、高校生に対し、薬物に関する正しい知識と薬物の乱用防止を啓発するため、「薬物乱用防止出前講座」を実施するとともに、薬物乱用防止広報車「わかば」の活用を推進します。

### ② 消費者教育の推進（担当所属：県民生活課）

- ・青少年自身が、インターネットを利用した架空・不当請求など消費者トラブルから身を守ることができるよう、学校や家庭で活用できる消費者教育資料や啓発物品等を作成・配布するとともに、学校等において消費生活出前講座を開催するなど、身を守るための知識を身に付けられるよう消費者教育の充実を図ります。
- ・青少年に悪質商法に関する注意喚起を行うための資料を作成・配布します。

- ・消費生活相談窓口や消費者ホットラインの役割及び利用法等の周知・啓発を推進します。

#### (4) 安全教育や地域で安全・安心を見守る活動の推進

##### ① 安全・防犯教育の推進（担当所属：防災課、学校安全課、県民生活課、県警少年課）

- ・こども一人一人が災害時に適切な避難行動をとることができるよう、「災害・避難カード」の出前講座や教員向けの研修会を実施するとともに、地域の災害リスクや災害時にとるべき避難行動を学べる防災学習副読本の活用を促進します。
- ・巨大地震や局地的豪雨等の自然災害や、交通事故や不審者による事件等に対し、自分の命を守るために、様々な危険を予測し、回避できる能力を身に付けていくための安全教育を生徒の様々な学習活動に位置づけて推進します。
- ・講習会、研修会の実施や外部の専門家の活用を通して、学校の危機管理意識の向上や対応力強化等の学校の安全体制構築のための組織的な取組を進めます。
- ・「ドライバーとアイコンタクトができる岐阜の子」のキャッチフレーズのもと、児童・生徒が「自分の命は自分で守る意識」や「危険を予測し、回避する能力」を培うことができるよう、発達段階に応じた交通安全教育の充実を図ります。
- ・防災や減災のアクションプランを立て、生徒の様々な学習活動に位置付けて実施します。
- ・学校を中心として地域全体の安全教育に取り組むとともに、検証に基づいた学校の安全管理体制の見直しを行います。
- ・学校や地域に派遣された専門家等のアドバイザーが、安全管理・安全教育について指導・助言を行い、安全教育の推進を図ります。
- ・交通事故に遭わないよう交通環境の整備、啓発活動を行います。
- ・交通事故防止に加え、将来、社会適応できる基礎作りともなることから、児童と幼児（保護者）を対象に、体験型の交通安全教育を行い、「シートベルトの重要性」を認識してもらいます。
- ・幼児等連れ去り事案未然防止教育班（たんぼぼ班）が保育園や幼稚園等を巡回し、連れ去り防止をはじめとした防犯教育を行い、こども達自身の防犯意識の向上を図ります。

##### ② 地域の安全を確保するネットワークづくりの推進

（担当所属：県民生活課、県警生活安全総務課、県警少年課）

- ・県民の「地域の安全は自分たちで守る」意識の高揚を図るため、広報啓発活動を実施するとともに、地域の防犯ボランティア団体等による住民主体の地域安全

- 活動を積極的に支援します。
- ・通学路や未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等において保護者、教育関係者、地域住民等が連携して見守り活動等を実施するとともに、こどもの交通ルールの遵守、交通マナーの向上のための指導を行います。
  - ・登下校時等の児童・生徒の見守り活動・声かけ運動や防犯パトロールなど、学校・家庭・地域・関係機関の連携による安全・安心まちづくり活動を推進し、地域ぐるみで児童・生徒の安全確保を図ります。
  - ・「つきまとい」や「声掛け」など、こどもたちが不安を感じたときに駆け込めるよう、通学路周辺の民家、コンビニ、ガソリンスタンド、理容店などの協力により設置が進められている「子供110番の家」の活動を支援し、こどもの保護や犯罪の未然防止を図ります。
  - ・子供110番の家の活性化策として、こども向け防犯意識啓発用品を配布し、「子供110番の家」の場所の周知及び活動を促進します。



## 基本施策2 家庭の教育力の向上



### 現状と課題

- 核家族や共働き家庭の増加など、こどもを取り巻く家庭環境は大きく変化しています。また、地域のつながりの希薄化により、身近な人から子育てについて学ぶ場や子育ての悩みや不安を相談する機会のない保護者がみられます。
- 親としての学びの場、相談の機会を提供するとともに、地域や学校、事業者、行政の連携による各家庭の状況に応じたきめ細かな支援が求められています。

### 取組方針

家庭が子育てや教育について本来の役割を果たすことができるよう、家族とのふれあいの促進、親としての学びの場や相談の機会の提供とともに、家庭、学校、地域の連携により、地域全体で家庭教育を支える環境の構築を推進します。

### 具体的な施策

#### (1) 家庭の教育力向上のための支援の推進

##### ① 家庭教育学級の普及と人材育成

(担当所属：県民生活課)

- ・ 学校や幼稚園、PTA、市町村関係者等と連携し、家庭教育学級の実施を推進します。
- ・ 参加者同士の交流を通して、保護者のネットワークの構築が期待できる「子育てサロン型家庭教育学級」と、学校等で開催される家庭教育学級への参加が困難な保護者に家庭教育についての学び、実践の機会を提供することができる「在宅取組型家庭教育学級」の開催を推進します。
- ・ 各学校や幼稚園等で行われる家庭教育学級を推進する人材を養成するため、県内6地区ごとにリーダー研修会を実施します。

##### ② 家庭教育の質向上、内容の充実

(担当所属：県民生活課、保健医療課、子育て支援課)

- ・ 家庭教育学級のリーダーや学校関係者が、家庭教育の意義、家庭教育学級の運営方法や先進事例を学んだり、県の家庭教育に関する情報を共有したりすることで、家庭教育学級の質の向上を図ります。
- ・ 働き盛り世代を対象に、親からこどもへ食文化の継承と日本型食生活を実践するための普及を行い、家庭における食育を推進します。

- ・祖父母世代が今の子育てを知り、親世代と心地よい関係を築きながら、子育てのより良いサポーターとなってもらうための冊子「孫育てガイドブック」の配布を行います。
- ・社会全体でこども・子育て家庭の応援する機運を高めるため、地域、事業者などで実施する子育てを応援するワークショップの開催、子育て応援のための「(仮称)地域で育てるガイドブック」を作成し活用します。

## (2) 家庭の日の普及と家族のふれあいの促進

### ① 家庭の日の普及（担当所属：子ども・女性政策課）

- ・家族の絆を深め、社会全体で明るい家庭づくりを進めるとともに、家庭の役割や親の責任を再認識し、家族がふれあう「家庭の日」（「岐阜県家庭の日を定める条例」により毎月第3日曜日）の普及・啓発を推進します。
- ・市町村や地域青少年指導者など様々な取組主体と連携し、「わが家わが町家庭の日」の取組発表を実施するなど、親子の活動や家族が参加できる地域のふれあい活動を推進します。
- ・小・中学生を対象に、明るく豊かな家庭づくりについて考えるきっかけとなるよう、「家庭の日啓発図画・ポスター」を募集し、入賞者の表彰を行います。また、入選以上の作品を県内の会場に展示し、多くの方の目に触れるようにすることで、「家庭の日」のより一層の普及・啓発を推進します。

### ② 家族のふれあいの促進

（担当所属：男女共同参画推進課、県民生活課）

- ・「安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくり条例」により定められた「早く家庭に帰る日」（毎月8、18、28日）の取組を普及することで、子育て家庭の保護者の働き方を見直し、仕事から早く帰ってこどもとふれあう時間が持てるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進します。
- ・父親の役割や必要な知識を学ぶ機会を提供する育児啓発冊子「パパスイッチオン！」を県のホームページ上で公開し、広く父親の育児参画を促進します。
- ・家庭教育支援条例により「家庭教育を实践する日」として定められた「家庭の日」及び「早く家庭に帰る日」の具体的な取組として、全ての家庭が約束づくりと実践を通じ、家族で話をするきっかけをつくる「話そう！語ろう！わが家の約束」運動を推進します。

### (3) 家庭・学校・地域の連携による教育力の向上

#### ① 家庭・学校・地域の連携による取組の推進

(担当所属：県民生活課、男女共同参画推進課、人事課)

- ・ 県内6地区で開催する地区家庭教育推進会議で家庭教育支援関係者や関係団体に支援施策についての情報を提供し、意見交流等を行うことで、連携して施策を推進します。
- ・ 地域の状況に詳しい人材を「家庭教育支援員」として配置し、地域内の関係機関との連携を図りながら、きめ細かな家庭教育支援に取り組む市町村を支援するとともに、実践事例を県内に広めます。
- ・ 家庭教育支援に関わる地域の人材養成や、効果的、継続的支援ができるよう、家庭教育支援チームの組織化を支援します。
- ・ 従業員の仕事と家庭の両立支援に取り組む企業をワーク・ライフ・バランス推進企業として登録し、その中から優良な取組や他社の模範となる独自の取組を実施する企業を「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」として認定し、その取組を広報・啓発します。
- ・ こどもたちが親の職場を見学し、仕事内容を知ること、親子で仕事と家庭の在り方を考えるきっかけを提供する「子ども参観日」の開催を推進します。

#### ② 企業内家庭教育研修の推進 (担当所属：県民生活課)

- ・ 企業・事業所と協力して、子育て中または、これから親になる従業員や管理職を対象とした企業内家庭教育研修の開催を支援し、こどもの健全な成長を地域社会全体で支え合う環境を整備します。

### 基本施策3 地域での健全育成の推進



#### 現状と課題

- こどものいない単身世帯や共働き世帯の増加により、地域の間関係の希薄化が進み、他人のこどもに無関心であるなど、地域の教育力の低下が指摘されています。
- 地域全体での青少年育成を推進するため、「地域の子どもは、地域で守り育てる」ための大人の意識改革や家庭教育充実のための支援が必要です。
- こどもたちが安全・安心に過ごすことのできる居場所や青少年が地域で活躍する場を提供する必要があります。
- 地域の文化や歴史、自然を学ぶことで、ふるさと「清流の国ぎふ」への誇りや愛着を育み、将来の地域づくりの担い手としての自覚の醸成が求められています。

#### 取組方針

青少年の健やかな成長を支える県民運動や担い手の育成に取り組むとともに、地域全体でこどもを守り育てる環境の整備や、開かれた学校づくりを推進します。

また、青少年が地域の一員として積極的に社会形成に関わることができるよう、社会参加活動やふるさと教育を推進するとともに、青少年の居場所づくりを進めます。

#### 具体的な施策

##### (1) 青少年育成の県民運動の推進

- ① 大人の意識改革（担当所属：子ども・女性政策課）
  - ・（公社）岐阜県青少年育成県民会議や各市町村民会議との連携により、青少年の健全育成に対する大人の責任について、大人自身が自覚を深め、青少年に対して大人が模範を示していけるよう、「大人が変われば子どもも変わる」運動や大人のモラル向上運動など、大人の意識改革へ向けた啓発・実践活動を県民全体の運動として推進します。
- ② 青少年育成支援に対する県民の理解の促進  
（担当所属：子ども・女性政策課、子育て支援課）
  - ・ 「青少年の被害・非行防止全国強調月間」（7月）や「秋のこどもまんなか月

間」(11月)には、関係機関と連携した街頭啓発や立入調査といった青少年育成支援のための事業を集中的に実施するなど、青少年育成支援に対する県民の理解を深め、社会全体で子どもを支える機運を醸成します。

### ③ 地域の青少年活動を支える担い手の育成(担当所属:子ども・女性政策課)

- ・地域で子どもを育てる意識の醸成を図るとともに、地域の青少年育成指導者や子育て支援の担い手の養成・資質向上を図ります。
- ・「地域の子どもは、地域で守り育てる」を合言葉に、「地域のおじさん・おばさん運動」を通して、地域の大人が、登下校時に子どもたち一人一人を温かく見守りながら声掛けをしたり、子どもたちがのびのびと活動できる機会をつくったりするなど、地域全体で子どもを見守り、安全を確保するなど、地域の子どもに積極的に関わる県民運動を展開します。
- ・「青少年育成推進指導員」を各市町村に配置し、子どもが参加できる地域行事の推進、登下校の見守り、学校運営への参画・協力など、市町村や地域における青少年育成県民運動の普及を推進します。また、配置された推進指導員の資質向上と連携強化を図ります。

## (2) 地域で青少年を育てる取組の推進

### ① 学校、家庭、地域が連携し、社会全体で青少年を育む環境づくりの推進

(担当所属:県民生活課、子ども・女性政策課)

- ・学校、家庭、地域が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する活動を推進するため、地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員の配置や基盤となる地域学校協働本部の活動を推進します。
- ・岐阜大学と共同で設置する「ぎふ地域学校協働活動センター」を拠点に、人材育成や市町村伴走支援、普及・啓発等を実施し、地域と学校が連携・協働する活動を促進します。
- ・様々な事情により家庭での学習が困難であり、学習支援が必要な子どもに対し、学習習慣の確立と基礎学力の定着を図るため、教員を志望する大学生や教員OBなどの地域住民の協力を得て学習支援を行います。
- ・地域の中で子どもを支援する団体や個人のネットワーク化、交流を促進することにより、地域における子育て支援の担い手となる人材の養成を図ります。
- ・子どもたちが地域で行う様々な活動を支援し、高い評価を得ている個人や団体の功績を讃え広く周知するために「岐阜県地域子ども支援賞」を贈呈するなど、地域全体で子どもを育てる取組を促進します。

## ② 地域における子育て支援（担当所属：子育て支援課）

- ・市町村が実施する地域の子育て支援の場である「地域子育て支援拠点」の運営を支援し、子育て相談の場、親同士や親子の交流の場を提供するほか、子育て支援ポータルサイト「ぎふ子育て応援団」による子育てに関する様々な情報提供などを通じて、子育てに奮闘する親を支援します。
- ・「ぎふっこカード」や「多子世帯応援カード（ぎふっこカードプラス）」を発行し、子育て世帯を対象とした割引やプレゼント等の優遇、買い物中の託児サービス等の応援サービスの提供などを行い、子育て家庭を社会全体で支え、温かく見守る県民の意識づくりを推進します。
- ・保育や子育て支援への従事希望者に対する研修を実施し、「子育て支援員」の養成を推進することにより、地域における子育て支援事業に携わる人材の確保を図ります。
- ・地域の子育て支援事業従事者に対する研修を実施し、従事者の資質向上を図ります。

## （3）青少年の社会参加活動の推進

### ① 青少年団体の活動支援（担当所属：県民生活課、子ども・女性政策課）

- ・子ども会やスポーツ少年団、ボーイスカウト、ガールスカウト、青年団体、ボランティア団体など、県内で活動する青少年関係団体を支援し、青少年が地域において活動する場づくりを推進します。
- ・姉妹県である鹿児島県の青少年との交流を通じて、郷土建設への意識の醸成や次世代リーダー育成の機会を提供するなど、県内の青年団体及び少年団体等の活動の活性化に向けた支援を行います。

### ② 地域における各種の体験・交流活動の機会の充実

（担当所属：義務教育課）

- ・ボランティア活動の機会を設けたり、地域で実践されているボランティア情報を提供したりするなどして、青少年のボランティアに関する理解や関心を深めるとともに、ボランティア活動への自主的な参加を促進します。
- ・身近なところで、誰かのためにできることに進んで取り組む「1家庭1ボランティア運動」を、県民運動として展開します。

### ③ 社会参加活動の推進（担当所属：子ども・女性政策課）

- ・地域・学校での街頭啓発活動やボランティア活動への積極的な参加、社会のル

ールやマナーについての学習など、高校生の様々な自主的取組を、「高校生のびのびプロジェクト」として支援し、高校生の規範意識の高揚と社会参加活動を推進します。

#### (4) ふるさと教育の推進

##### ① ふるさと「清流の国ぎふ」への誇りと愛着を育む教育の充実

(担当所属：文化伝承課、義務教育課、高校教育課)

- ・ 県博物館、県美術館などの県有文化施設において、「清流の国ぎふ」の自然や歴史、文化等を体験する教育普及活動を実施し、ふるさと岐阜への誇りと愛着を育みます。【再掲→P64】
- ・ 学校、家庭、地域が連携し、こどもたちが地域に暮らす様々な人たちとの関わりを深めながら、地域の豊かな自然や歴史、伝統文化、産業等について学んだり、地域で行う各種体験活動を行ったりすることを通して、こどもたちの豊かな心を醸成し、ふるさとへの誇りと愛着を育みます。
- ・ 専門高校において、産業界等の連携を通して、専門家から学ぶ機会の充実や外部施設設備の利活用を推進し、地域の特徴的な資源を活用した実践研究を行うことで、地域産業を担う人材を育成します。
- ・ 海外を含めた関係機関（自治体、大学、企業等）と連携・協働し、グローバルな視点で身近な社会課題を発見・解決する探究的学習を通して、「ふるさと岐阜」への愛着を持ち、地域創生などの分野で活躍できる人材を育成します。【再掲→P71】

##### ② 環境教育の推進

(担当所属：環境生活政策課、森林活用推進課、農村振興課、河川課、砂防課)

- ・ 環境教育などを通じて、共感・共生意識や社会性、協調性を育みます。
- ・ 岐阜県の関連データや最新情報を集約した副読本を、小学生を対象に配布し活用を推進することで、児童やその家族の環境への理解を深め、環境配慮行動への意識醸成を図ります。
- ・ 環境教育推進員を学校等へ派遣し、環境教育の出前講座を行うことで、環境配慮行動の浸透を図ります。
- ・ 自然公園等における自然体験や環境学習、環境保全活動を行う親子ツアーを開催することで、森・川・里・海のつながりについて参加者の理解を深め、環境保全意識の醸成を図ります。

- ・本県の森林（自然）に誇りと愛着をもち、森林に対して責任ある行動をとることができる人づくりを進めるため、幅広い世代を対象に、森や木に親しみ、森林とのつながりを体験できる「ぎふ木遊館」と「森林総合教育センター（morinos）」を核とし、県内各地において森と木からの学びである「ぎふ木育」を推進します。
- ・「ぎふ木育」の全県展開のため、「ぎふ木遊館」から遠方の地域においても身近に「ぎふ木育」を体験できる、「ぎふ木遊館サテライト施設」を整備する市町村等を支援するとともに、引き続き、「ぎふ木育教室」や「緑と水の子ども会議」等により、こどもたちへの環境教育を推進します。
- ・県内各地の「ぎふ木育ひろば」において、木育プログラムを体験できる「移動型ぎふ木遊館」を実施するほか、教育機関に出向き、森林環境教育プログラム「森の出番プロジェクト」を実施します。
- ・こどもたちが身近な水田での農作業や農業用排水路における生物調査などを通じ、農業・農村の持つ豊かな生態系をはじめとする様々な機能や、農村環境を将来にわたって保全する必要性を学ぶ環境学習活動を推進します。
- ・本県の恵まれた自然環境を将来にわたって守り伝え、流域全体の水環境の保全につながる取組を発展させるよう、小・中・義務教育学校が行う総合的な学習の時間において、講師派遣や教材の提供等の支援を行います。
- ・こどもたちの身近に起こりうる土砂災害について理解を深めるため、土砂災害が発生する仕組みや砂防えん堤等による土砂災害対策施設の役割等を学ぶ取組を支援します。

## （５）青少年の居場所づくりの推進

### ① 身近な地域での居場所づくり

（担当所属：子育て支援課、都市公園課）

- ・市町村がこどもの健全育成を図るために設置している児童館や児童センターの整備を支援し、こどもたちが安心して活動できる居場所づくりを進めます。
- ・市町村が行う、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対して適切な遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」と、地域住民等の参画を得て、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う「放課後子ども教室」を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策の推進を支援し、こどもたちの健全育成を図ります。

- ・ こどもの身近な遊び場となる都市公園や身近な自然に親しむことのできる里山の環境整備を図るとともに、自然とのふれあいや自然環境に関する学習の機会の充実に努めます。

## ② 社会参加への支援（担当所属：県警少年課）

- ・ 様々な困難を抱えるこども・若者を温かく見守る環境づくりや、非行少年等の立ち直りに向けた居場所を提供するなど、社会への一歩を踏み出すきっかけづくりに取り組みます。
- ・ 関係機関等と連携し、少年のための学習支援や無職少年に対する就学・就労等の相談活動を推進するとともに、少年警察ボランティア等と連携しスポーツ等の活動を通じた少年の居場所づくり活動を実施します。【再掲→P.93】

## （6）地域に開かれた学校づくりの推進

### ① 地域住民の学校運営への参画（担当所属：教育総務課、義務教育課）

- ・ コミュニティ・スクールなど、地域住民が教育活動や学校運営に参画できる機会を充実させ、学校と地域住民との連携・交流を推進します。
- ・ 各学校に学校評議員や学校運営協議会を設置し、保護者や地域住民が学校運営に参画することで、地域や家庭と連携・協力した特色ある開かれた学校づくりを一層推進します。

### ② 学校公開の推進（担当所属：義務教育課、高校教育課、特別支援教育課）

- ・ 学校が地域住民に対し授業公開や施設開放を行うなど、教育活動の情報提供を積極的に行います。
- ・ 開かれた学校づくりを推進するため、全県的に学校公開期間（岐阜県ふるさと教育週間 11月1日～14日）を設定し、地域住民に学校教育への参加促進を図ります。

### ③ P T A団体の育成（担当所属：義務教育課、高校教育課）

- ・ P T A団体が実施する実践発表や講演会等の各種研究活動や、広報活動に対し、指導援助を行います。



## <コラム> SDGsについて

### 1. SDGsとは

世界が抱える「貧困」、「差別」、「環境破壊」、「戦争（紛争）」などの問題を解決するために、「誰一人取り残されない（no one will be left behind）」という共通理念のもと、2015年9月の国際連合サミットで採択された『我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ』が掲げた「2030年までの達成をめざす国際目標」のことです。

SDGsは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」という英語の頭文字をとった略称で、下記の17の目標と169のターゲット（目標を達成するためのより具体的な目標）から構成されています。

### 2. SDGsを達成するために

目標を達成するためには、私たち一人一人が身の回りの社会問題や環境問題などの様々な課題を「自分ごと」として捉え、積極的に行動することが大切です。

本計画では、基本施策ごとに、関連のあるSDGsを示すとともに、様々な取組を行っていきます。



## 第6章 数値目標

施策の着実な推進を確認するための指標として、以下の数値目標を設定します。

### I 全ての青少年の健やかな成長と自立への支援

#### 1 自己形成のための支援

| 指標名                          |       | 計画策定時<br>(令和5年度末) | 目標値<br>(令和11年度末) |
|------------------------------|-------|-------------------|------------------|
| こどもの朝食欠食率                    | 小学生   | 6.8%              | 0.0%             |
|                              | 中学生   | 11.0%             | 0.0%             |
|                              | 高校生   | 25.5%             | 15%以下            |
| 新体力テストにおける総合評価C以上の児童生徒の割合    | 公立小学校 | 67.0%             | 80.0%            |
|                              | 公立中学校 | 75.0%             | 85.0%            |
| 卒業後もスポーツをしたいと思う「やや思う」児童生徒の割合 | 公立小学校 | 87.0%             | 90.0%            |
|                              | 公立中学校 | 81.0%             | 90.0%            |

#### 2 自己実現のための支援

| 指標名                           |      | 計画策定時<br>(令和5年度末) | 目標値<br>(令和11年度末) |
|-------------------------------|------|-------------------|------------------|
| 将来就きたい仕事や夢について考えさせる指導をした学校の割合 | 小学校  | 86.2%             | 100%             |
|                               | 中学校  | 96.7%             | 100%             |
| 自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合        | 小学校  | 84.5%             | 90.0%            |
|                               | 中学校  | 81.4%             | 90.0%            |
|                               | 高等学校 | 84.3%             | 90.0%            |

#### 3 青少年の社会的・職業的自立や就労等への支援

| 指標名                           |  | 計画策定時<br>(令和5年度末) | 目標値<br>(令和11年度末) |
|-------------------------------|--|-------------------|------------------|
| 高校で学んだことを活かした職業に就きたいと思う高校生の割合 |  | 70.2%             | 80%              |
| インターンシップを実施した県立高等学校数          |  | 58校<br>(令和4年度)    | 63校<br>(令和10年度)  |

### II 困難を有する青少年とその家族への支援

#### 1 総合的な支援体制の推進

| 指標名                     |  | 計画策定時<br>(令和5年度末) | 目標値<br>(令和11年度末) |
|-------------------------|--|-------------------|------------------|
| 複合的な困難に対する連携支援モデル事例の構築数 |  | 111事例             | 138事例            |

#### 2 困難な状況に応じた支援

| 指標名  |     | 計画策定時<br>(令和5年度末) | 目標値<br>(令和11年度末) |
|--|-----|-------------------|------------------|
| 岐阜県若者サポートステーション登録者の進路決定率                             |     | 60.2%             | 66.0%            |
| 不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等で、誰かに相談した児童生徒の割合                  | 小学校 | 58.0%             | 100.0%           |
|  | 中学校 | 51.6%             | 100.0%           |
| 小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校のいじめの解消率<br>(いじめ行為が3か月以上止んでいる) |     | 74.6%             | 100.0%           |
| 特別支援学校高等部及び高等特別支援学校卒業生のうち、就職を希望する生徒の就職率              |     | 92.4%             | 100%             |
| こども食堂を実施又は支援する市町村数(又は居場所のある市町村数)                     |     | 22市町              | 25市町村            |

#### 3 犯罪等被害、非行防止

| 指標名                          |  | 計画策定時<br>(令和5年度末) | 目標値<br>(令和11年度末) |
|------------------------------|--|-------------------|------------------|
| 非行少年の検挙・補導人員(6-19歳人口千人あたり)   |  | 1.8人              | 1.5人             |
| 刑法犯少年の再犯者率                   |  | 28.3%             | 25.0%以下          |
| SNS等に起因する「少年の福祉を害する犯罪」の被害少年数 |  | 24人               | 0人               |

### Ⅲ 青少年の健やかな成長を支える社会環境の整備

#### 1 安全・安心な社会環境の整備

| 指標名                                       | 計画策定時<br>(令和5年度末) | 目標値<br>(令和11年度末) |
|---|-------------------|------------------|
| 携帯電話フィルタリング利用率(高校生)                       | 64.9%             | 85%以上            |
| 家庭での携帯電話利用に関するルールのある割合(高校1年生)             | 53.9%             | 70%              |
| 情報モラルなどを指導できる教職員の割合                       | 89.2%             | 100%             |
| 立入調査における有害図書の区分陳列の遵守率(遵守店舗数/調査店舗数)        | 87.4%             | 95%              |
| 異なる危険を想定した「命を守る訓練」を年3回以上実施する学校の割合         | 96.2%             | 100%             |
| 自転車安全運転チェックシートを活用して年2回以上の交通安全教育を実施した学校の割合 | 61.9%             | 90%              |

#### 2 家庭の教育力の向上

| 指標名                            | 計画策定時<br>(令和5年度末) | 目標値<br>(令和11年度末) |
|--------------------------------|-------------------|------------------|
| 企業内家庭教育研修を実施した企業・事業所等の数(累計)    | 53企業等             | 120企業等           |
| こどもの朝食欠食率【再掲】                  | 小学生               | 6.8%             |
|                                | 中学生               | 11.0%            |
|                                | 高校生               | 25.5%            |
| 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数        | 7.4回              | 8.5回             |
| 早く家庭に帰る日を実施している企業等数(ノー残業デーを含む) | 388企業等            | 530企業等           |
| 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業の数    | 198企業             | 300社             |

#### 3 地域での健全育成の推進

| 指標名  | 計画策定時<br>(令和5年度末)      | 目標値<br>(令和11年度末) |
|--|------------------------|------------------|
| 副読本等を活用し環境問題を探究した小学校の割合                                | 98.3%                  | 100%             |
| 放課後児童クラブへ登録できなかった児童数(待機児童数(5月1日現在))                    | 91人<br>(令和5年5月1日)      | 0人               |
| ぎふ木遊館入館者数(累計)  | 138,541人               | 438,541人         |
| 学校運営協議会又は学校運営協議会の類似の仕組みを設置している学校の割合                    | 小学校 88.4%<br>中学校 85.3% | 小学校95%<br>中学校90% |
| 岐阜県や自分の住んでいる地域の魅力を伝えることができる高校生の割合                      | 60.1%                  | 80%              |
| こども・子育て家庭応援キャンペーン事業参加店舗数(ぎふっこカード、ぎふっこカードプラス等の参加店舗数の合計) | 9,788店舗                | 12,000店舗         |
| 地域でこどもを支える人向けの講座の参加者数(累計)                              | -                      | 1,000人           |

## 第7章 計画の推進体制

青少年の育成支援のための施策を総合的かつ効果的に推進していくため、県においては全庁体制で取り組むとともに、市町村や国、そして（公社）岐阜県青少年育成県民会議をはじめとする民間団体等と緊密な連携を図り、県民と行政が一体となった取組を進めます。

### ◇県の推進体制

知事部局の関係部課や教育委員会、警察本部と緊密な連携を図り、全庁的に計画を推進するとともに、青少年の育成支援のための施策を総合的・体系的に進めます。

また、有識者等で構成される「岐阜県青少年育成審議会」をはじめ、県民等の提言や意見等を施策の推進に反映させていきます。

### ◇市町村、国等との連携

住民にとって最も身近な自治体である市町村においても、この計画に呼応した取組が推進されるよう、県は情報提供や必要な支援を行うとともに、相互の連携・協力を一層深め、効果的な取組の展開を図ります。

また、国、他都道府県と緊密な連携を図りながら、各種施策を推進します。

### ◇事業者、団体、NPO等との連携

（公社）岐阜県青少年育成県民会議をはじめ、各市町村の市町村民会議、NPO、ボランティア団体、企業等との連携・協力を一層深め、社会全体での青少年の育成支援の機運醸成と効果的な取組の展開を図ります。また、こども・若者に対する支援をより効果的かつ円滑に実施するため、「岐阜県子ども・若者支援地域協議会」や「岐阜県青少年育成支援協議会」をはじめとする関係団体等と連携・協働した取組を進めるとともに、これら関係機関とのネットワークづくりを推進していきます。

#### ○（公社）岐阜県青少年育成県民会議について

##### 【概要】

「大人が変われば、子どもも変わる」のスローガンのもと、青少年の健全育成をめざした活動に取り組む。県内各市町村に組織される「青少年育成市町村民会議」をはじめ、約230の団体及び個人会員により構成。

##### 【主な取組】

- ・岐阜県青少年健全育成県民大会の開催
- ・少年の主張岐阜県大会の実施
- ・地域のおじさん・おばさん運動の実施
- ・ネット安全・安心ぎふコンソーシアム事業

岐阜県青少年健全育成条例

昭和35年11月10日条例第37号  
最終改正 令和 7年 3月25日条例第 5号

- 第1章 総則（第1条―第6条）
- 第2章 青少年の健全な育成に関する施策（第7条・第8条）
- 第3章 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の防止（第9条―第30条）
- 第4章 インターネット利用環境の整備（第31条―第31条の5）
- 第5章 テレホンクラブ等営業に係る利用カードの販売、広告等の規制（第32条―第40条）
- 第6章 岐阜県青少年育成審議会（第41条―第44条）
- 第7章 雑則（第45条―第47条）
- 第8章 罰則（第48条―第56条）
- 付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、青少年の健全な育成に関し、基本理念及び県等の責務を明らかにし、並びに県が実施する施策の基本となる事項を定めるとともに、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止することにより、青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 青少年 18歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、後見人その他の者で青少年を現に監護する者をいう。
- (3) 興行 映画、演劇、演芸及び見せ物をいう。
- (4) 図書類 書籍、雑誌、絵画、写真及び映写用フィルム、録音盤、磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク、光磁気ディスクその他の映像又は音声記録された物をいう。
- (5) 自動販売機 物品を販売するための機器で、物品の販売に従事する者と客とが直接に対面（電気通信設備を用いて送信された画像によりモニターの画面を通して行うものを除く。）をする方法によらずに、当該機器に収

納された物品を販売することができるものをいう。

- (6) 自動貸出機 物品を貸し付けるための機器で、物品の貸付けに従事する者と客とが直接に対面（電気通信設備を用いて送信された画像によりモニターの画面を通して行うものを除く。）をする方法によらずに、当該機器に収納された物品を貸し付けることができるものをいう。
- (7) 広告物 屋外又は屋内で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、又は表示されたものをいう。
- (8) 有害役務提供営業 店舗型有害役務提供営業及び無店舗型有害役務提供営業をいう。
- (9) 店舗型有害役務提供営業 次のいずれかに該当する営業で、客の性的好奇心をそそるおそれがあるもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風適法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業又は同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業に該当するものを除く。）をいう。
  - イ 店舗を設け、専ら異性の客に接触し、又は接触させる役務を提供する営業
  - ロ 店舗を設け、業務に従事する者を専ら異性の客に同伴させる役務を提供する営業
  - ハ 店舗を設け、専ら異性の客と会話をし、又は専ら異性の客に遊興をさせる役務を提供する営業
  - ニ 店舗を設け、専ら異性の客に姿態を見せる役務を提供する営業
  - ホ 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で客に接する業務に従事する者が専ら異性の客に接するもののうち、次のいずれかに該当するもの
    - (1) 客に接する業務に従事する者が、性的好奇心をそそるおそれがある衣服として規則で定めるものを着用するもの
    - (2) 客に接する業務に従事する者が、青少年が客に接する業務に従事していることを連想させる衣服として規則で定めるものを着用するもの
    - (3) 青少年が客に接する業務に従事していることを明示し、又は連想させる文字、番号、記号その他の符号、映画、写真その他の映像又は絵画として規則で

定めるものを当該営業に係る営業所の名称又は広告若しくは宣伝に用いるもの

- (10) 無店舗型有害役務提供営業 次のいずれかに該当する営業で、客の性的好奇心をそそるおそれがあるもの（店舗型有害役務提供営業又は風適法第2条第7項に規定する無店舗型風俗特殊営業に該当するものを除く。）をいう。
- イ 専ら異性の客に接触し、又は接触させる役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの
- ロ 業務に従事する者を専ら異性の客に同伴させる役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの
- ハ 専ら異性の客と会話をし、又は専ら異性の客に遊興をさせる役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの
- ニ 専ら異性の客に姿態を見せる役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの
- (11) テレホンクラブ等営業 風適法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。
- (12) 利用カード テレホンクラブ等営業に関して提供する役務の数量に応ずる対価を得る目的を持って発行する文書その他の物品をいう。

#### (基本理念)

**第3条** 青少年の健全な育成は、青少年が、社会の一員としての使命及び役割を自覚し、夢や目標を持って心身ともに健やかに成長するよう、家庭、学校、地域社会等の構成員の役割及び責任についての自覚とこれに基づく連携の下に行われなければならない。

#### (県の責務)

- 第4条** 県は、前条の基本理念にのっとり、青少年の健全な育成に関する施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。
- 2 県は、市町村が行う青少年の健全な育成に関する施策を支援するとともに、この条例の施行に関し市町村と密接な連携を図るものとする。
- 3 県は、青少年の健全な育成に関する調査、研

究及び情報の収集に努めるとともに、県民及び関係機関に対して必要な情報を提供しなければならない。

#### (県民の責務)

- 第5条** すべて県民は、常に青少年の健全な育成を図るよう努めなければならない。
- 2 家庭を構成する者は、家庭が青少年の人格の形成にとって基本的役割を担うことにかんがみ、青少年が心身ともに健やかに成長するよう、愛情と理解をもつてその育成に努めなければならない。
- 3 地域社会を構成する住民は、青少年が主体的に参加できる社会活動の機会を提供し、青少年に社会の一員としての使命及び役割を自覚させるよう努めなければならない。
- 4 学校及び職場の関係者その他青少年の育成に携わる者は、その職務又は活動に関し、地域住民と連携して青少年の健全な育成に努めなければならない。

#### (事業者の責務)

**第6条** 事業者は、事業活動を行うに当たっては、その社会的責任を自覚し、青少年の健全な育成に配慮するよう努めなければならない。

## 第2章 青少年の健全な育成に関する施策

#### (青少年健全育成計画)

- 第7条** 知事は、青少年の健全な育成に関する施策についての計画（以下「青少年健全育成計画」という。）を定めなければならない。
- 2 青少年健全育成計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 青少年及びその団体が行う健全な活動に関する事項
- (2) 青少年の健全な育成のために県民及び青少年健全育成団体が行う活動に関する事項
- (3) 青少年を取り巻く社会環境の整備と非行の防止に関する事項
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、青少年の健全な育成に関し必要な事項
- 3 知事は、青少年健全育成計画を定めるに当たっては、あらかじめ岐阜県青少年育成審議会及び県民の意見を聴かななければならない。
- 4 知事は、青少年健全育成計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、青少年健全育成計画の変更について準用する。

(優良興行等の推奨)

**第8条** 知事は、興行又は図書類の内容が青少年の健全な育成に有益であると認めるときは、これを推奨することができる。

**第3章 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の防止**

(業者の自主規制)

**第9条** 興行を主催し、図書類を取り扱う者その他この章の規定の適用を受ける業者は、県の行う青少年の健全な育成に関する施策に協力するとともに、相互に協力して自主的な規制措置を講じることにより、青少年の健全な育成を阻害することのないように努めなければならない。

(有害興行の指定等)

**第10条** 知事は、興行の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該興行を有害興行として指定するものとする。

- (1) 著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの
- (2) 著しく残忍性を助長し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの
- (3) 著しく犯罪又は自殺を誘発し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの

2 知事は、有害興行を指定したときは、その旨及び理由を一般に公示するとともに同種の興行を行う興行場を経営する者及び当該興行を主催する者（以下「興行者」と総称する。）に通知しなければならない。ただし、通知することができない場合又は困難な場合は、この限りでない。

3 興行者は、第1項の規定により指定を受けた興行を行うときは、入場しようとする者の見やすい箇所に指定のあった旨及び青少年の観覧を禁ずる旨を当該興行を行う期間掲示し、当該興行を青少年に観覧させてはならない。

4 知事は、第1項の規定により指定した興行の内容が同項に規定する理由に該当しなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消さなければならない。

5 第2項の規定は、前項の規定により指定を取り消した場合に準用する。

(有害図書類等の指定等)

**第11条** 知事は、図書類又はがん具その他これに類する物（以下「がん具等」という。）の内容、形状、構造、機能等が前条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類

又はがん具等を有害図書類又は有害がん具等（以下「有害図書類等」という。）として指定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、有害図書類等とする。

(1) 書籍又は雑誌で、特に卑わいな姿態若しくは性行為を被写体とした写真又はこれらを描写した絵が、規則で定めるところにより知事が指定した内容のものと認められる刊行物のうち、当該写真又は絵を掲載する紙面（表紙を含む。）が10ページ以上又は編集紙面の10分の1以上を占めるもの

(2) 映像が記録された磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク又は光磁気ディスクで、特に卑わいな姿態又は性行為の描写の場面が、規則で定めるところにより知事が指定した内容のものと認められるもののうち、当該場面の描写の時間が合わせて3分を超えるもの又は当該場面の数が10以上若しくは総場面数の10分の1以上であるもの

(3) 図書類又はがん具等（以下「図書類等」という。）で、その表紙又は包装箱その他の包装の用に供されている物に掲載する特に卑わいな姿態若しくは性行為を被写体とした写真又はこれらを描写した絵が、規則で定めるところにより知事が指定した内容のものと認められるもの

(4) がん具等で、次のいずれかに該当するものイ 使用済みの下着である旨の表示をし、又はこれと誤認される表現若しくは形態を用いて、包装箱その他の物に収納されているものロ 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供するものであつて、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの

3 知事は、第1項の規定により有害図書類等を指定したときは、その旨及び理由を一般に公示するとともに図書類等を販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させることを業とする者（以下「図書類等取扱業者」という。）に通知しなければならない。ただし、通知することができない場合又は困難な場合は、この限りでない。

4 知事は、第2項の規定により写真若しくは絵又は描写の場面（以下「写真等」という。）の内容を指定したときは、その旨及び理由を一般に公示しなければならない。

(有害指定図書類等の供覧の禁止等)

**第12条** 何人も、前条第1項の規定により指定を受けた有害図書類等及び同条第2項の規定により指定を受けた内容を有する有害図書類等

(以下「有害指定図書類等」と総称する。)を、青少年に見せ、聞かせ、読ませ、又は使用させてはならない。

- 2 図書類等取扱業者は、有害指定図書類等を青少年(当該営業に関し成年者と同一の能力を有する者を除く。第17条及び第20条から第22条の2までにおいて同じ。)に販売し、配付し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させてはならない。

#### (有害指定図書類等の陳列方法等)

**第13条** 図書類等取扱業者は、有害指定図書類等を陳列するときは、当該有害指定図書類等を他の図書類等と区分し、営業所の屋内の容易に監視することのできる場所に置き、及び規則で定めるところにより青少年の目にふれないような方法をとらなければならない。

- 2 知事は、前項の規定に違反している者に対し、期限を定めて、その状態を除去するために必要な限度において、有害指定図書類等の陳列の場所を変更し、又はその陳列の方法を改善すべきことを勧告することができる。
- 3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

#### (自動販売機等管理者の設置等)

**第14条** 自動販売機又は自動貸出機(以下「自動販売機等」という。)により図書類その他規則で定めるものを販売し、又は貸し付けることを業とする者(以下「自動販売機等業者」という。)は、自動販売機等ごとに、当該自動販売機等の管理を行う者(以下「自動販売機等管理者」という。)を置かななければならない。ただし、自動販売機等業者が当該自動販売機等の設置場所と同一の市町村内に住所を有し、当該自動販売機等を自ら適正に管理することができる場合は、この限りでない。

- 2 自動販売機等管理者は、当該自動販売機等の設置場所と同一の市町村内に住所を有し、当該自動販売機等の管理を適正に行うことができる者でなければならない。
- 3 自動販売機等業者は、自動販売機等を利用して販売又は貸し付けを開始する前に、自動販売機等ごとに、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項(第1項ただし書の規定により自動販売機等管理者を置かない場合は、第1号、第2号及び第4号に掲げる事項)を知事に届け出なければならない。
  - (1) 自動販売機等業者の住所及び氏名又は名称

- (2) 自動販売機等の設置場所
  - (3) 自動販売機等管理者の住所及び氏名又は名称
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 4 前項の届出事項のうち規則で定める事項に変更を生じた場合においては、同項の届出をした者は、その変更を生じた日から15日以内に、当該事項を、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。
  - 5 第3項の規定による届出をした自動販売機等業者は、その届出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは、その廃止をした日から15日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

#### (自動販売機等への表示)

**第15条** 自動販売機等業者は、自己の住所、氏名又は名称その他規則で定める事項を、自動販売機等が見やすい場所に表示しなければならない。

#### (自動販売機等への有害指定図書類等の収納禁止)

**第16条** 自動販売機等業者は、有害指定図書類等を自動販売機等に収納してはならない。ただし、次に掲げる場所(以下「青少年入場禁止場所」という。)に自動販売機等を設置している場合は、この限りでない。

- (1) 風適法第2条第1項に規定する風俗営業(同項第5号に規定する営業を除く。)、同条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業及び同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業に係る営業所
  - (2) 第10条第1項の規定により指定された有害興行を行う場所
- 2 自動販売機等業者又は自動販売機等管理者は、現に自動販売機等に収納されている図書類等が有害指定図書類等となつたときは、直ちに当該有害指定図書類等を撤去しなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

#### (有害刃物等の指定等)

**第17条** 知事は、刃物(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第2条第2項に規定する刀剣類を除く。)及びがん具(以下「刃物等」と総称する。)の構造が人体に危害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該刃物等を有害刃物等として指定することができる。

- 2 刃物等の販売を業とする者は、前項の規定により指定を受けた刃物等を青少年に販売し、又は配付してはならない。
- 3 知事は、有害刃物等を指定したときは、その旨及び理由を一般に公示するとともに刃物又はがん具の販売を業とする者に通知しなければならない。ただし、通知することができない場合又は困難な場合は、この限りでない。

#### (有害広告物の撤去等)

**第18条** 知事は、広告物の内容が著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、その広告主又は管理者に対し、当該広告物の撤去又はその内容の変更を命ずるものとする。

#### (有害広告文書等の指定等)

**第19条** 知事は、図書類等に係る広告を目的とする文書、図画その他これらに類するもの（以下「広告文書等」という。）の内容が第10条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告文書等を有害広告文書等として指定するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる広告文書等は、有害広告文書等とする。
  - (1) 特に卑わいな姿態若しくは性行為を被写体とした写真又はこれらを描写した絵で、規則で定めるところにより知事が指定した内容のものとして認められるものを掲載しているもの
  - (2) 第11条第2項第4号ロに該当するがん具等を被写体とした写真又は描写した絵を掲載しているもの
- 3 何人も、有害広告文書等を青少年に配布してはならない。
- 4 何人も、有害広告文書等を戸別に配布してはならない。ただし、規則で定める方法による場合にあつては、この限りでない。

#### (有害役務提供営業を営む者の禁止行為)

**第19条の2** 店舗型有害役務提供営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 青少年を客に接する業務に従事させること。
- (2) 青少年を営業所に客として立ち入らせること。

2 無店舗型有害役務提供営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 青少年を客に接する業務に従事させること。

- (2) 受付所（第2条第10号イからニまでに規定する役務の提供以外の客に接する業務を行うための施設をいう。以下同じ。）を設けて営む場合にあつては、青少年を受付所に客として立ち入らせること。
- (3) 青少年を客とすること。

#### (有害役務提供営業に係る勧誘行為等の禁止)

**第19条の3** 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 青少年に対し、有害役務提供営業の客に接する業務に従事するよう勧誘すること。
- (2) 青少年に対し、有害役務提供営業の客となるよう勧誘すること。
- (3) 青少年に対し、有害役務提供営業の名称等が記載された文書、図画その他の物品（以下「有害役務提供営業宣伝文書等」という。）を頒布すること。
- (4) 有害役務提供営業の客に接する業務に従事するよう青少年に勧誘させること。
- (5) 有害役務提供営業の客となるよう青少年に勧誘させること。
- (6) 有害役務提供営業宣伝文書等を青少年に頒布させること。

#### (有害役務提供営業に係る青少年の立入禁止の掲示等)

**第19条の4** 有害役務提供営業を営む者（受付所を設けずに無店舗型有害役務提供営業を営む者を除く。）は、営業所（受付所を設けて無店舗型有害役務提供営業を営む者にあつては、受付所）の立ち入ろうとする者の見やすい場所に、青少年の立入りを禁ずる旨を掲示しなければならない。

2 有害役務提供営業を営む者は、当該有害役務提供営業につき広告又は宣伝をするときは、次の各号に掲げる有害役務提供営業の区分に応じ、当該各号に定める事項を明らかにしなければならない。

- (1) 店舗型有害役務提供営業 営業所への青少年の立入りを禁ずる旨
- (2) 無店舗型有害役務提供営業 次に掲げる事項
  - イ 青少年が無店舗型有害役務提供営業の客となることを禁ずる旨
  - ロ 受付所を設ける場合にあつては、受付所への青少年の立入りを禁ずる旨

#### (有害役務提供営業に係る従業者名簿)

**第19条の5** 有害役務提供営業を営む者は、営

業所ごと（無店舗型有害役務提供営業を営む者にあつては、事務所（事務所がない場合にあつては、当該営業を営む者の住居））に、従業者名簿を備え、これに当該有害役務提供営業に従事する者の氏名、生年月日、住所その他の規則で定める事項を記載しなければならない。

#### （有害役務提供営業を営む者に対する措置命令等）

- 第19条の6** 知事は、有害役務提供営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該有害役務提供営業に関し、第19条の2から前条までの規定に違反したときは、当該有害役務提供営業を営む者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 2 知事は、有害役務提供営業を営む者が前項の規定による命令に違反したときは、当該有害役務提供営業を営む者に対し、6月を超えない範囲内で期間を定めて当該有害役務提供営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- 3 知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表するものとする。

#### （聴聞の特例）

- 第19条の7** 知事は、前条第2項の規定により有害役務提供営業の停止を命じようとするときは、岐阜県行政手続条例（平成7年岐阜県条例第36号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

#### （質物の受入れの制限）

- 第20条** 質屋営業法（昭和25年法律第158号）第1条第2項に規定する質屋（以下「質屋」という。）は、青少年から同条第1項に規定する物品を質に取り、金銭を貸し付けてはならない。ただし、当該青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められる場合は、この限りでない。

#### （古物の買受け等の制限）

- 第21条** 古物営業法（昭和24年法律第108号）第2条第2項第1号に規定する古物営業を営む者（以下「古物商」という。）は、青少年から同条第1項に規定する古物（第27条に規定する下着を除く。）を買い受け、又は売却の委託を受けてはならない。ただし、当該青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められる場合は、この限りでない。

#### （金銭の貸付け等の制限）

- 第22条** 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第2項に規定する貸金業者は、青少年に金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）をしてはならない。ただし、当該青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められる場合は、この限りでない。

#### （使用済金属類の買受け等の制限）

- 第22条の2** 岐阜県使用済金属類営業に関する条例（平成25年岐阜県条例第28号）第2条第3項に規定する使用済金属類取引業者（以下「使用済金属類取引業者」という。）は、青少年から同条第1項に規定する使用済金属類を買い受け、又は売却の委託を受けてはならない。ただし、当該青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められる場合は、この限りでない。

#### （みだらな性行為等の禁止）

- 第23条** 何人も、青少年に対して、みだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。
- 2 何人も、青少年に対して、前項の行為を教え、又は見せてはならない。

#### （児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止）

- 第23条の2** 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同法第7条第2項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。第51条第2号において同じ。）の提供を求めてはならない。

#### （入れ墨の禁止）

- 第24条** 何人も、正当な理由がある場合を除くほか、青少年に対し、入れ墨を施し、入れ墨を受けることを強要し、若しくは勧誘し、又はこれらの行為の周旋をしてはならない。

#### （場所の提供及び周旋の禁止）

- 第25条** 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知つてその場所を提供し、又は周旋してはならない。

- (1) 第23条に規定する行為
- (2) 前条に規定する行為
- (3) トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー（塗料の粘度を減少させるために使用される有機溶剤をいう。）、接着剤、塗料若しくは閉そく用若しくはシーリング用の充てん料の不健全な使用
- (4) 飲酒又は喫煙

#### （勧誘行為の禁止）

**第26条** 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 接待をして客に飲食をさせる営業（風適法第2条第1項第1号に該当する営業に限る。次号において同じ。）において客の接待をさせる業務に従事するように勧誘すること。
- (2) 接待をして客に飲食をさせる営業の客となるように勧誘すること。
- (3) 性風俗関連特殊営業（風適法第2条第6項及び第7項に該当する営業に限る。）において客に接する業務に従事するよう勧誘すること。

#### （使用済み下着の買受け等の禁止）

**第27条** 何人も、青少年から青少年が使用した下着（青少年がこれに該当すると称したものを含む。）を買受け、その売却の委託を受け、若しくは青少年に対してその売却の相手方を紹介し、又はこれらの行為が行われることを知つて、そのための場所を提供してはならない。

#### （深夜外出の制限）

**第28条** 保護者は、深夜（午後10時から翌日の午前4時までの間をいう。以下同じ。）にその監護に係る青少年を外出させないように努めなければならない。ただし、自ら同伴し、又は成年者に委託して同伴させる場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

#### （深夜における連出し等の禁止）

**第29条** 何人も、保護者の同意又は委託を受ける等正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

#### （深夜における施設への入場の制限）

**第30条** 次に掲げる営業（風適法第2条に規定する風俗営業等に該当するものを除く。）を営む者は、保護者同伴の場合を除くほか、深夜に

において当該営業を行う施設に青少年を入場させてはならない。

- (1) 硬貨又はメダルを投入することによつて作動する遊技機を設置して、客に遊技をさせる営業
  - (2) 設備を設けて客に玉突きを行わせる営業
  - (3) 個室を設けて当該個室において客に専用装置による伴奏音楽等に合わせて歌唱をさせる営業
  - (4) 設備を設けて客に主に図書類の閲覧若しくは視聴又はインターネットの利用を行わせる営業（図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館を除く。）
- 2 前項に規定する営業を営む者は、深夜において営業を行う場合は、当該営業に係る施設へ入場しようとする者の見やすい箇所に、深夜は青少年の入場を禁ずる旨を掲示しなければならない。

## 第4章 インターネット利用環境の整備

### （インターネットの利用に係る保護者等の責務）

**第31条** 保護者並びに学校及び職場の関係者その他青少年の育成に携わる者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、インターネットがその利用により青少年有害情報（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）第2条第3項に規定する青少年有害情報をいう。以下同じ。）を容易かつ大量に入手できる特性を有することに鑑み、青少年有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することを防止するよう努めるとともに、青少年の青少年有害情報に関する健全な判断能力の育成が図られるよう啓発及び教育に努めなければならない。

2 インターネットを利用することができる端末設備（以下「端末設備」という。）を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、青少年インターネット環境整備法第2条第9項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェア（以下「フィルタリングソフトウェア」という。）の活用その他適切な方法により、青少年有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することを防止するよう努めなければならない。

3 端末設備の販売、頒布又は貸付けを業とする

者及び特定電気通信役務提供者（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号）第2条第4号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）は、その事業活動を行うに当たっては、フィルタリングソフトウェアに関する情報その他の青少年がインターネットの利用により青少年有害情報を閲覧し、又は視聴することを防止するために必要な情報を提供するよう努めなければならない。

#### （携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明義務等）

**第31条の2** 青少年インターネット環境整備法第13条第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という。）は、青少年インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務（以下「携帯電話インターネット接続役務」という。）の提供に関する契約（青少年インターネット環境整備法第13条第1項に規定する既契約の変更を内容とする契約又は既契約の更新を内容とする契約にあつては、当該既契約の相手方若しくは当該既契約に係る青少年インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話端末等（以下「携帯電話端末等」という。）の変更又は青少年インターネット環境整備法第15条ただし書きの青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出（以下「フィルタリングサービス不要申出」という。）を伴うものに限る。以下同じ。）を締結しようとする相手方が青少年である場合にあつては当該青少年に対し、当該契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であり、かつ、当該契約を締結しようとする相手方がその青少年の保護者である場合にあつては当該保護者に対し、青少年インターネット環境整備法第14条各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項について説明するとともに、その内容を記載した書面を交付しなければならない。

#### （フィルタリングサービス不要申出に係る書面の提出等）

**第31条の3** 保護者は、フィルタリングサービス不要申出をするときは、その監護に係る青少年が就労している場合において青少年インターネット環境整備法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービス（以下「フィルタリングサービス」という。）を利用

することにより当該青少年の業務に著しい支障が生ずることその他の規則で定める正当な理由その他規則で定める事項を記載した書面を青少年インターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者（以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者」という。）に提出しなければならない。

- 2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前項の規定による書面の提出があつたときに限り、フィルタリングサービスの利用を条件としない携帯電話インターネット接続役務を提供することができる。
- 3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前項の規定による携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約を締結した場合には、当該契約を締結した日から当該契約が終了する日又は当該契約に係る携帯電話端末等を使用する青少年が18歳に達する日のいずれか早い日までの間、第1項の書面若しくはその写し又は当該書面に記載された事項のうち同項に規定する記載事項が記載され、若しくは記録された書面若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を保存しなければならない。
- 4 前3項の規定は、青少年インターネット環境整備法第16条ただし書きの規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をする場合について準用する。この場合において、第1項中「青少年インターネット環境整備法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービス（以下「フィルタリングサービス」という。）を利用する」とあるのは「青少年インターネット環境整備法第16条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置（以下「フィルタリング有効化措置」という。）を講ずる」と、「青少年インターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者（以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者」という。）」とあるのは、「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」と、第2項中「前項」とあるのは「第4項において読み替えて準用する前項」と、「フィルタリングサービスの利用を条件としない携帯電話インターネット接続役務を提供する」とあるのは「フィルタリング有効化措置を講じない青少年インターネット環境整備法第16条に規定する特定

携帯電話端末等（以下「特定携帯電話端末等」という。）を販売すると、第2項及び第3項中「携帯電話インターネット接続役務提供事業者」とあるのは「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」と、第3項中「前項の規定による」とあるのは「第4項において読み替えて準用する前項の規定により販売する特定携帯電話端末等に係る」と、「第1項」とあるのは「第4項において読み替えて準用する第1項」と読み替えるものとする。

**（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対する勧告等）**

- 第31条の4** 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が第31条の2又は前条第2項若しくは第3項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。
- 3 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、あらかじめ意見を述べる機会を与えなければならない。

**（携帯電話端末等の利用に係る保護者及び県の責務）**

- 第31条の5** 保護者は、第31条の趣旨を踏まえ、青少年インターネット環境整備法第14条及び第31条の2の規定による携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明の内容について理解するよう努めるとともに、その監護に係る青少年の携帯電話端末等の使用に当たっては、そのインターネットの利用の状況を適切に把握し、当該青少年とともに遵守すべき事項を定める等インターネットの適切な利用の確保に努めなければならない。
- 2 県は、青少年インターネット環境整備法第14条及び第31条の2の規定による携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明が円滑かつ適切に行われるよう普及啓発に努めるとともに、第31条の趣旨を踏まえ、保護者、青少年、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等その他青少年の育成に携わる者に対し、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

**第5章 テレホンクラブ等営業に係る利用カードの販売、広告等の規制**

**（利用カード販売所等の届出）**

**第32条** 利用カードを販売しようとする者又はその者から利用カードの販売について委託を受けた者は、販売を開始する日の15日前までに、利用カードを販売する場所（以下「利用カード販売所」という。）ごとに、公安委員会規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。

- (1) 住所及び氏名又は名称並びに法人にあつてはその代表者の氏名
  - (2) 利用カード販売所の名称及び所在地
  - (3) 販売する利用カードにより役務の提供を受けることができるテレホンクラブ等営業を営む場所（以下「テレホンクラブ等営業所」という。）の名称及び所在地
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その変更を生じた日から15日以内に、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。
- 3 第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る利用カード販売所を廃止したときは、その廃止をした日から15日以内に、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

**（青少年に対する利用カードの販売の禁止等）**

**第33条** 何人も、青少年に対し、利用カードを販売し、頒布し、交換し、贈与し、又は貸与してはならない。

- 2 利用カードを販売する者又はその者から利用カードの販売について委託を受けて利用カードを販売する者（以下「利用カード販売者等」という。）は、青少年を利用カードの販売業務に従事させてはならない。
- 3 利用カード販売者等は、青少年の利用カードの購入を禁ずる旨及び青少年に対する利用カードの販売、頒布、交換、贈与又は貸与を禁ずる旨を、その届出に係る利用カード販売所の見やすい場所に表示しなければならない。

**（利用カードの自動販売機の設置の禁止）**

**第34条** 何人も、青少年入場禁止場所を除き、利用カードの自動販売機を設置してはならない。

#### (テレホンクラブ等営業の広告の規制)

**第35条** 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、テレホンクラブ等営業を営む者については、この限りでない。

- (1) テレホンクラブ等営業所の名称、所在地若しくは電話番号（インターネットにおけるホームページアドレスを含む。以下同じ。）又はテレホンクラブ等営業所を利用するための案内を行う営業所の電話番号（以下「テレホンクラブ等営業所の名称等」という。）が掲載された広告物を掲出し、又は表示すること。ただし、青少年入場禁止場所において外部から見えない場所に掲出され、又は表示される広告物を除く。
- (2) テレホンクラブ等営業所の名称等が記載された文書、図画その他の物品（以下「テレホンクラブ等営業宣伝文書等」という。）を風適法第31条の13第1項及び第31条の18第1項において準用する風適法第28条第5項第1号に規定する広告制限区域等（以下「広告制限区域等」という。）において頒布し、又は戸別に配布すること。
- (3) テレホンクラブ等営業宣伝文書等を広告制限区域等以外の地域において青少年に頒布し、又は青少年が居住している住居に配布すること。

#### (利用カードの販売の広告の規制)

**第36条** 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 利用カードを販売する旨を明示した場所及び電話番号が掲載された広告物を掲出し、又は表示すること。ただし、青少年入場禁止場所において外部から見えない場所に掲出され、又は表示される広告物及び第32条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係る利用カード販売所の建物に掲出され、又は表示される広告物を除く。
- (2) 利用カードを販売する旨を明示した場所及び電話番号が記載された文書、図画その他の物品（以下「利用カード宣伝文書等」という。）を広告制限区域等において頒布し、又は戸別に配布すること。
- (3) 利用カード宣伝文書等を広告制限区域等以外の地域において青少年に頒布し、又は青少年が居住している住居に配布すること。

#### (指示等)

**第37条** 公安委員会は、前2条の規定に違反した者に対し、当該広告物、テレホンクラブ等営

業宣伝文書等及び利用カード宣伝文書等（以下「広告物等」という。）の除去その他必要な措置を指示することができる。

- 2 公安委員会は、前項の規定により必要な措置を指示しようとする場合において、当該広告物等を掲出し、表示し、頒布し、又は配布した者を確知することができないときは、これらの措置を警察職員に行わせることができる。

#### (保護者の責務)

**第38条** 保護者は、その監護に係る青少年に、テレホンクラブ等営業所へ電話をかけさせ、若しくは立ち入らせ、又はテレホンクラブ等営業宣伝文書等若しくは利用カード宣伝文書等を受け取らせないように努めなければならない。

#### (利用カードの販売の停止)

**第39条** 公安委員会は、利用カード販売者等若しくはその代理人、使用人その他の従業者が、利用カードの販売に関し、この条例に規定する罪、刑法（明治40年法律第45号）第175条若しくは第183条の罪、売春防止法（昭和31年法律第118号）第2章に規定する罪若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律に規定する罪に当たる違法な行為をしたとき、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条第1項第6号若しくは第9号の規定若しくは労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条第1項若しくは第61条第1項（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第44条第2項の規定により適用される場合を含む。）の規定のいずれかに違反する不正行為をしたとき、又は利用カード販売者等が第37条第1項の規定に基づく指示に従わなかったときは、当該利用カード販売者等に対し、当該利用カードの販売について、6月を超えない範囲内で期間を定めて当該利用カードの販売の全部又は一部の停止を命ずることができる。

#### (準用)

**第40条** 第19条の7の規定は、前条の規定による命令について準用する。この場合において、第19条の7中「知事」とあるのは、「公安委員会」と読み替えるものとする。

## 第6章 岐阜県青少年育成審議会

#### (設置)

**第41条** 知事の諮問に応じて、青少年の健全な育成に関する総合的施策の樹立につき必要な事項並びに第7条及び第44条に規定する事項を調査審議させるため、岐阜県青少年育成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

#### （組織等）

**第42条** 審議会は、知事が任命する委員20人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

**第43条** 前2条に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### （諮問等）

**第44条** 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、岐阜県青少年育成審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 第8条の規定により優良興行又は優良図書類を推奨しようとするとき。
  - (2) 第10条の規定により有害興行を指定し、又はこれを取り消そうとするとき。
  - (3) 第11条の規定により有害図書類等又は写真等の内容を指定しようとするとき。
  - (4) 第17条の規定により有害刃物等を指定しようとするとき。
  - (5) 第18条の規定により有害広告物の撤去又はその内容の変更を命じようとするとき。
  - (6) 第19条の規定により有害広告文書等を指定しようとするとき。
  - (7) 第19条の6の規定により有害役務提供営業に関する違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきこと又は有害役務提供営業の停止を命じようとするとき。
- 2 知事は、前項ただし書の規定により同項各号に規定する推奨、指定若しくは指定の取消し又は命令をしたときは、速やかにその旨を岐阜県青少年育成審議会に報告しなければならない。

## 第7章 雑則

#### （立入調査等）

**第45条** 知事は、この条例（第5章の規定を除く。）の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を

求め、又は知事の指定した者に、これらの者の事務所、営業所その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- (1) 興行場を経営する者又は興行を主催する者
- (2) 図書類等取扱業者（第10号に掲げる者を除く。）又は自動販売機等管理者
- (3) 刃物等の販売を業とする者
- (4) 広告物の広告主又は管理者
- (5) 有害役務提供営業を営む者
- (6) 質屋
- (7) 古物商
- (8) 貸金業者
- (9) 使用済金属類取引業者
- (10) 第30条第1項に規定する営業を営む者
- (11) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等

2 公安委員会は、第19条の2から第19条の6まで及び第5章の規定の施行に必要な限度において、有害役務提供営業を営む者及び利用カード販売者等に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に、これらの者の事務所、営業所その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前2項の規定により立入調査をする者は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入調査等は、必要最小限度において行うものであつて、関係者の正常な業務を不当に妨げてはならない。

5 第1項及び第2項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

#### （経過措置）

**第46条** この条例の規定に基づき規則を制定し、又は改廃する場合においては、規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

#### （委任）

**第47条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は公安委員会規則で定める。

## 第8章 罰則

**第48条** 第23条の規定に違反した者（青少年

を除く。)は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

**第49条** 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第19条の6第2項の規定による命令に従わなかった者
- (2) 第24条の規定に違反した者(青少年を除く。)
- (3) 第25条の規定に違反して同条第1号から第3号までに掲げる行為を行う場所を提供し、又は周旋した者(青少年(場所の提供又は周旋の営業に関し成年者と同一の能力を有する青少年で、当該営業として場所の提供又は周旋を行ったものを除く。))を除く。)
- (4) 第39条の規定による命令に従わなかった者

**第50条** 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第2項の規定に違反した者
- (2) 第16条の規定に違反した者
- (3) 第19条の2(第2項第3号に係る部分を除く。第55条において同じ。)の規定に違反した者

**第51条** 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第19条の3(第3号に係る部分を除く。第55条において同じ。)の規定に違反した者
- (2) 第23条の2の規定に違反した者で次のいずれかに該当するもの(青少年を除く。)
  - イ 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者
  - ロ 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者
- (3) 第26条の規定に違反した者
- (4) 第27条の規定に違反した者(青少年を除く。)
- (5) 第29条の規定に違反した者(青少年を除く。)

**第52条** 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 第10条第3項の規定に違反して青少年に有害興行を観覧させた者
- (2) 第13条第3項の規定による命令に従わな

かつた者

- (3) 第14条第3項の規定に違反した者又は同項の規定による届出について、虚偽の届出をした者
- (4) 第17条第2項の規定に違反した者
- (5) 第18条の規定による命令に従わなかった者
- (6) 第19条第3項の規定に違反した者
- (7) 第19条第4項の規定に違反した者
- (8) 第19条の5の規定に違反して、従業者名簿を備えず、又はこれに必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者
- (9) 第30条第1項の規定に違反した者
- (10) 第32条第1項の規定に違反した者又は同項の規定による届出について、虚偽の届出をした者
- (11) 第33条第1項の規定に違反した者
- (12) 第33条第2項の規定に違反した者
- (13) 第34条の規定に違反した者
- (14) 第37条第1項の規定による指示に違反した者

**第53条** 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 第19条の4の規定に違反した者
- (2) 第20条の規定に違反した者
- (3) 第21条の規定に違反した者
- (4) 第22条の規定に違反した者
- (5) 第22条の2の規定に違反した者
- (6) 第45条第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による資料の提出を拒み、若しくは虚偽の資料を提出した者
- (7) 第45条第1項若しくは第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者(有害役務提供営業を営む者又はその関係者に限る。)

**第54条** 次の各号のいずれかに該当する者は、科料に処する。

- (1) 第10条第3項の規定に違反して掲示をしなかつた者
- (2) 第14条第4項の規定に違反した者
- (3) 第15条の規定に違反した者
- (4) 第25条の規定に違反して同条第4号に掲げる行為を行う場所を提供し、又は周旋した者(青少年(場所の提供又は周旋の営業に関し成年者と同一の能力を有する青少年で、当該営業としての場所の提供又は周旋を行ったものを除く。))を除く。)

- (5) 第30条第2項の規定に違反した者
- (6) 第32条第2項の規定に違反した者
- (7) 第33条第3項の規定に違反した者

**第55条** 第19条の2、第19条の3、第23条又は第23条の2の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として第48条、第50条第3号又は第51条第1号若しくは第2号の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。

**第56条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、第48条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金又は科料の刑を科する。

**付 則**

この条例は、昭和36年4月1日から施行する。

**付 則** (昭和37年11月15日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和37年10月1日から適用する。

**付 則** (昭和39年3月24日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

**付 則** (昭和40年3月26日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和51年12月25日条例第43号)

- 1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (昭和52年10月20日条例第24号)

- 1 この条例は、昭和53年1月1日から施行する。
- 2 この条例施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (昭和54年3月22日条例第1号)

- 1 この条例は、昭和54年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に自動販売機により改正後の岐阜県青少年保護育成条例（以下「改正後の条例」という。）第6条の4第1項に規定する図書その他規則で定めるものを販売している者については、その者を同項の規定が適用さ

れる自動販売機業者とみなし、改正後の条例を適用する。この場合においては、同項中「販売を開始する前に」とあるのは、「昭和54年7月31日までに」とする。

**3** この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (昭和58年3月25日条例第6号)

この条例は、昭和58年6月1日から施行する。

**附 則** (平成4年3月30日条例第6号)

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

**附 則** (平成5年12月27日条例第30号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に自動貸出機により改正後の岐阜県青少年保護育成条例（以下「改正後の条例」という。）第6条の4第1項に規定する図書類その他規則で定めるものを貸し付けている者については、その者を同項に規定する自動販売機等業者とみなして、改正後の条例を適用する。この場合において、同条第3項中「販売又は貸付けを開始する前に」とあるのは、「平成6年4月30日までに」とする。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の岐阜県青少年保護育成条例第6条の4第1項の規定による届出をしている者は、改正後の条例第6条の4第3項の規定にかかわらず、同条第1項ただし書の規定により自動販売機等管理者を置かない場合を除き、平成6年4月30日までに、規則で定めるところにより、同条第3項第3号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成7年10月9日条例第34号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年1月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現にテレホンクラブ等営業を営んでいる者については、改正後の第15条の5第1項に規定するテレホンクラブ等営業を営もうとする者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条第1項中「営業を開始する日の30日前までに」とあるのは、「平成8年1月31日までに」とする。
- 3 前項の規定により届出を行った者については、この条例の施行の日（以下「施行日」とい

う。)から平成9年12月31日までの間は、改正後の第15条の6第1項の規定は適用しない。

- 4 この条例の施行の際現に自動販売機により利用カードを販売している者については、改正後の第15条の9第1項に規定する利用カードを販売しようとする者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条第1項中「販売を開始する日の15日前までに」とあるのは、「平成8年1月31日までに」とする。
- 5 前項の規定により届出を行った者については、営業禁止区域内又は屋外で利用カードを販売している場合は施行日から平成8年3月31日までの間、営業禁止区域外の屋内で利用カードを販売している場合は施行日から平成12年12月31日までの間は、改正後の第15条の8の規定は適用しない。
- 6 この条例の施行の際現に表示されているテレホンクラブ等営業所の名称等に係る広告物については、施行日から平成8年3月31日までの間は、改正後の第15条の10第1項の規定は適用しない。

**附 則** (平成9年12月26日条例第20号)  
この条例は、平成10年4月1日から施行する。

**附 則** (平成10年10月9日条例第28号)  
この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の6第1項第1号の改正規定は、平成10年11月1日から施行する。

**附 則** (平成10年12月25日条例第35号)  
この条例は、平成11年4月1日から施行する。  
(後略)

**附 則** (平成11年10月7日条例第26号)  
この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成11年11月規則第124号で、同11年11月1日から施行)

**附 則** (平成12年3月24日条例第39号抄)  
**(施行期日)**  
1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。  
**(経過措置)**  
2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成13年3月23日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成13年12月21日条例第47号)  
**(施行期日)**

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成14年2月規則第6号で、同14年4月1日から施行)

**(経過措置)**

2 この条例の施行の際現に利用カードを販売している者又はその者から委託を受けて現に利用カードを販売している者については、改正後の第15条の4第1項に規定する利用カードを販売しようとする者又はその者から利用カードの販売について委託を受けた者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条第1項中「販売を開始する日の15日前までに」とあるのは、「平成14年7月20日までに」とする。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成15年3月19日条例第13号抄)  
**(施行期日)**

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則** (平成17年10月6日条例第72号)  
**(施行期日)**

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条及び次項の規定は平成18年2月1日から施行する。

**(経過措置)**

2 第2条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成19年3月20日条例第5号)  
この条例は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成18年法律第115号)の施行の日から施行する。(平成19年政令第328号で、同19年12月19日から施行)

**附 則** (平成25年3月26日条例第28号)  
この条例は、平成25年10月1日から施行する。

**附 則** (平成26年7月15日条例第48号)  
この条例は、平成26年10月1日から施行する。

**附 則** (平成26年10月15日条例第69号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成27年12月24日条例第56号）  
（施行期日）

1 この条例は、平成28年6月23日から施行する。（後略）

**附 則**（平成30年3月22日条例第17号）  
この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和2年12月22日条例第56号）  
この条例は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**（令和6年3月26日条例第13号）  
この条例は、令和6年4月1日から施行する。

**附 則**（令和6年10月16日条例第41号）  
この条例は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第25号）の施行の日から施行する。

**附 則**（令和7年3月25日条例第5号）  
（施行期日）

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。（後略）





第5次岐阜県青少年健全育成計画  
(令和7年度～令和11年度)

発行年月：令和7年3月

発行者：岐阜県環境生活部私学振興・青少年課

〒500-8570

岐阜市藪田南2-1-1

TEL 058-272-1111 (代表)